

令和6年版

東日本大震災 復興白書

【特集（TOPICS）】

- ・ 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域における復興・再生に向けた取組
- ・ 福島国際研究教育機構（F-REI）の取組状況

令和6年12月

本白書は、東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 10 条の 2 の規定に基づき令和 6 年 12 月に国会に報告した「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」を基に作成したものであり、同報告と同じ内容である。

【目次】

本報告の位置付け	1
----------------	---

第 1 部 特集 (TOPICS)	2
-------------------------	---

I 特集① 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域における復興・再生に向けた取組	2
---	---

1 特定復興再生拠点区域について	3
------------------------	---

(1) 特定復興再生拠点区域について	3
--------------------------	---

①制度創設の背景	3
----------------	---

②制度の概要	4
--------------	---

③特定復興再生拠点区域復興再生計画について	5
-----------------------------	---

(2) 特定復興再生拠点区域における各自治体の取組	6
---------------------------------	---

①双葉町	6
------------	---

②大熊町	7
------------	---

③浪江町	8
------------	---

④富岡町	9
------------	---

⑤飯舘村	10
------------	----

⑥葛尾村	11
------------	----

2 特定帰還居住区域について	13
----------------------	----

(1) 特定帰還居住区域について	13
------------------------	----

①制度創設の背景	13
----------------	----

②制度の概要	15
--------------	----

③特定帰還居住区域復興再生計画について	15
---------------------------	----

(2) 特定帰還居住区域における取組	17
--------------------------	----

①除染等の状況	17
---------------	----

②避難指示解除に向けた対応	18
---------------------	----

3 総括	18
------------	----

II 特集② 福島国際研究教育機構 (F-REI) の取組状況	19
---------------------------------------	----

(1) 研究開発の加速と研究体制の整備	20
---------------------------	----

(2) 産業化に向けたネットワークの構築やシーズ・ニーズの把握等	21
--	----

(3) 人材育成の推進	23
-------------------	----

(4) 司令塔機能の更なる充実等	24
------------------------	----

（５）世界に冠たる研究機関としての国際展開	27
（６）施設基本計画の策定	27
（７）生活環境の充実	28

第２部 復興の現状と取組 29

I 復興の歩みと直近の動向	29
1 これまでの復興の歩み	29
（１）経験したことのない複合的な大災害	29
（２）復興に向けた枠組等	29
①特別な法律等	29
②組織	30
③復興基本方針	31
（３）復興に向けた取組の状況及び今後の方向性	32
2 直近１年間の主な動向	36
【令和５年１０月～１２月】	36
【令和６年１月～３月】	36
【令和６年４月～６月】	39
【令和６年７月～９月】	39
現地復興レポート ～岩手復興局編～	41
現地復興レポート ～宮城復興局編～	42
現地復興レポート ～福島復興局編～	43
II 地域・分野ごとの状況	44
1 地震・津波被災地域	44
（１）被災者支援	44
①避難者等の状況	44
②被災者支援に関する取組	44
（２）住まいとまちの復興	48
①住宅再建・復興まちづくり及び生活環境の整備等	48
②被災地の経済発展の基盤となる公共インフラ等の構築等	50
（３）産業・生業（なりわい）の再生	52
①被災地経済の概況	52
②産業復興の加速化	54
③農林水産業の再生	57
（４）観光の復興	57

（５）「新しい東北」の創造	58
①先進的な取組の加速化	58
②官民連携を推進する情報基盤の整備	58
③「新しい東北」の創造に向けた取組に関するノウハウの普及・展開	59
④情報発信の強化	59
（６）地方創生との連携強化	60
①復興局職員の内閣府併任による地方創生施策の相談窓口機能の強化	60
②地方創生人材支援制度の活用	60
③プロフェッショナル人材事業の沿岸部展開への支援	61
④復旧・復興事業とデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）事業との連携	61
⑤各種地方創生関連セミナー等の活用	61
２ 原子力災害被災地域	62
（１）現状と取組の方向性	62
（２）事故収束（廃炉・汚染水・処理水対策）	62
①中長期ロードマップを踏まえた安全かつ着実な実施	62
②対策の進捗状況・放射線データ等の情報発信	64
③作業員の労働環境改善等	65
（３）環境再生	65
①除染実施計画に基づく面的除染	65
②中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の最終処分・再生利用に向けた取組	66
③福島県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の処理	68
④福島県外の指定廃棄物の処理	68
（４）避難指示解除	69
①避難指示区域の見直し	69
②避難指示解除準備区域等及び特定復興再生拠点区域における避難指示解除	70
③帰還困難区域の取扱い	73
（５）帰還・移住等の促進、生活再建等	74
①放射線量等のモニタリング等とその結果の情報提供	74
②住民の帰還・生活再開に必要な環境整備等	75
③被災者支援	76
④子ども被災者支援法	76
⑤魅力ある教育環境づくり	76
⑥医療・介護・福祉に関する支援	77
⑦一団地の復興再生拠点の整備	78
⑧原子力損害賠償の円滑な実施	78

⑨長期避難者の生活拠点の形成に向けた支援	79
⑩避難指示区域等の住民の帰還意向	80
⑪既存ストックを活用したまちづくりの支援	80
⑫鳥獣被害対策の推進	80
⑬「福島12市町村の将来像」の個別具体化・実現に向けた取組	81
⑭移住・定住等の促進	81
(6) 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等	82
①福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた取組	82
②福島新エネ社会構想の実現に向けた取組	83
③「福島再生・未来志向プロジェクト」	84
(7) 福島国際研究教育機構 (F-REI)	85
①設立の経緯	85
②F-REI の位置付け及び役割	90
③組織体制	90
(8) 事業者・農林漁業者の再建	91
①事業・生業（なりわい）の再建	91
②企業立地支援による雇用創出・産業集積等	92
③営農再開	92
④森林・林業の再生	93
⑤漁業の再生	94
(9) 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進	94
①風評払拭等に関する戦略・風評対策タスクフォース	94
②被災児童生徒へのいじめ防止	94
③福島県の農林水産品の風評払拭の総合的支援	95
④福島県産農産物等の流通の実態調査等	95
⑤教育旅行を含めた観光復興	95
⑥輸入規制の撤廃	95
⑦課税の特例	96
⑧放射線に係る住民等の健康管理	96
3 復興の姿と震災の記憶・教訓の発信	98
(1) 復興に係る広報	98
(2) 「大阪・関西万博」を契機とした復興に向けた情報発信	98
(3) 震災の記憶と教訓の後世への継承	99
①国営追悼・祈念施設	99
②復興全般にわたる取組の集約・総括	99
③防災教育の更なる充実	101

4 復興を支える仕組みと予算・決算	102
（１）復興を支える仕組み	102
①復興特区の活用状況	102
②復興交付金の活用状況	102
③福島再生加速化交付金等の活用状況	103
④職員応援等の状況	104
（２）予算・決算	105
①復旧・復興事業の規模と財源	105
②予算（令和５年度・６年度）	105
③決算（令和５年度）	108

参考資料 109

①避難者の減少（p44 関連）	109
②避難先地域別の避難者の数（p44 関連）	109
③応急仮設住宅等の入居状況（p44 関連）	110
④心のケアセンター相談件数（p47 関連）	111
⑤これまでの加速化措置の主な内容（p48 関連）	112
⑥被災３県の災害公営住宅及び民間住宅等用地地の整備に係る進捗状況（p48 関連）	113
⑦公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況（p48～p51 関連）	114
⑧被災３県における土地区画整理事業の造成地及び移転元地の活用率（p49 関連）	118
⑨津波被災農地の復旧・復興状況（p51 関連）	118
⑩水産業の復旧・復興状況（p51 関連）	119
⑪３県の総生産の変化（p52 関連）	120
⑫公共工事前払金保証の件数・請負金額（p53 関連）	120
⑬外国人延べ宿泊者数の伸び率の推移（平成 22 年比）（p53 関連）	121
⑭旅客自動車運送事業による輸送（p53 関連）	122
⑮旅客船事業による輸送（p53 関連）	122
⑯百貨店・スーパー販売額の推移（p53 関連）	123
⑰事業者の震災直前の売上水準からの変化状況（p53 関連）	124
⑱売上げが減少した理由（p53 関連）	125
⑲３県の沿岸市町村における民営事業所数の推移（p53 関連）	126
⑳雇用の状況（新規求人倍率・有効求人倍率、平成 23 年～令和 6 年）（p54 関連）	128

②①雇用保険被保険者数の推移（p54 関連）	129
②②雇用の状況（ミスマッチの例）（p54 関連）	130
②③各企業立地補助金の執行状況（p54 関連及び p92 関連）	131
②④仮設施設の竣工数（p56 関連）	131
②⑤仮設施設の入居事業者数・退去事業者数（p56 関連）	131
②⑥「まちなか再生計画」認定状況（p56 関連）	132
②⑦東日本大震災による福島県全体の避難者数（p70 関連）	134
②⑧令和5年度住民意向調査「帰還意向」について（p80 関連）	134
②⑨福島県「県民健康調査」における基本調査（p97 関連）	135
③⑩福島県におけるホールボディ・カウンタ検査（p97 関連）	136
③⑪3県の主な追悼施設・震災遺構等（p100 関連）	137
③⑫復興推進計画の認定状況（令和5年10月1日～令和6年9月30日）（p102 関連）	138
③⑬復興整備計画の公表状況（p102 関連）	139
③⑭復興交付金（県別の交付可能額）（p103 関連）	140
③⑮復興交付金を活用した主な事業（事業間流用後の事業費）（p103 関連）	142

本報告の位置付け

東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 10 条の 2 では、「政府は、復興庁が廃止されるまでの間毎年、国会に、東日本大震災からの復興の状況を報告しなければならない」とされている。本報告は、この規定に基づき、東日本大震災からの復興の状況について、令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの間を中心に取りまとめたものである。

また、『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和 3 年 3 月 9 日閣議決定、令和 6 年 3 月 19 日変更）では、「毎年度、本基本方針の実施状況を含む復興の状況についてフォローアップを行い、その結果を国会に報告するとともに、適切に公表する」とされており、本報告は、このフォローアップを兼ねるものである。

本報告では、特記のない限り、令和 6 年 9 月 30 日時点における状況を記載している。

第 1 部 特集 (TOPICS)

I 特集① 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域 における復興・再生に向けた取組

原子力災害被災地域においては、原発事故に伴い避難指示が発出された地域のうち、令和 2 年 3 月までに、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除された。帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域については、令和 5 年 11 月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村の 6 町村の同区域において避難指示が全て解除され、また、特定復興再生拠点区域外についても、「特定帰還居住区域」が制度として創設され、令和 6 年 4 月までに大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町の特定帰還居住区域復興再生計画について内閣総理大臣が認定を行うなど、避難指示解除に向けた取組が着実に進展している。

ここでは、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域について、制度創設の経緯や概要、復興・再生に向けた取組を紹介する。

【ポイント】

- 帰還困難区域については、平成 29 年に福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「福島特措法」という。）を改正し、帰還困難区域のうち、5 年を目途に避難指示の解除により住民の帰還を目指す「特定復興再生拠点区域」制度を創設した。
- 平成 29 年から平成 30 年にかけて、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村の 6 町村において特定復興再生拠点区域復興再生計画を作成、内閣総理大臣が認定し、令和 5 年 11 月までに 6 町村の特定復興再生拠点区域全てにおいて避難指示を解除した。避難指示解除後も、引き続き、住民の帰還促進に向け、生活環境の整備や産業・なりわいの再生に取り組んでいく。
- 特定復興再生拠点区域外については、2020 年代をかけて、帰還意向のある住民が全員帰還できるよう、令和 5 年に福島特措法を改正し、特定復興再生拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設した。
- 令和 6 年 4 月までに、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町の 4 町において「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、内閣総理大臣の認定を受け、当該計画に基づき、4 町において順次、除染等を開始している。引き続き、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めていく。

1 特定復興再生拠点区域について

(1) 特定復興再生拠点区域について

①制度創設の背景

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)の事故により必要となった住民の避難等の措置については、「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(同年 12 月 26 日原子力災害対策本部決定)を受けて、線量水準に応じ、「帰還困難区域」、「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」が設定されていた。

これらの区域に関する避難指示については、除染やインフラ整備等が進展したことに伴い、「居住制限区域」は平成 31 年 4 月 10 日までに、「避難指示解除準備区域」は令和 2 年 3 月 4 日までに、それぞれ全ての避難指示が順次解除されており、現在は、「帰還困難区域」のみが残されている状況にある。

「帰還困難区域」については、「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」(平成 28 年 8 月 31 日原子力災害対策本部・復興推進会議決定)において、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととされた。このような方針を踏まえ、平成 29 年 5 月 19 日に福島特措法を改正し、帰還困難区域のうち、5 年を目途に避難指示の解除により住民の帰還を目指す「特定復興再生拠点区域」制度を創設した。

<参考：区域見直し後の避難指示区域>

①避難指示解除準備区域	避難指示区域のうち、平成 24 年 3 月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が 20mSv 以下となることが確実であることが確認された地域。 当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなるが、除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域である。
②居住制限区域	避難指示区域のうち、平成 24 年 3 月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が 20mSv を超えるおそれがあると確認された地域。 将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧などを計画的に実施する。

③帰還困難区域	避難指示区域のうち、平成 24 年 3 月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が 50mSv を超える地域。
---------	--

* 「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成 23 年 12 月 26 日原子力災害対策本部決定)を基に復興庁作成

②制度の概要

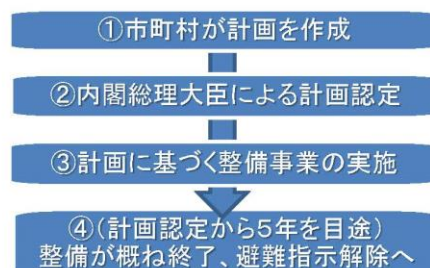
「特定復興再生拠点区域」制度は、帰還困難区域をその区域に含む市町村（以下「特定避難指示区域市町村」という。）の長が、特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するため、避難指示解除後の土地利用を想定した「特定復興再生拠点区域復興再生計画」（後述③を参照）を作成し、内閣総理大臣の認定を受け、認定された計画に基づき、各事業主体が連携して、産業の復興及び再生、公共施設の整備、生活環境の整備、土壌等の除染等の措置、除去土壌の処理並びに廃棄物の処理を一体的かつ効率的に行い、集中的に整備に取り組むことにより、円滑かつ確実な帰還環境の整備を実現することを目指している。

<参考：「特定復興再生拠点区域」制度の概要>

特定復興再生拠点区域復興再生計画

- 福島復興再生特別措置法の改正(2017年5月)により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

【特定復興再生拠点区域の例（双葉町）】



■ 計画の認定基準

項目	内容
区域の条件に該当	・除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減 ・地形や従前の集落の状況等から帰還する住民の生活や地域経済の再建等の拠点となる区域として適切 ・既存の公共施設等の立地等を踏まえ、効率的整備が可能な規模
復興再生への寄与	・計画の目標が住民の帰還意向等を踏まえて適確 ・計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる
円滑かつ確実な実施	・計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切

■ 計画認定の効果

- ◆ 認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施(費用は国の負担)
- ◆ 帰還困難区域では適用できなかった「一団地の復興再生拠点整備制度」等を適用可能

③特定復興再生拠点区域復興再生計画について

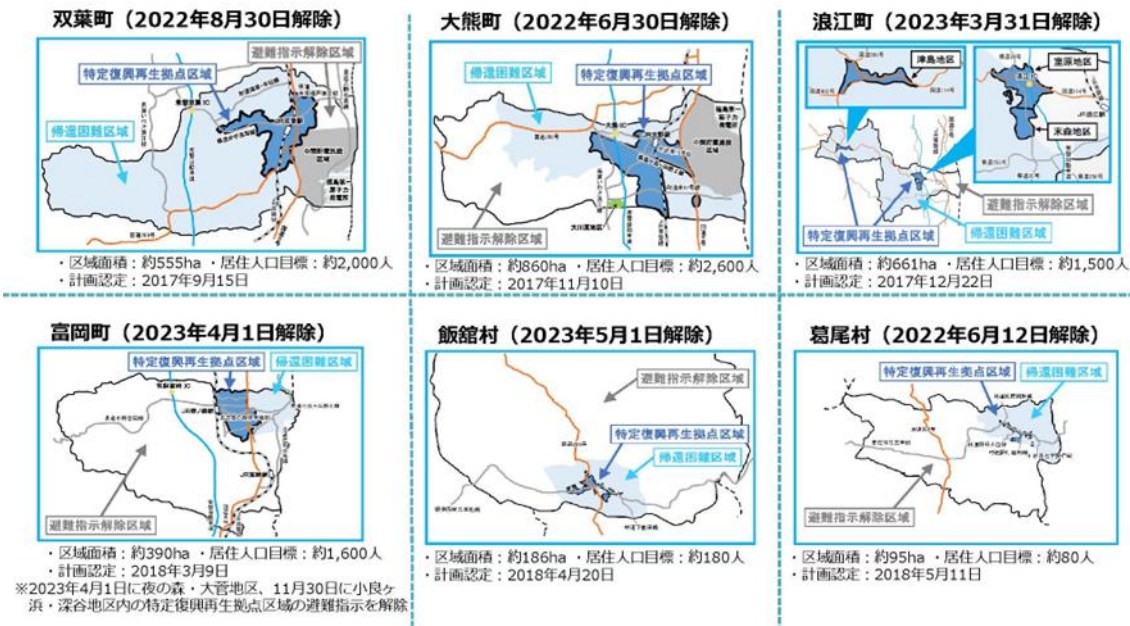
平成 29 年から平成 30 年にかけて、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村の 6 町村において特定復興再生拠点区域復興再生計画を作成、内閣総理大臣の認定を受け、当該計画に基づき、除染や家屋等の解体、インフラの整備及び買物、医療・介護等の生活環境整備を進めてきた。

令和 2 年 3 月には、帰還困難区域としては初めて、双葉町、大熊町及び富岡町の特定復興再生拠点区域の一部区域の避難指示の解除を行った。これを受け、同月 14 日に JR 常磐線が全線で運転を再開した。また、令和 4 年 6 月には葛尾村、大熊町、同年 8 月には双葉町、令和 5 年 3 月には浪江町、同年 4 月には富岡町、同年 5 月には飯舘村の特定復興再生拠点区域の避難指示を解除し、帰還困難区域において初めて住民の帰還が可能となった。加えて、令和 5 年 11 月に富岡町で残る区域の避難指示を解除し、6 町村の特定復興再生拠点区域全てにおいて避難指示の解除を完了した。

<参考：特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定日と避難指示解除日>

町村名	計画認定日	特定復興再生拠点区域の避難指示解除日
双葉町	平成 29 年 9 月 15 日	令和 2 年 3 月 4 日（JR 常磐線双葉駅周辺） 令和 4 年 8 月 30 日
大熊町	平成 29 年 11 月 10 日	令和 2 年 3 月 5 日（JR 常磐線大野駅周辺） 令和 4 年 6 月 30 日
浪江町	平成 29 年 12 月 22 日	令和 5 年 3 月 31 日
富岡町	平成 30 年 3 月 9 日	令和 2 年 3 月 10 日（JR 常磐線夜ノ森駅周辺） 令和 5 年 4 月 1 日（夜の森・大菅地区） 11 月 30 日（小良ヶ浜・深谷地区内）
飯舘村	平成 30 年 4 月 20 日	令和 5 年 5 月 1 日
葛尾村	平成 30 年 5 月 11 日	令和 4 年 6 月 12 日

＜参考：認定された特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要＞



（２）特定復興再生拠点区域における各自治体の取組

特定復興再生拠点区域では、除染や家屋等の解体、公的住宅・商業施設・診療所・交流施設の整備など、住民が安心して帰還でき、円滑に生活を再開・継続できる環境の整備を進めている。避難指示解除後も、引き続き、住民の帰還促進に向け、生活環境の整備や産業・なりわいの再生に取り組んでいく。

①双葉町

双葉町の特定復興再生拠点区域では、令和４年８月３０日に避難指示が解除され、双葉駅西側一団地事業区域内において、災害公営住宅と福島再生賃貸住宅の全８６戸について整備が完了し、令和６年６月までに全戸供用が開始され、住環境の整備が進んでいる。また、令和５年２月には、同一団地内に内科診療所が開業した。

買物環境では、令和４年６月から、双葉駅東側に移動販売車によるサービス提供が開始し、また、令和６年７月には、コインランドリーも開店しており、住民にとって欠かせない生活環境が着々と整備されつつある。

＜参考：双葉駅西側住宅＞



＜参考：双葉町診療所＞



＜参考：移動販売車＞



＜参考：コインランドリー＞



②大熊町

大熊町の特定復興再生拠点区域では、令和4年6月30日に避難指示が解除され、避難指示解除に合わせて旧大野小学校の改修を行い、令和4年7月には、町の基幹産業創出の場として、貸事務所や交流スペース等を備えた「大熊インキュベーションセンター」が開所した。町の復興に資する技術等を有する企業等の誘致を進めるとともに、大熊町内での創業を支援している。

また、大熊町がJR常磐線大野駅周辺に福島再生賃貸住宅を整備するとともに、戸建て住宅の建設を希望する住民のために宅地分譲を実施している。さらに、産業交流施設「CREVA おおくま」や商業施設「クマSUNテラス」を含む複合施設が整備される（令和6年9月30日時点 建設中）など、JR常磐線大野駅を中心とした特定復興再生拠点区域の整備が多角的な視点で進められている。

＜参考：大熊インキュベーションセンター＞



＜参考：福島再生賃貸住宅＞



＜参考：産業交流施設「CREVA おおくま」及び商業施設「クマ SUN テラス」の完成イメージ＞



③浪江町

浪江町の特定復興再生拠点区域では、令和5年3月31日に避難指示が解除された。津島地区では、令和5年3月に福島再生賃貸住宅が10戸整備され、翌月には入居が開始されるとともに、食品等の移動販売車によるサービス提供も開始され、生活環境が整い始めた。

また、大堀地区では、令和5年6月に陶芸の杜おおぼりが再開されたほか、室原地区では、令和6年4月に浪江町防災交流センターの供用が開始された。

＜参考：津島地区の福島再生賃貸住宅と移動販売車によるサービス提供の様子＞



＜参考：陶芸の杜おおぼり＞



＜参考：浪江町防災交流センター＞



④富岡町

富岡町の特定復興再生拠点区域では、令和5年4月1日に夜の森地区・大菅地区、同年11月30日に小良ヶ浜・深谷地区内の避難指示が解除され、一体的なまちづくりが進むステージにある。

令和2年3月には、JR常磐線の全線再開に伴い、特定復興再生拠点区域のうち、JR常磐線夜ノ森駅周辺の避難指示が先行的に解除され、JR常磐線夜ノ森駅が再開されるとともに、路線バスの乗り入れなどにより、公共交通サービスの利便性向上を図っている。

また、桜並木の改良・整備と併せて、令和5年3月に「夜の森公園」、令和6年3月に「夜の森つつみ公園」の機能回復による再生により、復活した富岡町のシンボル「夜の森の桜」が多くの人を呼び寄せている。

<参考：JR 常磐線夜ノ森駅>

<参考：夜の森公園>



<参考：夜の森桜並木>



⑤飯舘村

飯舘村の特定復興再生拠点区域では、令和5年5月1日に避難指示が解除され、同時期に集会所、災害用倉庫等の機能を有するコミュニティーセンターが開所した。また、避難指示解除の前年より、営農等を見据えた井戸掘削に取り組み、令和4年中に4か所、令和5年中に4か所の井戸が整備された。

さらに、特定復興再生拠点区域内では、地区住民や学生、復興を支援する地区外の人々の交流が盛んに行われており、特定復興再生拠点区域内のにぎわいを取り戻す取組が進んでいる。

＜参考：長泥コミュニティーセンター＞



＜参考：同センターで行われた植樹祭における地区内外の人々の交流の様子＞



⑥葛尾村

葛尾村の特定復興再生拠点区域では、令和4年6月12日に避難指示が解除された。同区域は、主に「中心地区再生ゾーン」と「農業再生ゾーン」で構成され、住民の生活に欠かせない村道や生活道路が整備されている。

「中心地区再生ゾーン」では、既設の集会所が復旧されたほか、一時的に帰村する際に宿泊することも可能な交流施設や帰還予定者のための深井戸が整備された。「農業再生ゾーン」では、野菜や水稻などの実証栽培が行われるなど、農業を中心に据えた拠点づくりが進められている。

<参考：村道の修繕、生活道路の舗装>



<参考：宿泊交流施設、深井戸>



<参考：水稻、そばの栽培>



<参考：実証栽培（野菜）>



2 特定帰還居住区域について

(1) 特定帰還居住区域について

①制度創設の背景

特定復興再生拠点区域における取組が進められている一方で、特定復興再生拠点区域外については、避難指示解除のための具体的な方針が示されておらず、特定復興再生拠点区域外への帰還を望む住民の避難生活が余儀なくされている状況にあり、地元住民からの「特定復興再生拠点区域外の自宅に戻りたい」「元居た場所で生活を再開したい」といった声とともに、地元自治体からも特定復興再生拠点区域外の避難指示解除の方針を早急に示してほしいとの強い要望が示されてきた。このような状況を踏まえ、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」（令和3年8月31日原子力災害対策本部・復興推進会議決定）において、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていくこととされた。

当該方針を実現するため、令和5年6月に福島特措法を改正し、特定避難指示区域市町村の長が、特定復興再生拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設した。

<参考：特定復興再生拠点区域外における対応>

- 令和2年3月までに、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示を解除。
- 帰還困難区域についても、令和4年には葛尾村、大熊町、双葉町、令和5年には富岡町、浪江町、飯館村において特定復興再生拠点区域の避難指示が全て解除。
- 帰還困難区域を抱える自治体は、拠点区域外への帰還・居住に向けて、避難指示解除の方針を早期に提示してほしいと強く要望。



(1) 帰還・居住したいとの要望への対応

- ・ 地元自治体は、全域の除染・家屋解体を実施した上での解除を要望。
- ・ 拠点区域外の住民も、震災から10年が経過し、拠点区域外の方針提示を強く期待。
- ・ 与党第10次提言（R3.7.20総理手交）において、拠点区域外にある自宅に帰りたいという住民の思いに応える新たな方向性を提示。
- ・ 与党提言も踏まえ、拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する方針を政府として決定。（R3.8.31）

(2) 土地活用したいとの要望への対応

- ・ 拠点区域外を土地活用し、避難指示を解除してほしいとの要望もあり。
- ・ 地元自治体の強い意向がある場合に限り、住民の安全の確保を前提として、住民が日常的な生活を営むことが想定されない土地活用に向けた拠点区域外の避難指示解除を可能にする仕組み（「土地活用スキーム」）を、原子力災害対策本部で決定。（R2.12.25）

「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」

(2021年8月31日復興推進会議・原子力災害対策本部合同会合決定) (概要)

(1) 拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針

2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、**帰還意向を個別に丁寧に把握し、拠点区域外の避難指示解除の取組を進める。**

- 【帰還意向確認】 すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回実施。なお、営農については、帰還意向確認と併せて意向確認し、自治体とも協議しながら対応。
- 【除染開始時期】 拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく、除染を開始。
- 【除染範囲】 帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減し、住民の安全・安心に万全を期するため、十分に地元自治体と協議・検討。
- 【予算・財源】 除染・解体は国の負担。
- 【その他】 居住・生活に必要なインフラ整備は効率的に実施。
立入制限の緩和についても必要な対応を実施。
- 【残された課題】 帰還意向のない土地・家屋等の扱いについては、引き続き重要な課題。地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進める。

(2) 帰還困難区域を抱える自治体への個別支援の推進

活力ある地域社会の再生・持続を図るため、拠点区域外の避難指示解除のみならず、**避難指示解除区域や拠点区域への帰還及び移住・定住を促進。**

<参考：福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第49号）の概要>

<福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律> (令和5年6月9日公布・施行)

改正法の概要

「特定帰還居住区域」の創設

○市町村長が、**拠点区域外において**、避難指示解除による**住民の帰還**及び当該住民の帰還後の**生活の再建**を目指す「**特定帰還居住区域**」を設定できる制度を創設

(区域のイメージ)

帰還住民の**日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲**で設定 (要件は以下通り)

- ①放射線量が一定基準以下に低減できること
- ②一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、事故前の住居で生活の再建を図ることができること
- ③計画的かつ効率的な公共施設等の整備ができること
- ④拠点区域と一体的に復興再生できること

○市町村長が特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む「**特定帰還居住区域復興再生計画**」を作成し、**内閣総理大臣が認定**

○認定を受けた計画に基づき、以下の**国による特例措置**等を適用

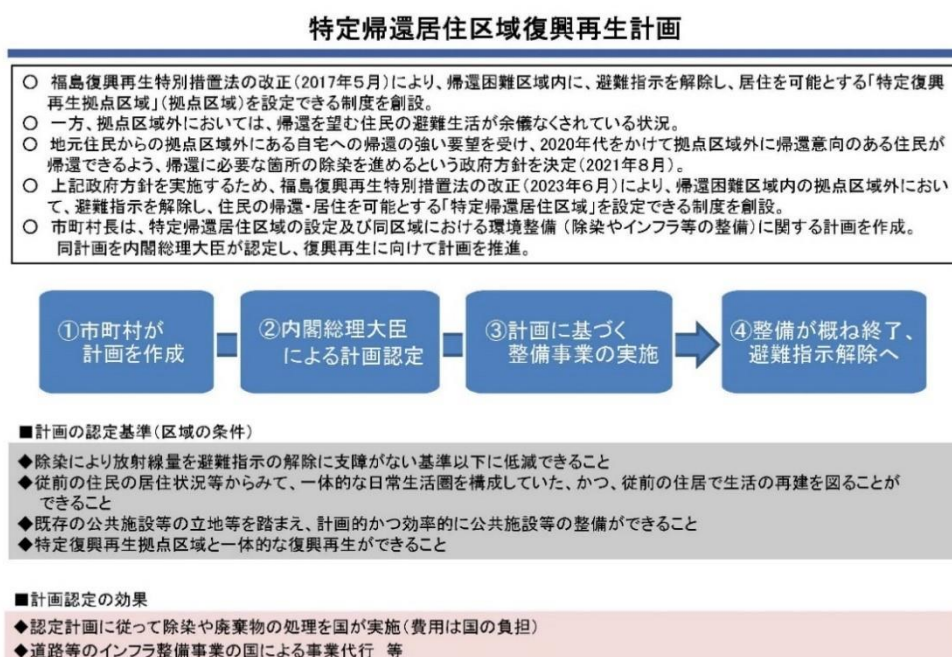
- (1)除染等の実施(国費負担) (2)道路等の**インフラ整備の代行**

避難指示解除の取組を着実に進めていき、拠点区域外の帰還困難区域において、**帰還意向のある住民の帰還の実現・居住人口の回復を通じた自治体全体の復興を後押し**

②制度の概要

「特定帰還居住区域」制度は、特定避難指示区域市町村の長が、特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む「特定帰還居住区域復興再生計画」（後述③を参照）を作成し、内閣総理大臣の認定を受け、認定された計画に基づき、国による除染等の実施や道路・上下水道等のインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めることで、帰還意向のある住民の帰還の実現及び居住人口の回復を通じた自治体全体の復興推進を目指すものである。

<参考：特定帰還居住区域制度の概要>



③特定帰還居住区域復興再生計画について

「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」（令和3年8月31日原子力災害対策本部・復興推進会議決定）における、「国及び地元自治体は、拠点区域外の住民の帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除を行う」との方針を踏まえ、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町では令和4年度に、葛尾村では令和5年度に、平成23年3月11日時点で住民登録していた者のうち、特定復興再生拠点区域外に土地・建物を所有している者と、その方と同居していた親族を対象に、帰還意向調査を開始した。

帰還意向調査の結果を踏まえ、大熊町及び双葉町では、両町の一部区域について、令和5年度から先行的な除染を実施するため、それぞれ特定帰還居住区域復

興再生計画が作成され、令和５年９月に内閣総理大臣が認定を行った。続けて、令和６年１月に浪江町、同年２月に富岡町が、特定帰還居住区域復興再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受け、また、大熊町においては令和６年２月に、双葉町においては同年４月に、それぞれ特定帰還居住区域の追加を行うための計画変更について内閣総理大臣の認定を受けた。

葛尾村については、今後、特定帰還居住区域復興再生計画を作成予定である。また、帰還意向調査は、自治体の意向も踏まえて複数回実施することとしており、令和６年度に、浪江町において２回目の帰還意向調査を実施している。

<参考：特定復興再生拠点区域外への帰還意向調査の結果>

	大熊町 ※１	双葉町 ※１	浪江町 ※１	富岡町 ※１	合計
発送数（部）	813	577	1032	322	2744
調査対象世帯数 （世帯）※２	604	422	760	244	2030
返送世帯数 （世帯）	370	267	444	187	1268
帰還意向あり （世帯）※３	198 (33%)	168 (40%)	256 (34%)	92 (38%)	714 (35%)
帰還希望なし （世帯）	107	38	117	46	308
保留（世帯）	65	61	71	49	246

* 各自治体ＨＰにおける公表情報を基に復興庁において作成

* 葛尾村については、対象世帯に限られるため、個人情報保護の観点から結果は非公表

※１：<調査開始及び集計時点>

大熊町（開始：令和４年８月１９日、集計：令和６年１月３１日）

双葉町（開始：令和４年８月２６日、集計：令和６年３月８日）

浪江町（開始：令和４年１１月３０日、集計：令和５年１２月５日）

富岡町（開始：令和４年１２月２３日、集計：令和６年１月１７日）

※２：調査書類は原則として世帯主に発送しているが、世帯員が複数個所に分かれて居住している場合、それぞれの住所へ調査書類を送付しているため、発送数と調査対象世帯数は一致しない。

※３：括弧内は「調査対象世帯数（世帯）」における「帰還意向あり」の占める割合。

＜参考：認定された特定帰還居住区域復興再生計画の概要＞

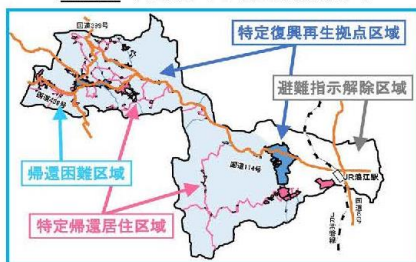
【大熊町（令和5年9月29日認定、令和6年2月2日変更）】



【双葉町（令和5年9月29日認定、令和6年4月23日変更）】



【浪江町（令和6年1月16日認定）】



【富岡町（令和6年2月16日認定）】



（２）特定帰還居住区域における取組

①除染等の状況

各町の特定帰還居住区域においては、特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、順次、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組が進められており、大熊町及び双葉町については令和5年12月20日に、浪江町については令和6年6月20日に、富岡町については同年9月5日に、環境省が除染や家屋等の解体を開始している。

＜参考：環境省による除染作業＞



②避難指示解除に向けた対応

特定帰還居住区域について、2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、除染、インフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めていく。なお、『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定、令和6年3月19日変更、以下「第2期復興基本方針」という）においては、「帰還の早期実現を求める声や地元自治体の意向も踏まえ、必要に応じ、除染やインフラ整備等が進捗した地域から段階的に避難指示を解除することも検討する。」こととしており、避難指示解除の時期については、除染やインフラ整備等の進捗状況も踏まえながら、国と地元自治体が十分に協議をしながら決定していくこととしている。

また、「特定帰還居住区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて」（令和5年8月15日原子力災害対策本部決定）においては、「特定帰還居住区域における放射線防護対策について」（令和5年8月2日原子力規制委員会了承）も踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な放射線防護対策や科学的根拠に基づくリスクコミュニケーションに取り組むとともに、空間線量率などそれぞれの土地の状況や地元自治体の意向も踏まえ、帰還困難区域において、バリケードなど物理的な防護措置を実施しない立入規制の緩和を行うことを含め、住民等の今後の活動の在り方について検討を行うこととしている。

3 総括

帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任をもって取り組む」との決意の下、まずは、6町村の特定復興再生拠点区域について、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、除染や家屋等の解体、インフラ整備を実施し、令和5年11月までに同区域において避難指示が全て解除されたところである。避難指示解除後も引き続き、買物、医療・介護等の生活環境整備などの帰還環境の整備を進めていく。特定帰還居住区域については、帰還意向のある住民が一日でも早く帰還できるよう、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を着実に進めていく。

Ⅱ 特集② 福島国際研究教育機構（F-REI）の取組状況

令和5年4月、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指し、「福島国際研究教育機構（以下「F-REI」という。）」が設立され、1年が経過した。

ここでは、F-REIの最近の取組状況を中心に紹介する。（設立までの経緯等については、第2部を参照。）

【ポイント】

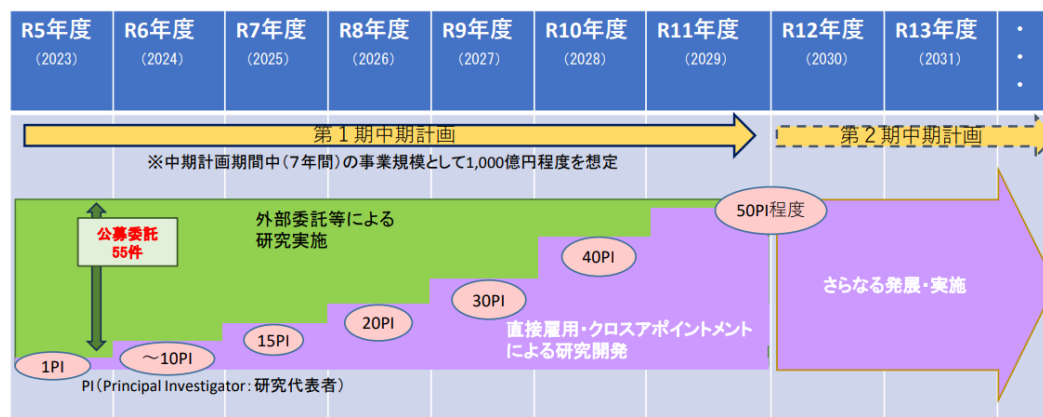
- 令和5年4月に設立されたF-REIでは、福島の優位性を発揮できる①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野を基本として、研究開発に取り組んでおり、困難環境下でのロボット・ドローン活用促進に向けた研究開発や土地利用型農業における超省力生産技術の技術開発・実証などの研究を開始している。今後は、段階的にインハウス研究へ移行し、50程度の研究グループによる研究体制を目指し研究開発環境を整備していく。
- 産業化に向けて、ネットワークの構築に関しては、令和5年10月に仙台市で「F-REI産学官ネットワーク・セミナー」を開催したほか、シーズ・ニーズの把握に関しては、令和5年度は福島浜通り地域等15市町村で「市町村座談会」を開催し、令和6年度は、浜通りに加え県内4地域でイノベ構想参画セミナーと合同で広域開催を進めている。また、令和6年1月にロゴマークを決定するなど、認知度向上に向けた情報発信にも取り組んだ。
- 人材育成の推進に関しては、まずは、立地地域等において様々な分野の研究者や技術者を育成する体制を構築することを目指しており、特に先端的な研究開発の実施に不可欠な研究人材の育成・確保を図る観点から、連携大学院制度を活用した大学院生への研究指導・人材育成を進めることとしている。令和6年3月に東北大学医学研究科への連携講座設置に関する協定を締結した。そのほか、理事長をはじめとする役員等が科学技術の魅力等を福島県内の大学生・高校生等に対して講義する「F-REIトップセミナー」のほか、福島県内の小中学生や親を対象とした科学実験教室「F-REIサイエンスラボ」を実施しており、令和6年8月に国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）、福島工業高等専門学校と連携して「エフレイ・QSTサイエンスラボ『夏休み応援企画、親子でワクワク科学実験』」がいわき市で開催された。

- 司令塔機能の充実に関しては、令和7年4月の福島ロボットテストフィールド（以下「RTF」という。）のF-REIへの統合について、令和6年6月に福島県と基本合意書を締結した。また令和7年4月の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）廃炉環境国際共同研究センター（CLADS）及び国立環境研究所（以下「NIES」という。）福島地域協働研究拠点における放射性物質の環境動態研究のF-REIへの統合について、令和6年7月に福島県、JAEA及びNIESと基本協定及び実施協定を締結し、施設統合に向けた準備を進めている。
- 世界に冠たる研究機関としての国際展開に関しては、国際アドバイザーとの意見交換のほか、米国パシフィック・ノースウエスト国立研究所（以下「PNNL」という。）との協力覚書の締結に合意し、令和6年10月に署名式が東京で行われた。施設整備については、施設整備のコンセプト等の設計条件を盛り込んだ「福島国際研究教育機構の施設基本計画」（令和6年1月30日復興大臣決定）を策定した。また、生活環境の充実にしても、民間の最先端の知見や技術、ノウハウを活用し、官民共創型で実証事業に取り組む「浜通り復興リビングラボ」を実施している。

（１）研究開発の加速と研究体制の整備

F-REIにとって第1期中期目標期間（中期計画期間）となる令和5年4月から令和12年3月までの7年間においては、「基盤作りと存在感の提示」に重点を置くこととしており、F-REIの施設が整備され、その活動が本格的に軌道に乗ることが見込まれる令和12年4月以降の第2期を見据えながら、第1期にあっては、たゆむことなく復興に貢献できるよう、取組を進めることとしている。第1期中期計画期間中（7年間）の研究開発等の事業規模として、1,000億円程度が想定されている。

<参考：F-REI ロードマップ（イメージ）>



* 第3回新産業創出等研究開発協議会資料から抜粋

F-REI は、研究開発において、福島県の優位性を発揮できる、①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野を基本として取り組むこととし、また、福島県の復興・再生の進捗に応じた研究開発のニーズや科学技術の進展等を踏まえ、柔軟に取組を実施することとしている。

F-REI は、各分野における研究課題の設定に当たっての方針を策定するとともに、各分野において専門的知見を有する分野長及び副分野長を任命し、研究課題の立案にあたるなど、戦略的に研究開発を推進している。令和5年度においては、例えば、困難環境下でのロボット・ドローン活用促進に向けた研究開発や、土地利用型農業における超省力生産技術の技術開発・実証、水素エネルギーネットワーク構築に向けた研究開発、RI（放射性同位元素）で標識した診断・治療薬に関する研究開発などを開始している。

なお、現在は、F-REI の本施設が整備されていない状況であり、外部委託等による研究開発を進めているが、今後は、段階的に委託研究からインハウス研究へと移行し、50 程度の研究グループによる研究体制を目指して、国内外の優れた研究者や企業等の集積につながるような魅力的な研究開発環境の整備を図ることとしている。

令和6年9月末時点では、ロボット分野（遠隔操作研究、自律化・知能化・群制御研究）、農林水産業分野（土壌・植物マルチダイナミクス）、原子力災害に関するデータ・知見の集積・発信分野（放射生態学）においてユニットリーダーを配置している。

また、理事長のリーダーシップの下、研究開発のシーズの実現性を調査するFS（フィージビリティ・スタディ）調査に着手した。

＜参考：F-REI が取り組む研究開発の5分野＞



（2）産業化に向けたネットワークの構築やシーズ・ニーズの把握等

F-REI は、福島や世界の課題解決を現実のものとするため、研究開発を行うの

みならず、研究成果の社会実装・産業化についても、主要な業務としている。オープンイノベーションの鍵となる緊密な産学官連携体制の構築等、研究が研究だけで終わることなく、真に社会実装を視野に入れたイノベーションエコシステムの構築を目指し、特に初年度は、産学連携体制の構築に向けた企業等とのネットワークづくり、地域のシーズ・ニーズの丁寧な把握、ネットワークづくりの前提となる認知度向上に向けた広報、情報の発信等に積極的に取り組んできた。

まず、ネットワークづくりについては、令和5年10月12日に、企業・団体、大学、地方公共団体等の参加による第2回「F-REI 産学官ネットワーク・セミナー」を東北経済連合会と共催で、仙台市内で開催し、産学連携体制の構築を加速した。

＜参考：第2回「F-REI 産学官ネットワーク・セミナー」＞



* 令和5年10月12日 TKP ガーデンシティ仙台ホール 30B

また、F-REI では、「市町村座談会」を開催し、山崎理事長をはじめとするF-REI の役員等が、市町村長や住民、企業・団体等の多様な主体と対話し、地域の多様なシーズやニーズを把握している。令和5年度に浜通り地域等15市町村ごとに市町村座談会を開催したことを受け、令和6年度は、浜通り地域等に加えて県内4地域（県北、県中、県南、会津・南会津）でも福島県主催の「イノベ構想参画促進セミナー」と合同で広域開催することとしており、県中地域では、令和6年7月18日に郡山市において開催された。

認知度向上に向けた情報発信については、F-REI に対する親しみと関心を高めるため、ロゴマークを公募し、令和6年1月に決定した。そのほか、原子力災害に関するデータや知見の集積・発信分野に係る活動と研究開発成果を発信するため、令和6年2月23日に「エフレイ・フォーラム」を開催したほか、同時に「今後のF-REI について若者世代と語る会」と題して、地域の高校生、高専生とF-REI の若手職員が、今後のF-REI に求められる取組等についてワークショップ形式で意見交換を行った。

＜参考：ロゴマーク＞



（３）人材育成の推進

イノベーションを創出し、新たな産業基盤の構築を通じて、立地地域等をはじめとする福島や東北の創造的復興を実現し、ひいては世界の課題解決を目指すためには、まずは、立地地域等において様々な分野の研究者や技術者を育成する体制を構築し、輩出された多くの人材が長期にわたり復興をリードしていくことが重要である。具体的には、特に、先端的な研究開発の実施に不可欠な研究人材の育成・確保を図る観点から、連携大学院制度を活用した大学院生への研究指導・人材育成を進めることとしており、令和６年３月８日に東北大学医学系研究科への連携講座（放射線環境生体医学連携講座）設置に関する協定を締結し、連携大学院制度の活用に向けた基盤の整備に着手した。

＜参考：東北大学との連携協定の様子＞



あわせて、地域の未来を担う若者世代や、企業の専門人材等を主な対象とした人材育成の取組を進めることとしている。

具体的には、山崎理事長をはじめとする F-REI の役員等が、福島県内の大学生・高校生等に対して最先端の科学技術の魅力等に関する講義を行う「F-REI トップセミナー」を実施（令和５年度：１４校、令和６年度：４校）しているほか、

科学の楽しさを伝えるとともに F-REI の知名度向上を図るべく、県内の小中学生及びその親を対象とした科学実験教室「F-REI サイエンスラボ」を実施している（令和５年度：２回、令和６年度：２回）。特に、令和６年８月１０日には、初めて、福島工業高等専門学校及び QST と連携する形で、エフレイ・QST サイエンスラボ「夏休み応援企画、親子でワクワク科学実験」がいわき市で開催された。

＜参考：令和６年８月に開催された、エフレイ・QST サイエンスラボ「夏休み応援企画、親子でワクワク科学実験」＞



＊ 令和６年８月１０日 福島工業高等専門学校

（４）司令塔機能の更なる充実等

F-REI は、「新産業創出等研究開発基本計画」（令和４年８月２６日内閣総理大臣決定）において、福島における新たな産業の創出等に資する研究開発等において中核的な役割を担うこととされ、当該研究開発等の実施に係る協議を行うため、「新産業創出等研究開発協議会」を組織し、研究開発における役割分担の明確化や重複の排除等により、福島全体で最適な研究開発体制を構築するなど、既存施設等の取組に横串を刺す司令塔としての機能を最大限に発揮することとされている。これらに加え、F-REI では、各研究開発分野において研究の加速や総合調整を図る観点から、既存施設の施設統合及び予算集約を行うこととしている。

「新産業創出等研究開発協議会」については、令和５年５月１０日に大熊町内で第１回会合が開催された。その後、令和６年１月１２日に富岡町内で第２回会合、同年８月５日に双葉町内で第３回会合が開催された。また、同協議会の下に「研究開発等ワーキンググループ」及び「広域連携ワーキンググループ」が置かれ、このうち、「研究開発等ワーキンググループ」については令和５年１２月８日に第１回会合が、「広域連携ワーキンググループ」については、令和５年９月２７日に第１回会合、令和６年７月２日に第２回会合が開催された。

＜参考：第3回新産業創出等研究開発協議会＞



* 令和6年8月5日 双葉町産業交流センター 大会議室

施設統合については、令和7年4月に予定されている RTF の F-REI への統合について、令和6年6月に福島県と基本合意書を締結した。また、同じく令和7年4月に予定されている JAEA 廃炉環境国際共同研究センター (CLADS) 及び NIES 福島地域協働研究拠点における放射性物質の環境動態研究に係る部分の F-REI への統合について、令和6年7月に福島県、JAEA 及び NIES と基本協定及び実施協定を締結し、施設統合に向けた準備を進めている。

＜参考： RTF の F-REI への統合に関する基本合意書及び F-REI・公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベ機構」という。）・福島県による包括連携協定に関する締結式の様子＞



また、予算集約として、「農林水産分野の先端技術展開事業」（農林水産省所管）及び「被災地企業等再生可能エネルギー技術シーズ開発・事業化支援事業」（経済産業省所管）の2事業について、令和5年度から予算をF-REIに集約した上で実施している。

さらに、福島や全国の大学、教育機関、研究機関、市町村等との連携を進めるため、連携協力に関する基本合意書等を締結することとしており、F-REI設立の令和5年4月1日に福島工業高等専門学校との間で締結したことを皮切りに、順次締結を進めている。

<参考：基本合意書等の締結式の様子>



浪江町（令和5年5月29日）

<参考：連携協力に関する基本合意書等の締結先>

教育・研究機関、企業等	地方公共団体
令和5年4月1日 福島工業高等専門学校 令和5年4月5日 福島県立医科大学 令和5年5月17日 福島大学 令和5年5月30日 会津大学 令和6年1月25日 東邦銀行 令和6年3月8日 東北大学 令和6年6月7日 学校法人昌平黌 令和6年6月14日 福島県、イノベ機構 令和6年7月8日 福島県、JAEA、NIES 令和6年7月23日 QST 令和6年10月3日 PNNL	令和5年4月15日 いわき市 令和5年5月29日 浪江町 令和5年9月1日 南相馬市 令和6年6月14日 福島県

（５）世界に冠たる研究機関としての国際展開

F-REI は、世界に冠たる研究機関として、国際的なネットワークの形成や国際的なプレゼンスの向上に向け、様々な取組を推進している。

国際的な研究拠点形成に向けた知見を得るべく、海外の著名な研究機関の長等の経験を有する「国際アドバイザー」4名について、令和5年11月から12月にかけて欧州在住の3名を、令和6年7月に米国在住の1名をそれぞれ訪問し、意見交換を行った。加えて、令和6年7月には欧州在住の1名が来日し、F-REI 本部で意見交換や視察が行われた。

また、アメリカ・ワシントン州において廃炉・除染、エネルギー、環境等の研究を行う PNNL との間では、渡辺復興大臣（当時）及び F-REI の山崎理事長の PNNL 訪問を経て、両機関間で今後の共同研究等に向けた協力覚書締結に向けて調整が進められ、令和6年4月の岸田内閣総理大臣とバイデン大統領による日米首脳会談のファクトシートにおいてもその取組状況が記載された。両国政府の確認を経て、6月に両機関間で覚書案文について最終合意に至り、令和6年10月3日に両国の政府関係者の立会いの下、PNNL との協力覚書の署名式が東京で行われた。

＜参考：PNNL との覚書の署名式の様子＞

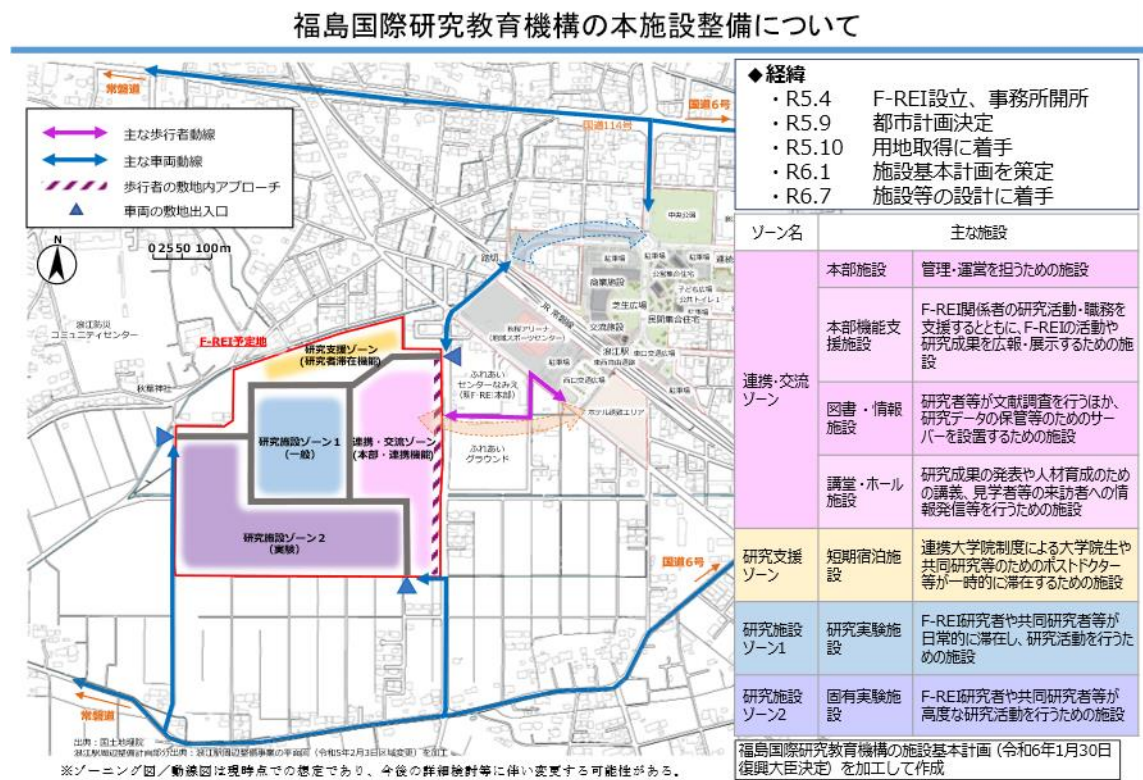


（６）施設基本計画の策定

施設整備については、「福島国際研究教育機構基本構想」（令和4年3月29日復興推進会議決定）において、F-REI が着実に業務を本格実施できるよう、F-REI

の当初の施設整備は国が行うこととされている。F-REI の施設については、有識者による「福島国際研究教育機構施設の在り方に関するアドバイザー会議」における検討を踏まえ、施設整備のコンセプト等の設計条件を盛り込んだ「福島国際研究教育機構の施設基本計画」（令和6年1月30日復興大臣決定）を策定した。令和6年度は、用地取得を進めるとともに、敷地造成や建物の設計に着手しており、できる限り早期に敷地造成工事に着手できるよう努めている。造成が完了し、建築の設計ができたところから、順次建築工事に着手し、復興庁設置期間内での順次供用開始を目指し、更に可能な限り前倒しに努めることとしている。

＜参考：F-REI の本施設整備について＞



（7）生活環境の充実

F-REI の活動に参画する国内外の研究人材等を、福島浜通り地域等に集積させるためには、生活環境の充実が重要であり、政府として、これまでも復興事業を通じて市町村や福島県が実施する教育、医療、買物環境、交通アクセス等の生活環境整備を支援してきた。

令和5年度から、民間の最先端の知見や技術、ノウハウを活用し、官民共創型で生活環境改善の実証事業に取り組む「浜通り復興リビングラボ」を実施している。

第2部 復興の現状と取組

I 復興の歩みと直近の動向

1 これまでの復興の歩み

(1) 経験したことのない複合的な大災害

東日本大震災をもたらした平成23年東北地方太平洋沖地震は、モーメントマグニチュード9.0という我が国の観測史上最大の地震であり、世界でも西暦1900年以降で4番目の巨大地震であった。同地震の震源域は、岩手県沖から茨城県沖まで、長さ約450km、幅約200kmに及び、最大震度7の地震動が観測されるとともに、大津波の発生により6県で561 km²が浸水するなど、広範囲にわたる甚大な被害が生じた。

この震災により、13都道県で19,775名の方が亡くなり(震災関連死を含む)、いまだに6県で2,550名の方が行方不明となっている(いずれも令和6年3月1日時点)。また、9都県で122,050棟の住宅が全壊、13都道県で283,988棟が半壊となり(いずれも令和6年3月1日時点)、発災当初の避難者は最大で約47万人、応急仮設住宅等の入居者は約32万人に及んだ。

また、この震災では、地震及び津波による被害に加え、福島第一原発の事故による放射性物質の放出に伴い、周辺の多くの住民が避難を余儀なくされ、農林水産業のみならず製造業を含めたあらゆる産業が大きな打撃を受け、さらには、風評による影響が広がるなど、未曾有の複合災害となった。

(2) 復興に向けた枠組等

①特別な法律等

発災翌日の平成23年3月12日、平成23年東北地方太平洋沖地震を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づく「激甚災害」として指定することを閣議決定し、その復旧事業に係る国庫補助について嵩上げ措置等を適用した。また、復興期間における復旧・復興事業の規模をあらかじめ示し、必要な財源を確保するための「復興財源フレーム」を策定した。

こうした措置に加え、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)による補助の拡大等の措置を講じ、さらに、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)や福島特措法を制定し、被災地域の状況に応じた支援措置を講じてきた。

加えて、小規模で財政力に乏しい地方公共団体の甚大な被災を受けて、人的資

源の確保や財政運営を支える仕組みを整備した。

そのほか、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成 23 年法律第 113 号）に基づき、事業者の再生を支援するための機構を設置するなど、必要な措置を講じた。

②組織

復興の円滑かつ迅速な遂行を図るため、東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）において復興庁の設置に関する基本方針が規定され、平成 23 年 12 月に成立した復興庁設置法（平成 23 年法律第 125 号）に基づき、平成 24 年 2 月、令和 2 年度までの 10 年間限定の組織として復興庁が設置された。また、岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災 3 県」という。）に復興局、青森県及び茨城県に事務所が設置され、被災地方公共団体からの復興事務に係るワンストップ窓口機能を担うこととされた。

その後、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 46 号。以下「令和 2 年復興庁設置法等改正法」という。）により、復興庁の設置期間が 10 年間延長され、令和 12 年度まで存続することとなった。あわせて、岩手復興局及び宮城復興局の位置は、復興の課題が集中する地域に組織の軸足を移すため、それぞれ釜石市及び石巻市に変更された。

<参考：令和 2 年復興庁設置法等改正法の概要>

復興庁設置法等の一部を改正する法律について〔令和 2 年 6 月 12 日法律第 46 号〕	
背 景 地震・津波被災地域は復興の「総仕上げ」の段階、原子力災害被災地域は今後も中長期的な対応が必要。 このような状況を踏まえ、復興・創生期間後の基本方針(令和元年12月20日 閣議決定)に基づき、 復興・創生期間後（令和 3 年度以降）の復興を支える仕組み・組織・財源を下記の法改正で整備することが必要。	
復興を支える仕組み・組織・財源	
1. 復興庁設置法 - 復興庁の設置期間を10年間延長（令和13年3月31日） - 現行の総合調整機能の維持、復興大臣の設置 - 復興局の位置等の政令への委任 等 ※ 岩手復興局・宮城復興局は沿岸域に移設、 福島復興局は引き続き福島市に設置	3. 福島復興再生特別措置法 - 帰還促進に加え、移住等の促進（交付金の対象に新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加） 営農再開の加速化（農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進するための特例の創設等） 福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進（課税の特例を規定等） 風評被害への対応（課税の特例を規定等） - 福島県が福島復興再生計画を作成し、国の認定を受ける制度の創設（現行の3計画を統合） 等
2. 東日本大震災復興特別区域法 - 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、対象地域の重点化（復興の取組を重点的に推進する必要がある地方公共団体を政令で定める） - 復興特区税制について、対象地域の重点化（産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な市町村を政令で定める） - 復興交付金の廃止（所要の経過措置を規定） 等	4. 復興財源確保法・特別会計法 復興債の発行期間の延長 - 株式売却収入の償還財源への充当期間の延長 等 ※ 東日本大震災復興特別会計は継続

※施行日：令和 3 年 4 月 1 日（3. 及び 4. の一部は、公布日施行）

③復興基本方針

平成 23 年 7 月 29 日に東日本大震災復興基本法に基づき、東日本大震災復興対策本部において「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定し、「復興期間」を 10 年とした上で、当初の 5 か年（平成 23 年度～平成 27 年度）を「集中復興期間」と位置付けた。

平成 28 年 3 月 11 日には、『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定し、復興期間の後期 5 か年（平成 28 年度～令和 2 年度）を「復興・創生期間」と位置付けた。

令和元年 12 月 20 日には、『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定し、令和 3 年度以降の復興の方針を定めた。令和 2 年 7 月には、第 26 回復興推進会議において「令和 3 年度以降の復興の取組について」を決定し、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を新たな復興期間として、「第 2 期復興・創生期間」と位置付けるとともに、同期間を含む 15 年間の新たな復興財源フレームを策定した。令和 3 年 3 月 9 日には、第 2 期復興基本方針を閣議決定し、これに基づいて第 2 期復興・創生期間の復興の取組を進めてきた。また、同方針は 3 年後を目途に必要な見直しを行うものとしていたことから、令和 6 年 3 月 19 日には、令和 3 年度以降の復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興の状況等を踏まえて見直しを行い、『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」を閣議決定した。現在は、この基本方針に基づき、政府一丸となって取組を進めている。

<参考：これまでの基本方針等の主な内容>

基本方針等	主な内容
東日本大震災からの復興の基本方針 （平成 23 年 7 月東日本大震災復興対策本部決定）	・復興の基本的考え方 ・復興期間（10 年）、当初 5 年間（集中復興期間）の位置付け ・「復興特区制度」、「使い勝手のよい交付金」の創設 ・集中復興期間における事業規模及び財源 ・復興庁の創設
平成 28 年度以降の復旧・復興事業について （平成 27 年 6 月復興推進会議決定）	・平成 28 年度からの 5 年間（復興・創生期間）の位置付け ・復興期間 10 年における事業規模及び財源
「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 （平成 28 年 3 月 11 日閣議決定）	・「復興・創生期間」において重点的に取り組む事項（被災者支援、住まいとまちの復興、産業・生業の再生、原子力災害からの復興、「新しい東北」の創造）
『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」の変更 （平成 31 年 3 月 8 日閣議決定）	・復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興の状況等を踏まえた見直し ・復興・創生期間後における復興の基本的方向性 ・後継組織の設置

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 (令和元年 12 月 20 日閣議決定)	・各取組の方向性 ・復興・創生期間後も見据えた事業規模と財源の見込み ・法制度の見直しの方向性 ・復興庁の 10 年間延長
令和 3 年度以降の復興の取組について (令和 2 年 7 月復興推進会議決定)	・令和 3 年度から 5 年間の復興期間（第 2 期復興・創生期間）、同期間に向けた検討課題 ・令和 7 年度までの事業規模と財源
「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 (令和 3 年 3 月 9 日閣議決定)	・「第 2 期復興・創生期間」以降における各取組の方向性、事業規模、財源 ・復興庁の 10 年間の延長
「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の変更 (令和 6 年 3 月 19 日閣議決定)	・復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興の状況等を踏まえた見直し

＜参考：第 2 期復興基本方針の概要＞

「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(概要) (令和 6 年 3 月 19 日閣議決定)
※令和 3 年 3 月 9 日に閣議決定した方針の 3 年目見直し

発災から 10 年の進展と課題を踏まえ、東日本大震災復興基本法第 3 条に基づき、令和 3～7 年度の「第 2 期復興・創生期間」以降における、各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を規定	
基本姿勢及び各分野の取組	
1. 地震・津波被災地域 復興の「総仕上げ」の段階 ⇒ 第 2 期に復興事業がその役割を全うすることを目指す ○ ハード事業 ・概ね完了済、未完了の一部事業は完了までの間、支援を継続 ○ 被災者支援(心のケア、コミュニティ形成、見守り・相談等)(※) ・社会情勢の変化の中、事業の進捗に応じた支援を継続 ○ 子どもの支援(教員加配、スクールカウンセラー等配置、就学支援)(※) ・支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続 (※) 第 2 期期間内に終了しないものは、政府全体の総合的な活用も含め、支援のあり方を検討、適切に対応 ○ 住まいとまちの復興 ・家賃低廉化・特別家賃低減事業の支援を一定期間継続 ・造成宅地・移転元地等の活用について、きめ細かく対応し、後押し ○ 産業・生業 ・中小企業等グループの再生と企業立地を支援(対象の限定・重点化) ・水産加工業の販路開拓、加工原料の転換等を支援 ○ 地方創生との連携強化 ・復興と地方創生施策の連携の充実・強化	2. 原子力災害被災地域 引き続き、国が前面に立ち、中長期的な対応が必要 ⇒ 当面 10 年間、本格的な復興・再生に向けた取組 ○ 事故収束 ・廃炉・汚染水・処理水対策を安全かつ着実に実施 ・ALPS 処理水の処分完了まで、政府が全責任を持って対応 ○ 環境再生に向けた取組 ・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備・搬入等 ・県外最終処分に向け、政府一体となった体制整備の取組を推進 ○ 帰還・移住等の促進、生活再建等 ・帰還環境の整備、移住・定住等の促進 ・被災者支援の継続 ・特定帰還居住区域制度のもと、避難指示解除の取組を推進 ○ 福島イノベーション・コースト構想の推進 ・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に推進 ○ 福島国際研究教育機構(F-REI)の取組の推進 ・「創造的復興の中核拠点」を目指し、取組を推進(R5、4 設立) ○ 事業者・農林漁業者の再建 ・事業再開支援、営農再開の加速化、森林整備等の実施、原木林や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業支援 ○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進 ・農林水産・観光等の風評払拭に向け、引き続き国内外へ発信 ・食品等に関する規制等の検証 ・輸入規制の撤廃・緩和推進 ・ALPS 処理水放出後の正確な情報発信等の推進
3. 教訓・記憶の後世への継承 ・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備 ・効果的な復興の手法・取組の整理、復興の変遷、進捗状況、評価・課題等とをとりまとめ、関係機関等への普及・啓発	
事業規模と財源 ・平成 23 年度から令和 7 年度までの 15 年間：32.9 兆円程度 ※ 原災地域は適切な時期に見直し、必要な復興事業に支障のないよう財源を確保	組織 ・復興庁を 10 年延長、岩手・宮城復興局を釜石・石巻に移転 ・復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有

(3) 復興に向けた取組の状況及び今後の方向性

被災者支援については、被災者一人一人が直面している課題が異なり、被災者を取り巻く社会情勢も変化する中、被災者支援総合交付金等を活用し、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を実施してきた。被災者が地域社会から

孤立することや孤独に悩むことを防ぎ、安全・安心な生活を再建できるよう、コミュニティ形成や心身のケア等のきめ細かな支援を推進し、事業の進捗に応じた支援を実施している。

災害公営住宅の整備・高台等の宅地造成については、令和２年度までの第１期復興・創生期間内に全て完了した（帰還者向けのを除く。）。引き続き、意向の変化等によりまだ活用されていない宅地や、防災集団移転促進事業の移転元地等を活用する被災市町村の取組の後押しを行っている。

産業・なりわいの再生の面では、被災企業がいち早く事業再開できるよう、仮設店舗・工場の整備、施設・設備の復旧補助金の交付、信用保証、二重ローン対策などによる企業活動の再開と継続支援、産業集積や雇用確保のための税制、利子補給、企業立地補助等に取り組んできた。

また、販路の確保・開拓等様々な課題に直面する被災事業者のニーズにきめ細かく対応するため、「新しい東北」の企業連携に関する取組として、支援企業等と被災地域企業のマッチングの場の創出や、被災中小企業の経営課題を解決するハンズオン支援事業等、販路開拓等を支援する専門家の派遣等の支援を実施してきた。その結果、企業活動に係る指標は全体としておおむね震災前の水準程度に回復した。他方で、地域間・業種間で復興の進捗状況に差があることから、対象地域の重点化等を図りながら、引き続き支援策を実施している。

人材確保の面では、膨大な復旧・復興に係る事務・事業の担い手となる地方公共団体の人的資源不足に対応するため、全国の地方公共団体からの職員派遣、被災市町村での任期付職員の採用、復興庁で採用した任期付職員の派遣等により、被災市町村への人的支援を行ってきている。

また、復興の進捗状況や地域・個人の課題が多様化し、きめ細かなニーズ把握や取組が求められており、「心の復興」や交流人口の増加等のソフト面を中心に、NPO やボランティア団体等の活動への期待や果たすべき役割は大きく、多様な主体による活動が円滑かつ効果的に進められるよう、必要な協力体制の構築等も行ってきている。

原子力災害被災地域においては、住民の帰還による避難指示解除区域等の復興・再生を第一の目的として帰還環境整備等を進めてきた。特定復興再生拠点区域については、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、令和５年１１月までに全ての避難指示が解除された。また、特定復興再生拠点区域外については、令和５年６月に福島特措法を改正し、特定避難指示区域市町村の長が避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設した。この制度に基づき、令和６年４月までに、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町において特定帰還居住区域復興再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受け、当該計画に基づき、４町において順次、

除染等を開始している。

東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から、13年以上の歳月が経過した。自然災害と原子力災害との複合災害という、経験のない事態への対応が求められる中、困難な状況にあっても、被災者をはじめ、国、地方公共団体、ボランティアやNPO、民間企業、さらに一人一人の国民が協力して歩みを進めてきた。

その結果、地震・津波被災地域においては、インフラの復旧や住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、産業・なりわいの再建も着実に進展しており、復興の「総仕上げ」の段階に入っている。一方で、心のケア等の被災者支援等については、被災者の置かれた状況は様々であることから、それぞれの状況に応じた必要な支援を受けられるよう、きめ細かい取組を推進している。

また、原子力災害被災地域においては、避難指示が解除された地域における帰還環境の整備が進むなど、復興・再生が本格的に始まっているが、引き続き国が前面に立ち、中長期的な対応が必要である。復興のステージが進むにつれて生じる多様なニーズ等にきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を進めていく。

復興に当たっては、震災以前からの人口減少や産業空洞化等の全国の地域に共通する中長期的な課題を被災地が抱えていることを踏まえ、「まちに人が戻る」ことを目指すのみならず、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域の創造を目指しており、政府全体の施策を活用して、持続可能で活力ある地域社会を創り上げていく。

なお、令和6年3月には、復興推進委員会の下に、「第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を開催することが決定された。ワーキンググループは、令和8年度以降、復興庁設置期間内における復興施策の検討に資するため、東日本大震災の発生からこれまでの間に実施されてきた復興施策の総括を行うものであり、令和6年8月には、まず「地震・津波被災地域等に係る復興施策の総括」が取りまとめられ、復興推進委員会に報告された。その後も、原子力災害被災地域に係る復興施策について議論が行われている。今後は、こうしたワーキンググループの報告の内容も踏まえながら、丁寧に取り組を進めていく。

＜参考：ワーキンググループによる「地震・津波被災地域等に係る復興施策の総括」の報告概要＞

第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ 報告概要 (地震・津波被災地域等に係る復興施策の総括)

- 令和7年度に「第2期復興・創生期間」が終了することから、令和8年度以降の復興施策の検討のため、これまでの復興施策の総括を行うべく、復興推進委員会の下に「第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ（総括WG）」を開催。
- 総括WGではこれまで地震・津波被災地域関係を中心に議論。その結果を各分野に係る評価・今後の方向性等として取りまとめ。

【参考】「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」(令和5年3月19日閣議決定) <抜粋>

- 復興の基本姿勢及び各分野における取組 (1) 地震・津波被災地域 (略) 第2期復興・創生期間において、国と被災地方公共団体が協力して被災者支援を詰めとする懸望した事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す。

各分野に係る評価・今後の方向性等

1. ハード整備

○ 災害復旧事業 等

→ 概ね完了。残る事業については完了に向け取り組む。

2. 心のケア等の被災者支援

○ 被災者支援総合交付金事業 (岩手県・宮城県を念頭)

→ 第2期復興・創生期間中に復興事業を完了し、必要に応じて、一般施策に移行することを目指す。同期間中での完了が困難と考えられる事業については、令和8年度以降可能な限り速やかな完了に向けた具体的な道筋が示されるなどの場合には、今後の在り方を検討する。

○ 災害補償資金

→ 地方自治体において、支払い猶予や償還免除を活用し、引き続き必要な債権管理に努める。

3. 被災した子どもに対する支援 (岩手県・宮城県を念頭)

○ 教員加配・スクールカウンセラー配置等

→ 令和8年度以降、一般会計の中で配慮することにより対応が可能。

○ 就学援助

→ 一般施策への移行に向けた対応を総合的に検討する。上記「2.」の被災者支援総合交付金事業と同様に、一定の場合には今後の在り方を検討する。

4. 住まいとまちの復興

○ 宅地造成

→ 整備完了。

○ 家賃低廉化・特別家賃低減事業

→ 制度として、家賃低廉化事業は管理開始から20年間、特別家賃低減事業は管理開始から10年間補助することとなっている。

○ 土地活用ハズオン支援事業

→ 他地域の土地利用率と遜色ない活用状況であること、応募件数も減少傾向であることから、事業は終了とするが、必要に応じて事例の紹介や助言等を行う。

5. 産業・生業 (特区法以外) ※

5-1 グループ補助金

→ 概ね完了。基本方針の記載のとおり、事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限り、支援を継続。

5-2 津波立地補助金

→ 令和5年度末にて公募を終了。

5-3 二重口対策 (ORF・産業復興機構)

→ 制度上、第2期復興・創生期間後も事業継続 (支援期間が支援決定から最長15年又は10年。新規の支援決定は終了済み)。

5-4 新しい東北 (新ハズオン支援事業・結の場)

(岩手県・宮城県を念頭) → 基本方針に記載のとおり、令和7年度末までに事業完了。今後は必要に応じて、支援ノウハウ・知見の共有等のサポート。

5-5 新しい東北 (新ハズオン支援事業・結の場以外)

(岩手県・宮城県を念頭) → 令和7年度末までに事業が完了するよう、優良事例の発掘やワークショップの開催を通じ蓄積したノウハウの普及・展開等を行う。

6. 産業・生業 (特区法)

○ 復興推進計画

・特区規制

→ 適用期限は令和7年度末。この間に活用されるよう積極的に周知。

・金融特例 (岩手県・宮城県を念頭)

→ 金融特例 (利子補給金) について、令和8年度以降、地震・津波被災地域は新規認定しない。

・規制・手続上の特例

→ 引き続きニーズを踏まえ柔軟な対応。

○ 復興整備計画

→ 引き続きニーズを踏まえ柔軟な対応。

7. 地方単独事業等

○ 人材確保対策支援 (岩手県・宮城県を念頭)

→ 復興庁スキームは令和7年度末で終了。総務省スキームは震災復興特別交付税の在り方とともに検討。

○ 震災復興特別交付税

→ 令和8年度以降の復興の在り方に係る検討とともに検討。

8. 震災伝承

→ 令和8年度以降も継続する必要があるが、国、地方公共団体、民間がそれぞれの役割を果たしながら連携して進めることが重要。

※ 産業・生業のうち水産業支援に関しては、原子力災害被災地域における復興施策の総括の中でまとめて検討。

2 直近1年間の主な動向

分野・テーマごとの復興の現状・取組については、第2部Ⅱで記載しているが、以下では、直近1年間（令和5年10月～令和6年9月）における主な取組等を時系列で紹介する。

【令和5年10月～12月】

○「大阪・関西万博 復興ポータルサイト」公開（12月1日）

万博への復興関連企画の出展について、より多くの方々に関心を持っていただくため「大阪・関西万博 復興ポータルサイト」を開設

○「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」公表（12月15日）

東日本大震災復興基本法第10条の2の規定に基づき、令和5年版の復興の状況に関する報告を取りまとめ、国会に報告

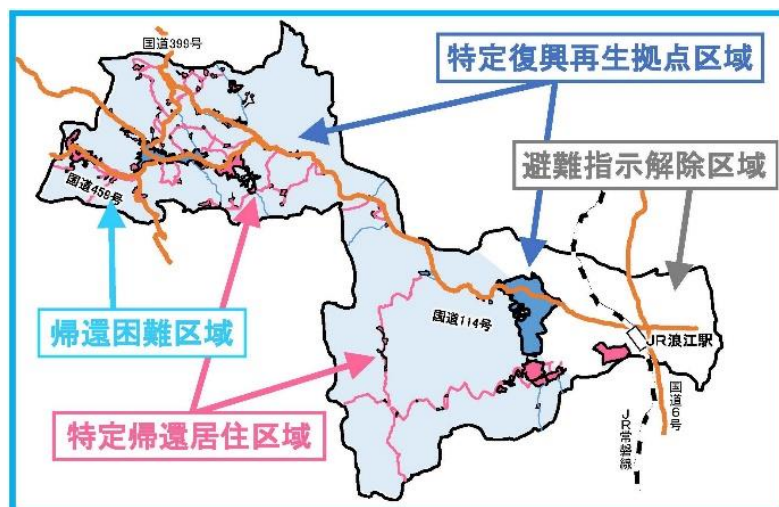
【令和6年1月～3月】

○復興大臣のタイ訪問（1月12日、13日）

バンコク市内のショッピングモールにて、宮城県産のホタテ貝や福島県産のヒラメを使った海鮮丼等の販売や被災地の観光の魅力等に関する情報発信など、大臣自らトップセールスを実施

○特定帰還居住区域復興再生計画の内閣総理大臣認定（浪江町）（1月16日）

「浪江町特定帰還居住区域復興再生計画」について、内閣総理大臣による認定を実施



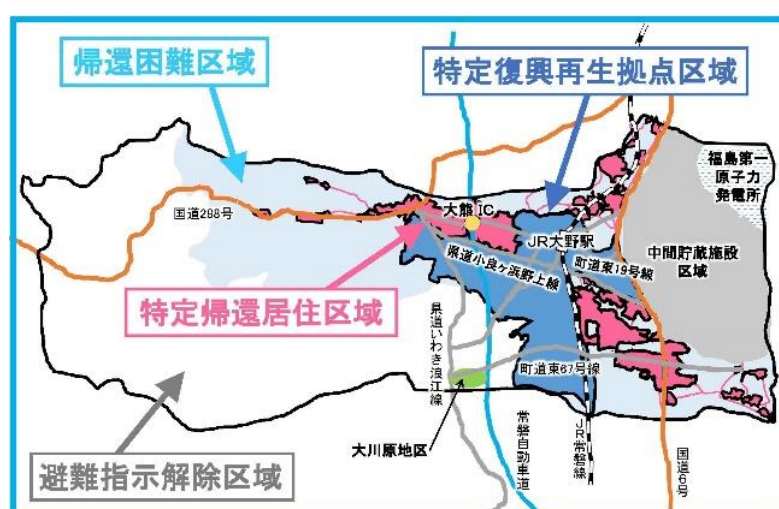
浪江町（令和6年1月16日認定）

○「福島国際研究教育機構の施設基本計画」を策定（1月30日）

有識者による「福島国際研究教育機構施設の在り方に関するアドバイザリー会議」における検討を踏まえ、施設整備のコンセプト等の設計条件を盛り込んだ「福島国際研究教育機構の施設基本計画」（令和6年1月30日復興大臣決定）を策定

○特定帰還居住区域復興再生計画の変更の内閣総理大臣認定（大熊町）（2月2日）

「大熊町特定帰還居住区域復興再生計画」の変更について、内閣総理大臣による認定を実施



大熊町（令和5年9月29日認定、令和6年2月2日変更）

○復興大臣のベトナム訪問（2月3日）

ホーチミン市内のショッピングモールにて、三陸産のホタテ貝やカキ等の試食や被災地の観光の魅力等に関する情報発信など、大臣自らトップセールスを実施

○復興庁主催イベントの開催（2月10日）

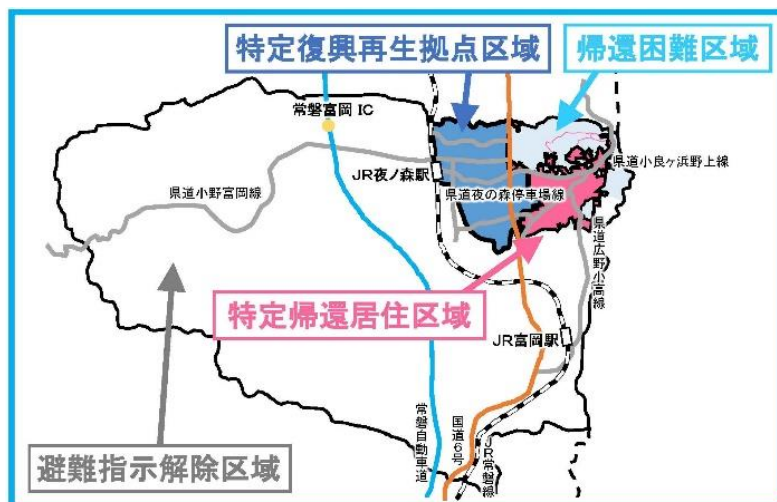
ALPS 処理水の海洋放出の安全性や福島の魅力を知ってもらうため、越谷市のイオンレイクタウン mori で復興大臣参加の下、情報発信イベントを開催

○「新しい東北」復興・創生の星顕彰 顕彰式（2月11日）

令和5年度「新しい東北」復興・創生の星顕彰として、全10団体を顕彰

○特定帰還居住区域復興再生計画の内閣総理大臣認定（富岡町）（2月16日）

「富岡町特定帰還居住区域復興再生計画」について、内閣総理大臣による認定を実施



富岡町（令和6年2月16日認定）

○国民の皆様へ（内閣総理大臣メッセージ）公表（3月1日）

令和6年3月11日に、東日本大震災の発生から13年を迎えることを受け、震災による犠牲者への追悼をお願いするとともに、政府としての復興に向けた決意を示す国民の皆様に向けたメッセージを公表

○「原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置」の延長決定（3月8日）

原子力発電所事故により避難して二重生活を強いられている家族の再会を支援する目的で実施している高速道路の無料措置の期間を、令和7年3月31日まで延長することを決定

○「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更（3月19日）

第2期復興基本方針について、復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興の状況を踏まえ、令和6年3月19日閣議決定により変更

【令和6年4月～6月】

○「特定帰還居住区域復興再生計画」の変更の内閣総理大臣認定（双葉町）（4月23日）

「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」の変更について、内閣総理大臣による認定を実施



双葉町（令和5年9月29日認定、令和6年4月23日変更）

ORTF の F-REI への統合に関する基本合意書の締結（6月14日）

RTF のこれまでの機能及び成果を F-REI が継承するとともに、ロボット分野を中心とする F-REI の研究開発、産業化及び人材育成に関する機能を RTF に付加することにより、RTF の更なる発展・活用を目指すため、福島県と F-REI の間で、統合に関する基本合意書を締結

【令和6年7月～9月】

○太平洋・島サミットにおける情報発信（7月16日）

太平洋・島サミットの官房長官夫妻主催レセプションにおいて、メヒカリや桃といった福島産品を紹介するブースを出展し、各国首脳に福島魅力をアピール

○「地震・津波被災地域等に係る復興施策の総括」の報告（8月21日）

令和8年度以降の復興施策についての検討に向けて、復興推進委員会の下に開催されてきた、「第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ」において、発災からこれまでの間に実施された「地震・津波被災地域等に係る復興施策の総括」を取りまとめ、復興推進委員会に報告

○「第7回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」及び「第7回 ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」の合同会議を開催（8月30日）

ALPS 処理水の放出については、「政府として ALPS 処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む」という、昨年同会議で示した方針を再確認

○福島第一原発2号機燃料デブリの試験的取り出し（9月10日）

福島第一原発2号機において、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）がテレスコ式装置を活用し、燃料デブリの試験的取り出しに着手

○国際原子力機関（IAEA）が、除去土壌に関する報告書を取りまとめ（9月10日）

令和5年度に「除去土壌の再生利用等に関する国際原子力機関（IAEA）専門家会合」（計3回）が開催され、本会合の成果を取りまとめた最終報告書が伊藤環境大臣に手交され、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）から公表

○「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催（9月25日）

原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（以下「風評対策タスクフォース」という。）において、除去土壌の再生利用をはじめとする諸課題に係るリスクコミュニケーション方策の取りまとめについて、復興大臣より関係省庁へ指示

○日本産食品の輸入規制緩和（9月25日）

台湾が福島第一原発の事故に伴う日本産食品の輸入規制措置を緩和

現地復興レポート ～岩手復興局編～

○産業・生業（なりわい）の再生として、水産業に取り組む企業と記憶・教訓を後世へ継承する若者たちの活動を紹介します。

株式会社北三陸ファクトリー

北三陸ファクトリーは、洋野町で高品質なウニのブランドを展開しています。いそ焼けにより痩せたウニを商品価値のあるウニに変える「うに再生養殖システム」を確立しました。北海道大学等の協力の下、実入りの改善と天然に近い食味を実現するための餌や、育てるためのカゴを開発し、令和5年には、世界展開を目指しオーストラリアに現地法人を設立しました。2023年度「新しい東北」復興・創生の星顕彰を受賞しています。



元正栄北日本水産株式会社

元正栄北日本水産は、大船渡市で養殖した「三陸翡翠（ひすい）あわび」の製造・販売を行っています。復興庁では令和5年度の新ハンズオン支援事業にて販路拡大を支援し、養殖あわび独自の商品特性や著名な料理人と連携した商品価値を訴求するPR資料を作成しました。また、「ビジネスマッチ東北」に出展し、首都圏バイヤー等と情報交換した結果、複数のEC販売サイトへの商品掲載が実現しました。

高校生有志のグループ・夢団（ゆめだん）

夢団は、釜石市の高校生有志による防災活動グループとして「震災の記憶が残る最後の世代として、記憶や経験のない世代に今ある日常の大切さを再認識して欲しい」という思いから令和元年12月に結成されました。高校生が、震災の教訓を伝える動画の作成、復興スタジアムでの伝承活動、防災推進国民大会（通称「ぼうさいこくたい」）での登壇・ブース出展、県外の高校生との防災交流など被災地内外にわたり活動しています。2023年度「新しい東北」復興・創生の星顕彰を受賞しています。



一般社団法人 walavie（ワラヴィー）

Walavieは、令和4年3月に設立され、釜石市及び大槌町を中心に、中学校や高校と連携して国際協力・交流の機会提供などを行っています。令和5年度の地域づくりハンズオン支援事業において、インドネシア（スマトラ沖地震津波被災地）で「防災×国際交流のスタディツアー」を令和5年12月に実施し、大槌高校の生徒が現地の高校生と防災・震災伝承をテーマとした交流を行いました。

現地復興レポート ～宮城復興局編～

○東日本大震災からの復興の過程で、住民が支え合い・助け合いを実践し、新しい暮らしとつながりを築いてきた活動を紹介します。

南三陸町社会福祉協議会「結の里」

結の里は、こどもから高齢者まで、町民の誰もが気軽に集い、地域での支え合うための拠点として、平成30年4月にオープンした施設です。

高齢者の在宅生活を支える介護サービスを提供するとともに、いつでも誰でも立ち寄っておしゃべりを楽しめる「えんがわカフェ」、こどもから大人まで集まって料理を楽しむ「みんな食堂」をはじめ、夏祭り、走らない大運動会、コンサートなどの様々なイベントを開催しています。町民が実行委員として関わりながら、相互の支え合いが可能となる地域づくりを目指した取組を展開しています。

【南三陸町社会福祉協議会 高橋吏佳総務課長へのインタビュー】

結の里のオープン後、南三陸町社会福祉協議会として、主体的に動く住民を支える「顔の見える黒子」として、コミュニティの再生に向けて、地域づくりの種まきや底上げのための活動を展開してきました。

少子高齢化が加速する小さな町にとって、住民の力は宝です。「迷ったら住民に問う」ことにより、「自分事としての地域づくり」を進めてきた結果、受け身ではなく、住民自ら主体的に動くかたちで、自分の暮らす地域に関わる担い手が育ってきています。また、本来の社会福祉協議会の事業、そして本物の住民主体の動きとなり、持続可能で理想的なコミュニティが形成されてきていることを実感しています。

震災から13年以上が経ち、紡いできたご縁とつながりにより、ここまでコミュニティを再生することができました。これまでの支援に感謝するとともに、これからも動きを止めず、13年で培ってきた住民とのつながりや人材を更に生かしながら、暮らしを側で支え共に考える社会福祉協議会としての役割を果たすための実践に取り組んでいきたいと考えています。



えんがわカフェ



みんな食堂



イベントの開催

現地復興レポート ～福島復興局編～

○福島県産農林水産物への風評の影響は今もなお根強く残っていますが、現状に屈することなく、本格的な復興に向け、新商品の開発や販路拡大等に全力で取り組む企業をご紹介します。

株式会社マルリフーズ

マルリフーズは、平成5年に相馬市に設立されたアオサの加工会社です。震災以前、相馬市の松川浦はアオサの養殖が盛んに行われ、全国第2位の生産量を誇っていましたが、震災の影響により、壊滅的な被害を受け、以後、他県のアオサを仕入れることで営業を続けていました。



平成30年、約7年ぶりに松川浦産のアオサの出荷が再開され、令和2年には、地場産品ブランド「すてっぱず松川浦」（“すてっぱず”は“ものすごい”という意味の浜言葉）を立ち上げ、アオサの佃煮等のオリジナル商品を開発・展開しています。



また、福島県産水産物のおいしさを広く知ってもらうため、令和5年度より、オランダやマレーシア等への乾燥アオサなどの輸出を始めました。福島県産水産物の欧州向け輸出は、震災後初めての事例です。

特定農業法人有限会社高ライスセンター

高ライスセンターは、南相馬市の農業法人です。平成14年の設立以来、2年3作〔令和6年10月現在：水稻・小麦・大豆〕の大規模ブロックローテーション（ほ場をいくつかの区画に分け、異なる種類の作物を一定の順序で作る栽培技術）に取り組み、東日本大震災直後には、近隣農地の草刈りを受託するなど、地域の営農再開に大きく貢献しました。

6次産業化にも力を入れており、地域を代表する商品「多珂うどん」は、同社が自社生産の小麦で製造し、県内スーパーや道の駅、高速パーキングエリア等で販売しています。また、ドローンやほ場管理システム等のスマート農業技術を積極的に導入することで、作業の省力化・効率化を図り、従業員の長期休暇取得と通年雇用化を実現しました。こうした取組等が評価され、令和4年度農林水産祭（農産・畜産部門）において、最高の栄誉である天皇杯を受賞しました。



集積集約された農地

Ⅱ 地域・分野ごとの状況

1 地震・津波被災地域¹

(1) 被災者支援

①避難者等の状況

(i) 避難者

発災以降の避難者数は、原子力災害による避難も含め、全国で最大約 47 万人に上ったが、令和 6 年 8 月時点で、約 2.9 万人まで減少している。そのうち、福島県からの県外避難者が、約 2.0 万人となっている。

【 → 参考資料①② p109】

(ii) 応急仮設住宅等

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき供与される応急仮設住宅等への入居者は、全国で最大 123,723 戸（316,253 人）に上ったが、令和 6 年 9 月時点で 552 戸（866 人）（うち、建設型仮設住宅：3 戸（4 人）、民間賃貸住宅：472 戸（729 人）、公営住宅等：77 戸（133 人））まで減少しており、恒久住宅への移転が進んでいる。

応急仮設住宅等の提供については、岩手県及び宮城県において、令和 2 年度をもって救助を終了しているが、福島県では、2 町（大熊町、双葉町）において、令和 8 年 3 月まで延長を決定している。

【 → 参考資料③ p110】

②被災者支援に関する取組

上記のとおり、避難者数は減少傾向にあるが、避難生活の長期化等に伴う課題の複雑化・困難化や、災害公営住宅等への移転後の住民の新たなコミュニティづくりや一人暮らし高齢者等の日常生活上の困りごとなど復興のステージに応じた新たな課題が生じており、それらへの対応が必要となっている。このため、下記のとおり、「被災者支援総合交付金」等を活用して、コミュニティ形成支援、高齢者等の見守り、心のケア、生きがいづくり、福島県からの県外避難者への支援等、総合的で切れ目のない支援を実施している。

¹ 原子力災害被災地域と共通する事項等に関しても一部記載している。

＜参考：被災者支援総合交付金の支援メニュー＞

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
	①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援 ・コミュニティ形成支援 ・「心の復興」 ・被災者生活支援 ・被災者支援コーディネート ・県外避難者支援
II. 被災者の日常的な見守り・相談支援	
	②被災者見守り・相談支援事業
III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
	③仮設住宅サポート拠点運営事業
IV. 被災地における健康支援	
	④被災地健康支援事業
V. 被災者の心のケア支援	
	⑤被災者の心のケア支援事業
VI. 子どもに対する支援	
	⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
	⑦福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
	⑧子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業

＜参考：被災者支援に係る交付金による支援の経緯＞

- ・ 平成 27 年 1 月に、「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定し、「支援体制の充実と心の復興」、「住居とコミュニティ形成への支援」、「子どもに対する支援」という 3 つの柱に沿った対策を取りまとめ
- ・ これに基づき、平成 27 年度に、「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設し、地方公共団体が策定する事業計画の下、被災者の見守り・コミュニティ形成支援、子どもに対する支援の取組を支援
- ・ 平成 28 年度に、「被災者健康・生活支援総合交付金」を拡充し、「被災者支援総合交付金」を創設（生活・住宅再建に関する相談対応への支援や「心の復興」事業を追加し、関連事業を統合）
- ・ 平成 29 年度に、「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」（令和 3 年度からは「子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業」）を同交付金の対象に追加
- ・ 令和元年度に、「被災者の心のケア支援事業」を同交付金の対象に追加（厚生労働省の単独事業を統合）

（i）コミュニティ形成支援

災害公営住宅等への入居の進捗に応じて、被災者の移転に伴う新たなコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合などが課題となっており、これらを支援する取組を行っている。

こうした取組等により、令和 5 年度までに、災害公営住宅等において、576 の自治会が新たに設立されている。

（ii）高齢者等の見守り

被災した高齢者等が安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に生活支援相談員を配置し、災害公営住宅等の巡回により、支援が必要な被災者の把握、日常生活上の相談支援、関係機関へのつなぎ等を実施している。

生活支援相談員の配置数は、平成 29 年 3 月には 790 人となっていたが、取組の進捗等により、令和 6 年 3 月時点では 269 人まで減少している。見守り支援が必要な世帯数は、平成 29 年 3 月には約 60,000 世帯となっていたが、令和 6 年 3 月時点では約 31,000 世帯まで減少している。

（iii）被災者の心のケア

専門的な心のケアを必要とする被災者に適切に対応するため、被災 3 県に心のケアセンターを設置し、専門家による相談対応や訪問支援とともに、人材育成や支援者に対する支援等を行っている。

心のケアセンターへの被災 3 県全体の相談者数・相談件数は減少傾向にあるものの、県ごとの実態・推移に差異もみられる。

【 → 参考資料④ p111】

(iv) 生きがいづくり

被災者が地域の中で安心して生きがいを持って日常生活を営むことが重要であることから、被災者が主体的・継続的に活動することにより、人と人とのつながりを作っていくための「心の復興」事業に取り組んでおり、各自治体において、農作業等を通じた交流会や手作りグッズ製作、ワークショップを通じた被災者同士の交流等が行われている。

(v) 被災者の住宅・生活再建に関する相談支援

一人暮らしの高齢者等、生活再建に問題を抱える被災者への相談支援が重要な課題となっていることから、被災者の円滑な住宅移転や生活再建のため、住宅・生活の再建計画づくり、手続のサポート等の相談支援に取り組んでいる。

(vi) 福島県からの県外避難者への支援

避難生活が長期化する中で、避難先における安定した日常生活を確保するとともに、円滑な帰還や生活再建を支援するため、全国 26 か所の生活再建支援拠点における各種の相談対応や交流会開催の支援に取り組んでいる。

(vii) 被災したこどもに対する支援

被災したこどもに対する心のケアや学習支援等をきめ細かく行うため、教職員の加配やスクールカウンセラー等の配置、被災により経済的に困窮している家庭を対象とした就学支援等に取り組んでいる。

(viii) NPO やボランティア団体等の多様な担い手による活動への支援

避難生活が長期化する中で、被災者の置かれた状況やニーズが多様化し、きめ細かな対応が必要であることから、被災者同士の交流により被災者の孤立化を防いだり、避難先における新たなコミュニティの形成や既存の地域コミュニティとの融合、被災者の生活の困りごとなどの解決に向けた相談対応など被災者支援を行う NPO 団体等に対しての支援を行っている。

また、NPO やボランティア団体等がよりきめ細かい支援を行い、活動を円滑に進められるよう、NPO 等が活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ、平成 23 年度以降毎年度情報提供している。

さらに、復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援して

いる事例等の収集・公表（初版：平成 24 年 11 月、全体統合版（第 1 版～第 28 版）：令和 6 年 8 月）や多様な視点からの復興への活動ポイント集の改定を行い、男女共同参画の視点に立った取組を実施している。

（２）住まいとまちの復興

①住宅再建・復興まちづくり及び生活環境の整備等

（ⅰ）住宅再建・復興まちづくり

1 日も早く被災者に恒久住宅に移っていただくため、これまで、計画策定、用地取得、埋蔵文化財発掘調査、発注者支援、施工体制の確保など、各々の復興のステージにおいて事業の隘路（あいろ）となる課題に対して、累次にわたる加速化措置を講じてきたこと等により、被災市町村における災害公営住宅の整備や高台等の宅地造成については、令和 2 年末までに完了している。具体的には、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業及び漁業集落防災機能強化事業による民間住宅等用宅地の確保については計画した 18,226 戸全てで完了し、災害公営住宅については、帰還者向けの災害公営住宅を除き計画した 29,654 戸全てで完了している。また、復興のステージに応じた地域の課題に対し、復興交付金（効果促進事業）を活用し、支援を実施してきた。

住宅の自力再建に向けた支援として、被災者生活再建支援金を着実に支給するとともに、低利の災害復興住宅融資の供給、住宅の自力再建のための借入れに係る利子相当額の補助、資材調達支援や職人紹介支援を行う「マッチングサポート制度」の実施等、各種支援施策を着実に推進している。被災者生活再建支援金の支給状況を見ると、住宅が全壊するなどして基礎支援金を受給した 207,030 世帯のうち、住宅を建設・購入するなどして加算支援金を受給した世帯は 158,190 世帯（76%）となっている（令和 6 年 9 月末時点）。

復興の拠点となる市街地を用地買収方式で整備する津波復興拠点整備事業については、令和 2 年度末までに計画した 24 地区全てで造成が完了している。造成宅地の滑動崩落防止については、令和 2 年度末までに計画した 182 地区全てで対策工事が完了している。

このほか、地域公共交通確保維持改善事業の被災地特例等を活用し、応急仮設住宅等の被災者の日常生活における移動の確保や、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に資する取組を支援している。

【 → 参考資料⑤⑥⑦ p112～p116】

（ⅱ）造成地や移転元地等の利活用促進

造成後の宅地の早期有効活用に向けて、被災市町村において、まちの将来イメージ等の提示やマッチング等の取組が進められている。国においても、各地方

公共団体の取組事例の紹介や助言を行うなど、これらの取組を支援している。

防災集団移転促進事業の移転元地の利活用に向けて、これまで、土地の交換に伴う免税措置を講ずるとともに、土地利用計画策定や公有地の集約促進のための支援策を取りまとめ、市町村へ周知を行ってきたことにより、公有地を集約した産業用地への企業進出や、民間事業者による農業施設整備等、様々な形での利活用が進んでいる。

また、土地区画整理事業等による造成宅地や防災集団移転促進事業によって取得した移転元地等のより一層の活用促進に向け、令和3年度に復興庁に開設したワンストップ相談窓口等を通じ、被災地に寄り添ったハンズオン支援により地域ごとの個別課題にきめ細かく対応し、一般施策とも連携しながら、被災市町村の取組を推進している（令和6年3月までに、13市町に対し、計26件のハンズオン支援を実施）。

令和5年12月時点で、被災3県における土地区画整理事業による造成地の活用率は約74%、移転元地の活用率は約75%となっている。

【 → 参考資料⑧ p118】

（iii）被災地における教育環境の回復

学校施設等については、令和6年9月現在、公立学校施設災害復旧事業に申請した学校2,325校中、復旧が完了した学校は2,319校（99%）となっている。

【 → 参考資料⑦ p115】

（iv）被災地における医療及び介護の提供体制の確保

被災した医療施設の早期復旧・復興を支援するため、地域医療再生基金を被災各県について拡充（令和6年9月末時点で合計約2,119億円を交付）し、被災各県では、地域医療再生計画及び医療の復興計画に基づく各種事業の実施により、医療提供体制の再構築に取り組んできた。その結果、令和6年9月末時点で、震災により入院受入れに支障を生じた病院の98%（182病院中179病院。廃止済みの病院を除く。）において震災前と同様の入院医療を提供することが可能となるなど、取組が進捗している。

また、介護施設、障害者施設について、施設復旧のための費用（社会福祉施設等災害復旧費補助金）を確保し、介護・福祉提供体制の再構築に取り組んできた。その結果、令和6年9月末時点で、施設の復旧が必要な介護施設の98%（500施設中489施設）、障害者施設の97%（310施設中301施設）が復旧している。

介護・福祉人材については、被災各県においても、依然として不足している状況にある。このため、離職した介護人材の呼び戻しを図るとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、就職説明会の開催、介護人材キャリアアップ研修の実

施、施設内保育施設の運営等、長期的な観点から介護従事者の確保のために地域の実情に応じて行う取組を支援している。

さらに、市町村が地域の特性に応じ、医療・介護・住まい等を一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築できるよう、地域医療介護総合確保基金により、市町村の在宅医療・介護サービスの充実等のための取組を支援している。

【 → 参考資料⑦ p115】

②被災地の経済発展の基盤となる公共インフラ等の構築等

(i) 道路

道路（直轄区間）については、令和2年3月までに、被災3県内の国道4号、6号及び45号の総開通延長距離1,161km全てにおいて本復旧が完了している。道路（県・市町村管理区間）については、令和6年9月までに、被災した道路6,262路線の全てにおいて、本復旧が完了している。復興道路・復興支援道路については、令和3年12月の三陸沿岸道路の全線開通をもって、計画済延長570km全てで開通済みである。

このほか、常磐自動車道広野IC～山元ICの付加車線事業は、令和3年3月までに6か所全てが完成し、いわき中央IC～広野IC、山元IC～岩沼ICの4車線化事業は、令和3年6月までに完成した。

【 → 参考資料⑦ p116】

(ii) 鉄道

鉄道については、令和2年3月までに、3県内の旅客鉄道の被災路線の延長距離2,351km全てで鉄道運行を再開している。なお、JR大船渡線・気仙沼線についてはBRT（バス高速輸送システム）により本格復旧している。

【 → 参考資料⑦ p116】

(iii) 港湾

港湾については、釜石港湾口防波堤及び相馬港沖防波堤の復旧が平成29年度に完了したことをもって、被災した港湾のうち復旧工程計画に定められた港湾施設131か所の全てで本復旧工事が完了している。

また、小名浜港において、東日本地域のエネルギー供給を支える拠点として水深18mの岸壁を有する東港地区国際物流ターミナルが令和4年6月から全面供用を開始している。

【 → 参考資料⑦ p116】

(iv) 海岸・河川対策

海岸対策については、本復旧・復興工事を計画した 621 地区全てにおいて着工しており、令和 6 年 9 月末時点で 618 地区（99%）において完了している。

河川対策（直轄区間）については、平成 27 年 3 月までに、被災した河川管理施設 2,115 か所の全てにおいて本復旧工事が完了している。河川対策（県・市町村管理区間）については、令和 6 年 9 月末時点において、被災した河川管理施設 1,070 か所中、1,068 か所（99%）で本復旧工事が完了している。

【 → 参考資料⑦ p117】

(v) 下水道・水道

下水道については、平成 28 年 3 月までに災害査定を実施した 73 か所の処理場の全てにおいて、通常処理に移行している。

水道については、令和 5 年 9 月末時点において、通常査定を実施した 184 事業の全てにおいて、本格復旧が完了した。

【 → 参考資料⑦ p117】

(vi) 農林水産関係

農業については、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の 6 県において、21,480ha の農地が津波による被害を受けた。これに対し、がれきやヘドロの除去、除塩や畦畔（けいはん）の修復、排水機場などの農業用施設の復旧等を支援することにより、令和 6 年 3 月末時点において、津波被災農地（農地転用された農地等を除く。）のうち 96%で営農再開が可能となっている。また、被災 3 県において、津波被災農地の復旧に併せて大区画化・利用集積等を行う取組に対する支援を行っており、令和 6 年 3 月時点において取組地区のうち 97%で整備が完了している。

海岸防災林については、令和 6 年 9 月末時点において、要復旧延長約 164 km のうち 163 km（99%）において本復旧工事が完了している。

水産業については、319 漁港が被災したほか、漁場、漁船、養殖施設、水産加工施設等に甚大な被害が生じた。これに対し、漁港については、令和 4 年 3 月末までに 319 漁港全ての陸揚げ岸壁の機能が回復した。漁場については、令和 6 年 3 月末時点において、養殖漁場 1,139 か所のうち 1,134 か所、定置漁場 988 か所全てでがれきの撤去が完了している。岩手県及び宮城県の養殖業再開希望者の養殖施設については全ての整備が完了しており、被災 3 県で業務再開を希望する水産加工施設については令和 5 年 12 月末時点で 767 施設のうち 755 施設（98%）において業務を再開している。

【 → 参考資料⑦⑨⑩ p117～p119】

(vii) 災害廃棄物等の処理

東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、被災した 13 道県 239 市町村(福島県の汚染廃棄物対策地域を除く。)において、災害廃棄物約 2,000 万トン、津波堆積物約 1,100 万トンが発生した。これらの災害廃棄物及び津波堆積物の被災県内での処理に加え、岩手県と宮城県の災害廃棄物の一部については 1 都 1 府 16 県での広域処理を行った。また、復興事業・公共事業等において、災害廃棄物の約 8 割、津波堆積物のほぼ全量が再生利用されている。

福島県(汚染廃棄物対策地域を除く。)については、平成 29 年 8 月末までに国による可燃物の代行処理等を活用して処理を完了した。

(3) 産業・生業(なりわい)の再生

被災地域での産業を復興し、なりわいの再生を強力に進めることは、復興政策における重要課題の 1 つである。

被災 3 県の企業活動は震災により一時的に大きく落ち込んだが、サプライチェーンの速やかな回復等により、その後は急速に持ち直し、復興需要の下支えもあっておおむね震災前の水準に回復している。

これまで、仮設工場・仮設店舗の整備や、被災した施設の復旧・整備等、災害復興施策として前例のない支援により、応急復旧の段階から本格的な復旧・復興への移行が進んだ。観光業では、観光復興関連予算を活用し、東北の観光復興の取組を進めてきた。農林水産業では、農地・農業用施設や漁港施設、漁船、養殖施設等の生産基盤の復旧等が進んだほか、水産加工業の販路の回復・開拓に向けた活動を支援している。

【 → 参考資料⑪ p120】

①被災地経済の概況

(i) 主要な業種別の状況

建設業については、復旧・復興事業により、令和 5 年度における公共機関からの受注工事の請負契約額は震災前に比べ 58.6%増となっている。

水産業については、被災 3 県の主要な魚市場における令和 5 年の水揚量、水揚金額は、平成 22 年に比べ、それぞれ 57%、95%となっている。

観光業については、風評被害等の影響により、震災のあった平成 23 年には東北 6 県(青森県・岩手県・秋田県・宮城県・山形県・福島県)の外国人延べ宿泊者数が大きく減少したものの、令和元年には震災前(平成 22 年)の約 3.3 倍まで増加した。令和 2 年以降の外国人延べ宿泊者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、被災地を含め全国的に落ち込んでいる状況が続いていたが、令和 4 年 10 月より政府が個人旅行の受入れや査証免除措置の再開等を実施した

この影響もあり、令和4年12月には東北6県全体で震災前の同月を上回り、令和5年には東北6県全体で震災前の約2.8倍まで増加している。

運送業については、旅客自動車運送事業のうち、乗合バス事業では、平成22年度と比較して、令和5年度の輸送人員は被災3県全体で20.3%減となっている。また、貸切バス事業では、平成22年度と比較して、令和5年度の輸送人員は被災3県全体で29.5%減となっている。旅客船事業については令和5年度の輸送人キロは被災3県全体で41.4%減（平成21年度比）となっている。

商業・サービス業については、内陸部では迅速に復旧し、沿岸部（津波被災地域）でも、仮設店舗等の設置や「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業」（以下「中小企業等グループ補助金」という。）等により事業再開が進んだ。被災3県の百貨店・スーパー販売額は、平成23年5月には震災前の水準まで回復し、その後も、おおむね震災前の水準を維持している。

【 → 参考資料⑫⑬⑭⑮⑯ p120～p123】

（ii）事業者の売上高状況

中小企業等グループ補助金により復旧した事業者に対して令和5年12月に行われたアンケート調査の結果によると、東北4県（青森県、岩手県、宮城県及び福島県）において、製造業、水産・食品加工業、卸小売・サービス業、建設業では震災前の売上げを上回っている一方で、運送業では売上げの回復が遅れている。同調査においては、震災前の水準まで回復していない主な要因として、「新型コロナウイルスによる影響」や「既存顧客の喪失」が挙げられている。

また、水産庁が令和6年1月～2月に行った「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第11回）」によると、売上が8割以上回復したと回答した事業者の割合は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県6県全体で50%にとどまっており、理由として原材料や人材の不足が挙げられている。

【 → 参考資料⑰⑱ p124～p125】

（iii）事業所数

被災3県の沿岸市町村における事業所数は、震災前の平成21年比で、令和3年には90.4%となっている。

【 → 参考資料⑲ p126～p127】

（iv）雇用の状況

被災3県における有効求人倍率（季節調整値）は、震災の影響により平成23年4月には0.45倍まで低下したものの、令和6年9月時点では、1.23倍となっ

ており、雇用者数（雇用保険被保険者数）も震災前の水準を上回っている。

しかしながら、沿岸部の一部では震災前の水準まで回復していない地域もあるほか、専門的・技術的職業従事者や建設・採掘従事者等では求人数が求職者数を上回っており、雇用における需要と供給のミスマッチも見受けられる。

こうした雇用のミスマッチを解消するため、被災者に寄り添った就労支援として、産業政策と一体となって雇用面から支援を行うとともに、求職者の状況を踏まえたきめ細かな職業紹介等に取り組んでいる。

【 → 参考資料⑳㉑㉒ p128～p130】

②産業復興の加速化

（ⅰ）施設・設備の復旧支援

中小企業等グループ補助金により、地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画に基づき、その計画に必要な施設等の復旧・整備等を行う取組を支援しており、令和6年3月までに738グループ（北海道内で6グループ、青森県内で10グループ、岩手県内で135グループ、宮城県内で256グループ、福島県内で264グループ、茨城県内で58グループ、栃木県内で1グループ、千葉県内で8グループ）、計11,878件の施設・設備の復旧を支援している。

（ⅱ）企業立地促進

東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域等の産業復興を加速するため、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」等により、企業立地等に対し補助を行い、雇用の創出を通じて地域経済の活性化及び避難指示が解除された地域への住民の帰還を促進している。

【 → 参考資料㉓ p131】

（ⅲ）いわゆる二重債務問題への対応

復興に向けて再スタートを切るに当たり、既往債務が負担となって新規の資金調達が困難となっている被災事業者に対して、各県の産業復興相談センター及び産業復興機構並びに国の設立した東日本大震災事業者再生支援機構が相談等に応じてきた。特に、近年では新型コロナウイルス感染症拡大等による事業環境への影響を考慮の上、個々の被災事業者の置かれた状況に応じてきめ細かく対応してきたところであり、今後も引き続き個々の被災事業者に寄り添った対応が重要な課題である。

東日本大震災事業者再生支援機構では、支援決定期間が満了した令和3年3月31日までに、事業再建等に関する相談件数が2,939件、支援決定を行った案件が747件となっており、引き続き、これまでに支援決定した被災事業者の再

生に全力で取り組んでいる（令和6年9月末時点で356件の支援を完了。）。

産業復興相談センター及び産業復興機構では、令和6年9月末時点で事業再建等に関する相談件数が7,236件、金融機関等による金融支援の合意に至った案件が債権買取決定339件を含む1,491件となっている（債権買取については、令和3年3月31日で終了。）。

また、既往の住宅ローンや事業性資金の借入れが負担となって新規の資金調達が困難となっている個人事業主等に対しては、一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関を中心に、破産手続などの法的倒産手続によらず私的整理により債務免除を行う民間の自主ルールである「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（平成23年7月策定）に沿って支援が行われ、ガイドラインの適用終了となった令和3年3月31日までの個別相談件数が5,980件、債務整理の件数が1,373件となった。

東日本大震災の被災者は、自然災害の影響を受けたことによって、既往債務を弁済できなくなった債務者に係る債務整理を行う際の準則として取りまとめられた「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（平成27年12月策定）の対象に追加され、引き続き、支援を受けることが可能となっている。

（iv）資金繰り支援

被災中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、政府系金融機関による東日本大震災復興特別貸付、信用保証協会による東日本大震災復興緊急保証を実施している。制度創設から令和6年9月末時点までの実績は、東日本大震災復興特別貸付で約30万4千件（総額約6兆1千億円）、東日本大震災復興緊急保証で約15万4千件（総額約3兆2千億円）となっている。

（v）販路開拓、新事業の立上げ等支援

大手企業のノウハウやアイデア等を被災地域企業に提供する地域復興マッチング「結の場」を令和5年度までに延べ40回開催し、延べ364社の被災地域企業・団体と、1,027社の支援企業が参加し、1,007件の連携事業が成立した。

また、民間企業からの出向者を中心とする復興庁職員の知見を活用し、各種の専門家と共に被災地域企業の経営課題を解決する「新ハンズオン支援事業」（令和2年度まで「被災地域企業新事業ハンズオン支援事業」及び「専門家派遣集中支援事業」として実施していたものを事業統合・名称変更）を実施しており、令和5年度までに、被災地域企業等のグループに対して支援を行うグループ支援では92件（計368社）、被災地域企業等の個社に対して支援を行う個社支援では324件の支援を実施している。

(vi) 仮設店舗等の整備支援及び本設店舗等への移行

早急な事業再開を支援するため、各被災市町村からの設置要望を受け、仮設店舗・工場等の整備を行ってきた。令和6年6月末時点で、被災6県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、長野県）での仮設施設の竣工数は合計648施設となっており、これらの仮設施設について、ピーク時（平成25年12月時点）には2,825事業者が入居していたが、令和6年6月末時点での入居者は65事業者となっている。中小企業等グループ補助金による本設店舗等の自立再建支援や、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金による共同店舗型商業施設の整備等を通じて、本設店舗等への移行が進んでいる。

【 → 参考資料②④⑤ p131】

(vii) 商業施設整備への支援・商店街の再建

復興事業が本格化し、市街地の復興が進むにつれて、住まいに加え、まちの機能の復興を進める必要があることから、平成26年1月に取りまとめた「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」を踏まえて、東日本大震災被災地域まちなか再生計画の認定要領を策定して、これまでに10地方公共団体の「まちなか再生計画」について、内閣総理大臣による認定を受けており、これらの計画に基づき、各地方公共団体で共同店舗型商業施設が開業している。

【 → 参考資料②⑥ p132～p133】

(viii) 人材確保対策

被災3県の中小企業の人材確保を支援するため、産業政策と一体となって雇用面から支援を行う「事業復興型雇用確保事業」を実施し、平成29年度から令和5年度までに延べ5,445事業所に約1.3万人の雇用があった。

また、人手不足が特に深刻な福島県の12市町村（福島第一原発の事故により避難指示等の対象となった南相馬市、田村市、川俣町、浪江町、富岡町、楢葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村、双葉町、大熊町。以下「福島12市町村」という。）については、労働力の担い手ともなる移住者を支援するため、令和3年度から、福島再生加速化交付金に「移住・定住促進事業」を創設し、「ふくしま12市町村移住支援センター」において求人情報の案内や移住者の住宅確保支援等を実施している。

(ix) 造船業の復興支援

被災造船事業者の協業化・集約化による漁船の製造・修理拠点の復興を加速するため、造船業等復興支援事業費補助金について8件、約112億円の採択を行い、令和元年5月末までに全ての補助事業が完了している。

③農林水産業の再生

農業の復旧・復興については、津波により被災した農地のがれき等の撤去、除塩や農業用施設等の復旧を計画的に進めるなど、営農再開に向けて取り組むとともに、営農再開後もきめ細かい支援を行っている。また、農地の大区画化、大規模施設園芸などの先進的な取組、先端技術を駆使した生産・加工技術等の現地実証研究と成果の普及等を行っている。さらに、放射性物質に係る風評の払拭に向けた丁寧な情報発信や被災地産農産物等の利用促進、諸外国・地域の輸入規制の撤廃に向けた働きかけを行っている。被災県を含む全国において、GAP（農業生産工程管理）の取組が進められているところであるが、特に、福島県においては県を挙げて、GAP 認証の取得日本一を目指して取り組んでおり、国としてこうした GAP 推進の取組を支援している。

林業・木材産業の復旧・復興については、需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給、木材利用の拡大に向けた間伐・路網整備や木材加工流通施設、木質バイオマス関連施設等の整備、川上と川中・川下の連携による需給情報の共有化の徹底や民有林と国有林の連携による地域材の安定供給体制の構築等により、地域で流通する木材を活用した木造復興住宅の普及等木材の需要拡大と安定供給の確保による林業の成長産業化に向けた取組を支援している。

水産業・漁村の復旧・復興については、全国屈指の豊かな漁場に恵まれた被災地沿岸部のそれぞれの漁業の特色や被災状況に応じ、必要な支援を実施してきた。被災した漁港のうち、水産業の振興上特に重要な漁港については、高度衛生管理対応の荷捌所等の整備を行うなど、新たな水産業の姿を目指した復興にも取り組んでいる。漁業・養殖業については、地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に適応した安定的な生産体制を構築する漁業協同組合等の取組への支援を行っている。

（４）観光の復興

観光は地域産業全体に影響する裾野が広い分野であり、震災の記憶の風化防止や風評の払拭という観点からも、観光復興は重要な意義を有している。一方で、東北の観光は、風評被害の影響等により、全国的なインバウンド急増の効果を享受できていなかった。

このような状況を受け、平成 28 年を「東北観光復興元年」として、東北の観光復興を力強く推進するため、観光復興関連予算を活用し、東北の外国人延べ宿泊者数を令和 2 年までに 150 万人泊とする目標を設定し取組を行ったところ、令和元年に 168 万人泊となり、目標を上回った。他方で、福島県において教育旅行の回復や外国人延べ宿泊者数の伸び率に課題が残ること、ALPS 処理水の海洋放出による風評への対策が必要なことから、以下の取組等を実施している。

- ・福島県における観光関連復興支援事業

福島県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光の取組について支援している。

- ・ブルーツーリズム推進支援事業

ALPS 処理水の海洋放出による風評への対策として、海の魅力を高めるブルーツーリズムの推進を目的とする取組について支援している。

（５）「新しい東北」の創造

震災復興に当たっては、単なる原状復帰にとどめるのではなく、これを契機として、人口減少、高齢化、産業の空洞化といった日本全国の地域社会が抱える課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性の地」としての「新しい東北」の創造に向け、取組を推進する必要がある。

これに当たっては、企業、大学、NPO 等の「民」のノウハウや新たな発想が十分に生かされるよう、官民が連携し、それぞれの強みを持ち寄ることが重要である。また、被災地で進む先進的な取組を加速化させるとともに、蓄積されたノウハウを普及・展開することが必要となる。

こうした認識の下、復興庁では、以下の①～④の取組等を進めている。

①先進的な取組の加速化

被災地は複雑かつ困難な課題を抱えているが、行政のみならず、民間のノウハウや新たな発想により、既にコミュニティ形成等の地域課題の解決や産業・生業の再生などに係る先進的な取組が芽生えている。「新しい東北」の創造に向けては、全国のモデルとしていくため、こうした先進的な取組を加速化することが重要である。

このため、復興庁では、平成 25 年度～平成 27 年度に「『新しい東北』先導モデル事業」を実施し、平成 28 年度以降は、蓄積されたノウハウ等の普及・展開に取り組んでいる。

②官民連携を推進する情報基盤の整備

被災地では、行政機関のみならず、幅広い担い手（企業・大学・NPO 等）により、復興に向けた様々な取組が進められている。こうした担い手が互いの取組状況やノウハウに関する情報共有・意見交換を行う基盤として、経済界・金融機関・行政機関・大学・NPO 等のトップを設立発起人として、平成 25 年 12 月に「新しい東北」官民連携推進協議会を設立した。同協議会は、令和 6 年 3 月時点で 1,280 団体の会員を擁している。

同協議会においては、被災地の事業・取組を支援する様々な情報や各種イベン

トの情報を集約したウェブサイトを開設するとともに、被災3県ごとに県、大学、金融機関、連携復興センター等を構成員とする意見交換会を開催するなど、様々な主体間の連携、先進的な取組の普及・展開などのきっかけづくりの場の提供等を行っている。

③「新しい東北」の創造に向けた取組に関するノウハウの普及・展開

「新しい東北」の創造に向けた取組の推進により蓄積されたノウハウについては、被災地の地方公共団体や事業者に対する支援を通じて普及・展開を図ることとしている。

平成26年度に、「新しい東北」官民連携推進協議会の下に、地方公共団体等をメンバーとする「地域づくりネットワーク」を設置し、地方公共団体やNPO等に対し、課題発見から課題解決事業の企画立案に対するきめ細かな支援を実施している（地域づくりハンズオン支援事業）。このような支援により、地域課題解決に向けた道筋を立てることができた地方公共団体やNPO等の件数は、令和5年度までに56件に上っている。令和6年度からは、伝承活動を行う団体へのハンズオン支援も実施している。

また、平成26年度に、同協議会の下に、金融機関等をメンバーとする「復興金融ネットワーク（投融資促進分科会）」を設置し、金融機関等と産業復興に関する情報共有・意見交換を行うなど、被災地での新たな資金供給の創出を目指した取組を実施している。

平成27年度には、さらに、地方公共団体、産業支援機関、商工会議所・商工会等の企業支援担当者、企業支援の専門家、民間復興支援団体・組織等の連携体制を構築し、企業復興支援体制を強化するため、同協議会の下に、「企業連携グループ」を設置した。

「企業連携グループ」では、多様な機関から提供される多様な産業復興施策を、地方公共団体、産業支援機関、商工会議所・商工会等の担当職員等を通じて、現場の企業に浸透させるとともに、各種専門家の知識・ノウハウや、民間復興支援団体・組織の支援活動を提供するため、「結の場」、新ハンズオン支援事業（前述（3）②（v）販路開拓、新事業の立上げ等支援を参照）を実施している。このような支援により、被災地域企業が抱える経営課題の改善に寄与している。

④情報発信の強化

「新しい東北」の創造に向けて、被災地で進むコミュニティ形成等の地域課題の解決や産業・生業の再生等につながる新たな取組の普及・展開や広範かつ継続的な復興の輪の拡大を図る観点から、「新しい東北」の成果等について情報発信を行うことが必要である。

このため、被災地で進む「新しい東北」の創造に向けた活動の普及・展開を促進するべく、『新しい東北』復興・創生の星顕彰（平成 28 年度から令和 2 年度までは『新しい東北』復興・創生顕彰）を実施し、令和 5 年度においては 10 件を選定した。

また、平成 29 年度から被災地域の課題解決・支援を目的としたワークショップ等を開催し、令和元年度からは、都内及び被災地において「Fw:東北 Fan Meeting」を開催し、参加者間のネットワークの構築等を促進している。

さらに、令和 4 年 1 月から令和 6 年 3 月にかけて、「Fw:東北 Fan Meeting 暮らし発見塾」として、首長のトップセールスによる移住促進等を行うワークショップを開催した。

（６）地方創生との連携強化

人口減少や産業空洞化といった全国の地域に共通する中長期的な課題を抱える「課題先進地」である被災地において、復興を成し遂げるためには、地域の特性や震災からの復興の経験等も踏まえつつ、「デジタル田園都市国家構想交付金」等の地方創生施策をはじめとする政府全体の施策を総合的に活用することが重要であることから、以下の取組を実施している。

①復興局職員の内閣府併任による地方創生施策の相談窓口機能の強化

令和 2 年度から、復興局職員の一部について、内閣府地方創生推進事務局職員としての身分も併せて持つようにすることで、沿岸市町村の地方創生に関する交付金の新規申請に係る実施計画策定への指導・助言を実施している。

併任職員の数は、令和 6 年 9 月末時点で、岩手復興局で 4 名、宮城復興局で 8 名、福島復興局で 3 名となっている。

②地方創生人材支援制度の活用

国家公務員、大学研究者及び民間専門人材を、副市町村長や幹部職員、アドバイザー等として地方公共団体に派遣する地方創生人材支援制度により、被災 3 県の沿岸市町村に対して派遣を行っている。

令和 6 年 9 月末までにおける被災 3 県の沿岸市町村への派遣実績は、以下のとおりである（括弧内に派遣年度と派遣元を記載。）。

- ・岩手県：久慈市（平成 27 年度・大学）、山田町（平成 27 年度・農林水産省、平成 29 年度・農林水産省）、洋野町（平成 29 年度・農林水産省）、釜石市（令和元年度・総務省）、宮古市（令和 3 年度・民間企業）
- ・宮城県：東松島市（平成 27 年度・財務省）、女川町（平成 27 年度・民間企業）、気仙沼市（平成 28 年度・総務省）、岩沼市（令和 3 年度・民間企業、

令和５年度・民間企業、令和６年度・民間企業）、名取市（令和４年度・民間企業２名、令和６年度・民間企業）、山元町（令和５年度・民間企業３名、令和６年度・民間企業）

- ・福島県：相馬市（平成２８年度・国土交通省）、南相馬市（平成２８年度・総務省、令和３年度・民間企業３名、令和５年度・民間企業５名、令和６年度・民間企業２名）、富岡町（令和４年度・民間企業）、双葉町（令和５年度・民間企業）、浪江町（令和５年度・経済産業省、令和６年度・農林水産省）

③プロフェッショナル人材事業の沿岸部展開への支援

道府県が地域の関係機関等と連携し、地域企業の「攻めの経営」への転身に資するプロフェッショナル人材とのマッチングをサポートする取組（プロフェッショナル人材事業）を推進しており、被災３県における成約件数は、令和２年４月から令和６年８月３１日までの累積で、岩手県で３００件、宮城県で１,１５０件、福島県で２２９件となっている。

また、当該事業の拠点（プロフェッショナル人材戦略拠点）の設置経費の一部をデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）で補助している。

④復旧・復興事業とデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）事業との連携

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型））の審査において、「復興庁の復旧・復興事業と連携した地方への人の流れを創出する事業」については、他施策との戦略的な連携を図るものとして、「政策間連携」の項目で高い評価となる。

被災３県の沿岸市町村におけるデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型））の令和６年度の採択件数は、岩手県で９件（市町村平均は約０.８件）、宮城県で２２件（市町村平均は約１.５件）、福島県で４件（市町村平均は０.３件）となっている（全国での採択件数は計１,８８８件、全国の市町村平均は約１.１件）。

⑤各種地方創生関連セミナー等の活用

地方創生に関する各種セミナー（地方公共団体等に向けたRESAS研修、プロフェッショナル人材事業関係セミナー等）について、被災地においても積極的に開催している。

2 原子力災害被災地域

(1) 現状と取組の方向性

原子力災害による被害は、福島全体の生活環境に大きな影響を与え、福島県の人口は震災前の約 202.9 万人から令和 6 年 9 月 1 日時点で約 174.5 万人（福島県現住人口調査）まで減少し、震災以降増加した県外転出による人口の流出分の回復には至っていない。また、長期にわたる避難状態が継続していることに伴う課題の顕在化やいまだに根強く残る風評影響等も続いている。

原子力災害被災地域の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第 2 期復興基本方針等に基づき、第 2 期復興・創生期間以降においても引き続き国が前面に立って、本格的な復興・再生に向けて取り組む。

(2) 事故収束（廃炉・汚染水・処理水対策）

①中長期ロードマップを踏まえた安全かつ着実な実施

(i) 廃炉

福島第一原発の廃炉については、国が前面に立って、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議決定（令和元年 12 月 27 日最終改訂）。以下「中長期ロードマップ」という。）を踏まえ、国内外の英知を結集し、必要な研究開発を支援しつつ、安全かつ着実に進めていく。

燃料デブリの取り出しについては、1 号機において令和 6 年 2 月より、ドローンによる PCV（格納容器）内部の気中部調査を開始し、ペDESTAL 内の壁や構造物、CRD（制御棒駆動機構）ハウジングの落下状況等を確認し、これにより、ペDESTAL 内壁のコンクリートに大きな損傷がなかったこと等が確認できた。また、2 号機においては、まずは過去の内部調査で使用実績のあるテレスコ式装置を先に投入することとし、令和 6 年 9 月に燃料デブリの試験的取り出しに着手した。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「燃料デブリ取り出し工法評価小委員会」を設置し、国と東京電力の参加の下 3 号機を対象に大規模取り出し工法について、安全を大前提に技術成立性等を総合的に検討・評価し、東京電力に対して「気中工法と気中工法オプションの組み合わせによる設計検討・研究開発を開始すること」、「小規模な上アクセス等による内部調査を並行して進めること」、「水遮蔽の機能を活用した工法についても、併行して検討を行うこと」について、令和 6 年 3 月に報告書を取りまとめて提言した。

使用済燃料プールからの燃料の取り出しについては、平成 26 年 12 月に 4 号

機、令和3年2月に3号機において、取り出しを完了した。ダスト飛散の抑制など安全確保最優先で進めるべく、1号機では原子炉建屋を覆う大型カバーを設置する工法により令和9年度～10年度に、2号機では建屋を解体せず建屋南側からアクセスする工法により令和6年度～8年度に取り出しを開始し、令和13年以内に1号機～6号機全ての取り出しを完了することに向けて作業を進めている。

廃炉に関する技術基盤を確立するための拠点整備については、平成29年4月に、国内外の英知を結集し、福島第一原発の廃止措置等に向けた研究開発と人材育成を加速させるための拠点であるJAEA「廃炉国際共同研究センター」(現：JAEA「廃炉環境国際共同研究センター」)国際共同研究棟の本格運用が開始された。また、平成27年度に遠隔操作機器の開発・実証が可能なJAEA「櫛葉遠隔技術開発センター」、平成29年度に放射性物質の分析・研究を行うJAEA「大熊分析・研究センター」の施設管理棟、令和4年度に同センター第1棟の運用が開始されており、現在、同センター第2棟の整備を進めている。

(ii) 廃棄物対策

廃棄物対策については、固体廃棄物貯蔵庫の整備を進めており、令和10年度内までにがれき等の屋外での保管を解消することを目指している。令和6年2月には、廃炉作業にて発生したがれき類を減容することを目的とした減容処理設備の運用を開始し、令和6年8月には、廃炉作業にて発生した汚染土や減容処理したがれき類を一時保管することを目的とした固体廃棄物貯蔵庫第10棟の一部が運用開始した。また、原子力損害賠償・廃炉等支援機構において、令和3年10月に中長期ロードマップにおける廃棄物対策に係る目標工程である「処理・処分の方策とその安全性に関する技術的な見通し」が公表された。

この技術的な見通しを踏まえ、固体廃棄物の特徴に応じた廃棄物ストリーム(性状把握から処理・処分に至るまで一体となった対策の流れ)の構築に向けて、性状把握を進めつつ、処理・処分方策の選択肢の創出とその比較・評価を行い、固体廃棄物の具体的管理について全体として適切な対処方策の提示に向けた検討を進めていく。

(iii) 汚染水・処理水対策

汚染水対策については、既に凍結が完了した凍土方式の陸側遮水壁(凍土壁)やサブドレン等の機能と併せ、地下水を安定的に制御することで、1号機～3号機建屋屋根の損傷部の補修及び構内のフェーシング等による重層的な汚染水対策を進めた結果、令和5年度の汚染水発生量の実績は約80 m³/日となった。令和5年度の降雨量は平年より少なかったが、平均的な降雨量で評価した場合で

も約 90 m³/日となり、中長期ロードマップの「平均的な降雨に対して、令和 7 年以内に 100 m³/日以下に抑制」のマイルストーンを前倒しで達成した。今後も、1 号機～4 号機建屋周辺の敷地舗装範囲の拡大や、局所的な建屋止水等を計画的に進めることで、汚染水発生量を令和 10 年度までに約 50 m³～70 m³/日以下に低減することを目指す。

建屋内滞留水については、1 号機～3 号機原子炉建屋、プロセス主建屋及び高温焼却炉建屋を除き、令和 2 年に各設備内に給水ポンプを設置し、床面露出状態を達成した。また、令和 5 年 3 月に中長期ロードマップのマイルストーン（主要な目標工程）である、「令和 4 年度～令和 6 年度に、原子炉建屋滞留水を、令和 2 末の半分程度に低減すること」を達成した。

ALPS 処理水の処分については、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」において、各種法令等を厳格に遵守するとともに風評影響を最大限抑制する対応を徹底することを前提に、海洋放出する方針を公表し、その後、自治体や農林漁業者等との意見交換を重ね、安全確保、風評対策・なりわい継続に係る各取組を実施してきた。令和 5 年 8 月の第 6 回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議、第 6 回 ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議（合同開催）で放出開始日の見込みを示した上で、同月 24 日から海洋放出が開始された。令和 6 年 8 月に開催された第 7 回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議、第 7 回 ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議（合同開催）においては、海洋放出開始から一年の取組の実施状況を総括するとともに、今後の対策の方向性として、「政府として ALPS 処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む」という方針に変わりはないこと、①安全確保、説明・情報発信、②風評影響対応、なりわい継続支援、③将来技術の検討等を引き続き実施することを示した。

②対策の進捗状況・放射線データ等の情報発信

長期に及ぶ廃炉作業を実施する上では、地域・社会の関心や疑問に応え、丁寧で分かりやすい説明に努め、不安を払拭し、廃炉に関する取組への理解を得ることが不可欠である。このため、地域の皆様をはじめとした様々な立場の方々と双方向のコミュニケーションの充実を図っており、福島第一原発の視察や、地域でのイベント等の機会を捉え、対策の進捗状況等について地域・社会の関心や疑問に直接応える機会を設けている。

また、廃炉の進捗状況等を伝えるパンフレット（「廃炉の大切な話」「HAIRO MIRAI」）を作成しているほか、「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」においても分かりやすい情報発信に努めている。コンテンツ制作においては、地元

の方々の関心や疑問・不安に応えるため、事前に地元の方々の意見を聴取して反映するなど、双方向性を意識した対応を行っている。

特に、ALPS 処理水の海洋放出については、これまでのモニタリング結果や IAEA の評価から安全であることが確認されており、こうした情報を透明性高く発信するための広報活動に取り組んでいる。例えば、ALPS 処理水に関するウェブ広告、地元紙広告を展開するとともに、解説動画やチラシ等の分かりやすいコンテンツを作成・公開している。また、総合モニタリング計画に基づき、海域モニタリングを実施しており、それらの結果は、ウェブサイト上に公開し、随時更新している。

一方で、ALPS 処理水の海洋放出開始以降、一部の国・地域で輸入規制が強化されたことを踏まえ、こうした国・地域に対しては、引き続き、あらゆる機会を通じて日本の取組を丁寧に説明し、科学的根拠に基づかない輸入規制措置の即時撤廃を求めている。

また、前述の輸入規制の強化を踏まえ、全国の水産業支援に万全を期すべく、総額 1,007 億円の「水産業を守る」政策パッケージや、令和 5 年度補正予算の 89 億円からなる支援を実施している。

加えて、国際的な取組として、各国の在京大使館等向けに廃炉の現状について、累次にわたってブリーフィングを行っている（直近では令和 6 年 8 月に実施。）。さらに、福島第一原発の廃炉等に関する英語版動画やパンフレットなどの説明資料を作成し、IAEA 総会サイドイベントや要人往訪の機会を活用するなど、様々なルートで、海外に向けて情報発信を行っている。

③作業員の労働環境改善等

福島第一原発では、建屋周辺の敷地内舗装工事等により線量低減対策を進めてきた結果、平成 30 年 5 月以降、構内の 96% のエリアで一般作業服等での作業が可能となっている。

また、軽装備化や安全通路の整備等、作業時の負担軽減・労働環境改善の取組が実施されており、令和 5 年に実施された作業員アンケートにおいては、福島第一原発の労働環境について、9 割近い方々に「安心とを感じる」、「まあ安心とを感じる」と評価を受けるなど、労働環境改善等が進んでいる。

（３）環境再生

①除染実施計画に基づく面的除染

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特別措置法」とい

う。)及びそれに基づく基本方針等に基づき、平成30年3月末までに、帰還困難区域を除く8県100市町村の全てで面的除染が完了した。このうち、国が直轄で除染を行う除染特別地域については、平成29年3月末までに帰還困難区域を除く全ての市町村で面的除染が完了しており、その総数・総面積は、宅地約2万3,000件、農地約8,700ha、森林約7,800ha、道路約1,500haに及ぶ。市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域については、平成30年3月末までに全ての市町村で面的除染が完了しており、その総数・総面積は、住宅約57万戸、公共施設等約2万4,000施設、農地・牧草地約3万3,000ha、森林（生活圏）約4,800ha、道路約2万4,000kmに及ぶ。

また、帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域については、令和6年9月末時点で除染の進捗は9割を超えておりおおむね実施済みである。特定帰還居住区域については、令和5年12月に大熊町及び双葉町、令和6年6月に浪江町、9月に富岡町で除染等の工事に着手した。

福島県内では、これまで1,372か所の仮置場のうち1,359か所で除去土壌等の搬出を完了し、そのうち1,252か所で原状回復等を完了している（令和6年8月末時点）。引き続き、除染特別地域の11か所、汚染状況重点調査地域の2か所の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施している。

今後も、除去土壌等の適正管理等の必要な対策を行うとともに、栃木県那須町（令和2年3月に終了）、宮城県丸森町（令和6年4月に終了）及び茨城県東海村（継続中）の3か所における埋立処分実証事業を通じて、福島県外の除染に伴って発生した土壌の埋立処分方法を検討していく。

②中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の最終処分・再生利用に向けた取組

（i）用地取得・施設整備

福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設については、用地取得、施設整備、仮置場等からの除去土壌等の搬入が着実に進捗している。

施設整備に必要な用地取得については、令和6年8月末までに1,886人、約1,303ha（全体の81.4%、民有地については95.1%）の用地を取得している。地権者との信頼関係はもとより、中間貯蔵施設事業への理解が何よりも重要であり、引き続き、地権者への丁寧な説明を尽くしながら取り組んでいく。

また、施設整備については、令和2年3月には中間貯蔵施設の全ての工区・施設において除去土壌と廃棄物の処理や貯蔵を開始するなど、着実に進捗している。

(ii) 仮置場等から中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入

仮置場等から中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入については、令和3年度末までに福島県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域のものを除く。）をおおむね搬入完了するという目標を達成し、令和5年度は特定復興再生拠点区域等において発生した除去土壌等の搬入を進めた。令和6年度は、特定帰還居住区域等において発生した除去土壌等の搬入を進めており、令和6年8月末までの搬入量は合計1,393万 m^3 となっている。引き続き、安全で円滑な輸送のため、運転者研修等の交通安全対策や必要な道路交通対策の実施等、関係する機関や市町村と十分に連携を取りつつ、地元の理解と協力の下で安全かつ確実な輸送に取り組んでいく。

(iii) 中間貯蔵施設に保管されている除去土壌等の最終処分・再生利用

除去土壌等の最終処分については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）において、中間貯蔵に関する国の責務として、「国は、（中略）中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことが規定されている。

県外最終処分の実現に向けては、除去土壌等の再生利用の推進や減容技術の開発等により、最終処分量を減らすことが重要であり、平成28年4月に公表した「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、取組を着実に進めている。

これらに沿って、平成30年11月から、福島県飯舘村長泥地区においては、村内に仮置きされている除去土壌を活用した再生利用実証事業を進めている。

また、令和4年10月から、道路整備での再生利用について検討するため、中間貯蔵施設内において道路盛土の実証事業を行っている。こうした福島県内の実証事業では、放射線等の安全性や構造物の安定性のモニタリングを実施しており、再生利用を安全に実施できることを確認している。

これらの取組について、技術的・社会的観点から国際的な評価・助言を得ることを目的に、「除去土壌の再生利用等に関する国際原子力機関（IAEA）専門家会合」が令和5年度に計3回開催され、その最終報告書が令和6年9月に公表された。報告書においては、「再生利用及び最終処分について、これまで環境省が実施してきた取組や活動はIAEAの安全基準に合致している」等の結論が述べられている。

このような実証事業等で得られた知見やIAEA等国内外の有識者の意見等を踏まえて、令和6年度中に最終処分・再生利用の基準について取りまとめを行い、最終処分場の構造・必要面積等について、実現可能ないくつかの選択肢を提示することとしている。

再生利用・県外最終処分に向けては、全国での理解醸成を図ることが重要であり、再生利用等の必要性・安全性等に関する一般の方向けの実証事業現地見学会や大学生等への環境再生事業に関する講義、WEB メディアを活用した情報発信等の取組を実施している。

さらに、第2期復興基本方針に、再生利用先の創出等については、政府一体となった体制の整備に向けた取組を進めるとされたところであり、体制整備に向けて検討を進めている。

③福島県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の処理

福島県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物については、令和6年7月末時点で、約347万トンの災害廃棄物等（帰還困難区域のものを含む。）を仮置場に搬入しており、そのうち、可燃物約59万トンは焼却処理済、約242万トンは再生利用済である。可燃物については、各市町村に設置した仮設焼却施設等で減容化を行っており、12市町村のうち9市町村で減容化処理を完了している。また、可燃性の指定廃棄物のうち、令和3年12月末時点で指定されている農林業系廃棄物や下水汚泥については、広域処理により令和4年2月に処理が完了した。

福島県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物については、10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場に搬入し、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。

既存の管理型処分場（特定廃棄物埋立処分施設）の活用については、平成29年11月に処分場への搬入を開始し、令和5年10月末に特定廃棄物の搬入を完了した。双葉郡8町村の生活ごみについては、継続して処分を実施しており、令和6年8月末時点で計29万6,630袋の埋立処分を行っている。なお、平成30年3月までに、処分場の立地する富岡町及び楡葉町の地元4行政区と安全協定を締結している。また、平成30年8月には特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」を開館しており、ここを拠点として情報発信に努め、引き続き、安心・安全の確保に万全を期して事業を進めていく。

双葉地方広域市町村圏組合が所有する既存の管理型処分場（クリーンセンターふたば）の活用については、令和元年8月5日に双葉地方広域市町村圏組合、福島県及び環境省との間でクリーンセンターふたばの活用に関する基本協定を締結した後、令和5年6月より特定廃棄物の搬入を開始し、令和6年8月末時点で13,888袋の埋立処分を行っている。

④福島県外の指定廃棄物の処理

指定廃棄物の処理は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針において、当該指定廃棄物が保管されている都道府県内において行うこととされて

いる。

平成 24 年 3 月、政府は、既存の廃棄物処理施設をできる限り活用して、指定廃棄物の処理を進めることを原則としつつ、指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している県については、国が当該県内に必要な処理施設を確保する方針を公表した。この方針に基づき、宮城県では平成 26 年 1 月に 3 か所、栃木県では平成 26 年 7 月に 1 か所、千葉県では平成 27 年 4 月に 1 か所、詳細調査候補地をそれぞれ公表した。その後、詳細調査の実施について理解が得られるよう、地元に対して丁寧な説明を重ねてきたが、地元からの懸念の声もあり、令和 6 年 9 月時点では詳細調査は実施できていない状況にある。

平成 28 年 4 月には、指定廃棄物が 8,000Bq/kg 以下となった場合に環境大臣が一時保管者や解除後の処理責任者（市町村又は排出事業者）と協議した上で指定を解除することができる仕組みを整備し、令和 6 年 9 月末までに約 5,698 トンの指定が解除された。

今後も、詳細調査の実施について地元の理解が得られるよう働きかけを続けるとともに、各都県それぞれの状況を踏まえて、保管場所の集約、指定解除の仕組みを活用した処理等、各都県の具体的な課題の解決に向けた取組を進めていく。

（４）避難指示解除

①避難指示区域の見直し

福島第一原発の事故発生を受けて設定された警戒区域及び計画的避難区域については、平成 23 年 12 月 26 日の原子力災害対策本部決定に基づき、平成 24 年 4 月以降、順次警戒区域が解除されるとともに、線量水準に応じ、①避難指示解除準備区域、②居住制限区域及び③帰還困難区域の 3 つの区域への見直しが行われた。この見直しは、平成 25 年 8 月、川俣町の避難指示区域の見直しの実施をもって、11 市町村全てについて完了した。

<参考：区域見直し後の避難指示区域>

①避難指示解除準備区域	避難指示区域のうち、平成 24 年 3 月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が 20mSv 以下となることが確実であることが確認された地域。 当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなるが、除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域である。
-------------	---

②居住制限区域	避難指示区域のうち、平成 24 年 3 月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が 20mSv を超えるおそれがあると確認された地域。 将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧などを計画的に実施する。
③帰還困難区域	避難指示区域のうち、平成 24 年 3 月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が 50mSv を超える地域。

* 「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成 23 年 12 月 26 日原子力災害対策本部決定)を基に復興庁作成

②避難指示解除準備区域等及び特定復興再生拠点区域における避難指示解除

国は、『『原子力災害からの福島復興の加速に向けて』改訂』（平成 27 年 6 月 12 日閣議決定）に基づき、住民の帰還を可能にするため、除染の十分な実施はもとより、インフラや生活に密着したサービスの復旧等を進めてきた。

平成 26 年 4 月 1 日の田村市の避難指示解除準備区域の解除に始まり、令和 2 年 3 月 4 日の双葉町の避難指示解除準備区域の解除を最後に、帰還困難区域を除く全ての地域の避難指示の解除が実現した。

帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域については、令和 5 年 11 月までに、6 町村の特定復興再生拠点区域全てにおいて避難指示が解除された。引き続き、住民の帰還促進に向け、生活環境の整備や産業・なりわいの再生に取り組んでいく。

なお、令和 6 年 6 月時点で、福島県全体の避難者数は約 2.6 万人、令和 6 年 4 月時点で、避難指示区域からの避難対象者数は、約 8 千人²となっている。

【 → 参考資料②⑦ p134】

² 市町村から聞き取った情報（令和 6 年 3 月 31 日時点の住民登録数）を基に、内閣府原子力被災者生活支援チームが集計。

<参考：避難指示解除の経緯>

●避難指示解除準備区域、居住制限区域の解除の経緯

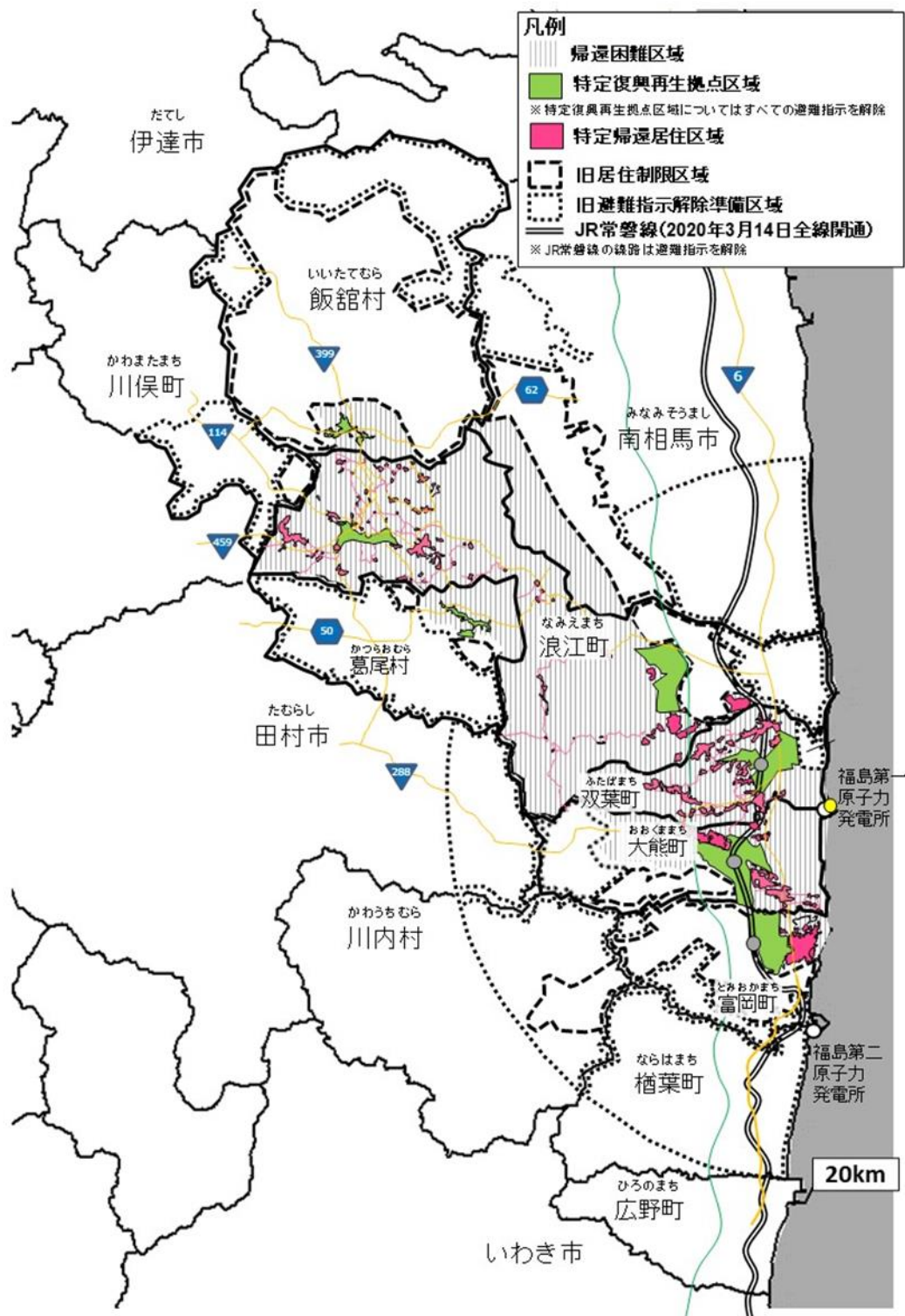
解除日	市町村名
平成 26 年 4 月 1 日	田村市
平成 26 年 10 月 1 日	川内村（一部）
平成 27 年 9 月 5 日	檜葉町
平成 28 年 6 月 12 日	葛尾村
平成 28 年 6 月 14 日	川内村
平成 28 年 7 月 12 日	南相馬市
平成 29 年 3 月 31 日	飯舘村、川俣町、浪江町
平成 29 年 4 月 1 日	富岡町
平成 31 年 4 月 10 日	大熊町
令和 2 年 3 月 4 日	双葉町

●帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域における解除の経緯

解除日	市町村名
令和 2 年 3 月 4 日	双葉町（JR 常磐線双葉駅周辺）
令和 2 年 3 月 5 日	大熊町（JR 常磐線大野駅周辺）
令和 2 年 3 月 10 日	富岡町（JR 常磐線夜ノ森駅周辺）
令和 4 年 6 月 12 日	葛尾村
令和 4 年 6 月 30 日	大熊町
令和 4 年 8 月 30 日	双葉町
令和 5 年 3 月 31 日	浪江町
令和 5 年 4 月 1 日	富岡町（夜の森・大菅地区）
令和 5 年 5 月 1 日	飯舘村
令和 5 年 11 月 30 日	富岡町（小良ヶ浜・深谷地区内）

<参考：避難指示区域の概念図（令和6年4月1日時点）>

避難指示区域の概念図（2024年4月1日時点）



* 内閣府原子力被災者生活支援チーム作成

③帰還困難区域の取扱い

帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の1日も早い復興を目指して取り組んでいくこととしている。このような方針を踏まえ、平成29年5月に福島特措法を改正し、帰還困難区域のうち、5年を目途に避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域である「特定復興再生拠点区域」制度を創設した。

平成29年から平成30年にかけて、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村の6町村において特定復興再生拠点区域復興再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受け、帰還環境の整備を推進してきた。その後、上記②において記載したとおり、令和5年11月までに、上記6町村の特定復興再生拠点区域全てにおいて避難指示が解除され、住民の帰還が可能となった。特定避難指示区域市町村の状況は、それぞれ大きく異なることから、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域への帰還・移住等に向けた課題について、個別かつきめ細かに町村と議論し、引き続き取組を推進していく。

帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域外については、地元自治体の強い意向がある場合に適用される、特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除の仕組みとして、令和2年12月25日に、原子力災害対策本部において「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」を決定した。これに基づき、令和5年5月1日に、飯舘村において、特定復興再生拠点区域外の長泥曲田公園の避難指示が解除された。

また、令和3年8月31日に、原子力災害対策本部・復興推進会議において「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を決定し、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていくこととされた。この方針を実現するため、令和5年6月に福島特措法を改正し、特定避難指示区域市町村の長が、特定復興再生拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設した。

大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町では令和4年度に、葛尾村では令和5年度に帰還意向調査を開始した。帰還意向調査の結果を踏まえ、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町では、それぞれ特定帰還居住区域復興再生計画が作成され、令和6年4月までに内閣総理大臣が認定を行った。葛尾村についても、今後、特定帰還居住区域復興再生計画を作成予定である。引き続き、認定した特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組

を進めていく。

その上で、残された土地・家屋等の扱いについては、地元自治体と協議を重ねつつ、引き続き検討を進めていく。(詳細については、「第1部 特集(TOPICS)」の「I 特集① 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域における復興・再生に向けた取組」を参照。)

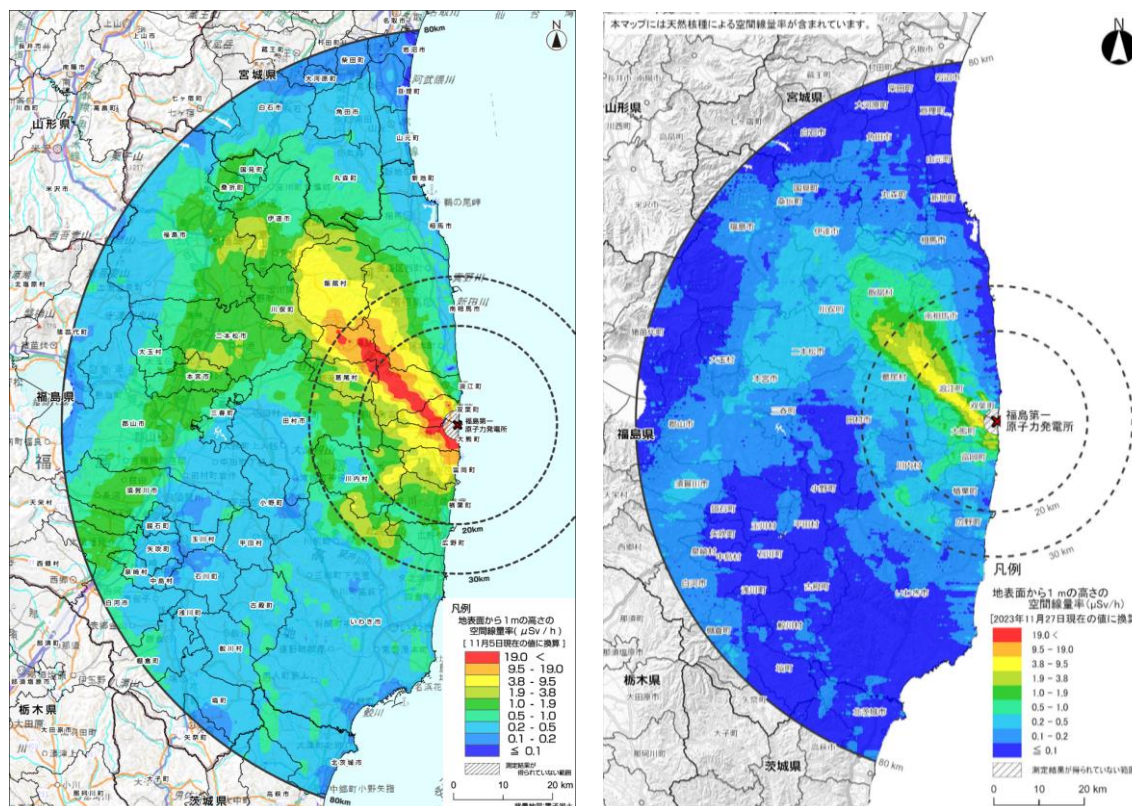
(5) 帰還・移住等の促進、生活再建等

①放射線量等のモニタリング等とその結果の情報提供

総合モニタリング計画(平成23年8月2日モニタリング調整会議決定、令和6年3月21日改定)に基づき、関係府省、地方公共団体、原子力事業者等が連携し、福島第一原発の事故に係る状況に応じた環境放射線モニタリングを継続して実施している。

モニタリングを行う各機関は、自ら行ったモニタリングの結果について、その利活用に資するため、継続的に蓄積・整理を行うとともに、それらをウェブサイト上に公開し、随時更新している。原子力規制委員会においては、モニタリング情報を取りまとめたウェブサイトを運用し、モニタリング結果及びその活用に必要な各種の附帯情報の集約・蓄積を図り、信頼性が高いデータベースの構築・公表を行っている。

＜参考：福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの結果（原子力規制委員会）＞



＊左図は平成 23 年 11 月時点、右図は令和 5 年 11 月時点

②住民の帰還・生活再開に必要な環境整備等

住民の帰還促進等に向けた環境整備として、福島再生加速化交付金等の各種事業を活用し、放射線への健康不安や健康管理対策、道路・下水道・災害公営住宅等の整備、食品や衣料品の宅配サービスといった買物環境に対する支援、医療・介護サービスの提供体制の整備、公立学校施設の整備、こどもの運動機会の確保のための運動施設の整備等を実施するとともに、直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を実施している。

また、被災者の生活再建に向けた取組について、平成 30 年 7 月に、「避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた関係府省庁会議」において、「見守り体制」、「住まい」、「就労等」、「健康的な暮らし」といった視点から、「避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた対応強化策」を取りまとめた。これを踏まえ、支援機関や地方公共団体と連携して、支援を希望する被災者への戸別訪問等を行い、心身の悩みへの相談・助言、就労や恒久住宅への移転のための支援等に取り組んでいる。

③被災者支援

避難の長期化や災害公営住宅への移転等、復興の進展に伴う新たな課題に対応するため、被災者支援総合交付金等を活用し、被災者の移転に伴うコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合に向けた活動、高齢者等の見守りや心身のケア、住宅・生活再建の相談支援体制の強化等について、地方公共団体の取組を支援している。

特に原子力災害による避難者・被災者の心のケアについては、避難者・被災者は避難生活の長期化や新たな住まいへの移転等に伴う様々な悩み・不安を抱え、それがひいては精神面の問題にも及ぶおそれがあるなど、引き続き重要な課題である。そのため、平成 24 年 2 月から、「ふくしま心のケアセンター」において、専門家による相談対応や訪問支援（アウトリーチ）を行うとともに、メンタルヘルスに関する情報発信や普及啓発、人材育成、地方公共団体職員などの支援者に対する支援等を行っている。また、令和 3 年 4 月に「ふくしま子どもの心のケアセンター」を設置し、ふくしま心のケアセンターとも連携し、長期の避難生活等によって心のケアを必要とするこどもやその家族への支援を強化している。

④子ども被災者支援法

議員立法により成立した、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成 24 年法律第 48 号）は、被災者の不安解消や安定した生活の実現に寄与することを目的とし、被災者が居住、他地域への移動及び帰還を自らの意思で行うことができるよう、こどもに特に配慮して行う被災者の生活支援等施策の基本となる事項を定めている。

平成 25 年 10 月 11 日に、関係省庁における被災者生活支援等施策の検討・実施状況も踏まえ、同法に基づき政府が定めることとされている「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（以下「子ども被災者支援法基本方針」という。）について、閣議決定するとともに、同日付けで国会に報告した。平成 27 年 8 月 25 日には、帰還や定住の支援に重点を置く方針を明らかにするため、子ども被災者支援法基本方針の改定を行った。

子ども被災者支援法基本方針に基づき、引き続き、福島県のこどもたちを対象とする自然体験・交流活動支援事業や福島県からの県外自主避難者支援体制強化事業をはじめとした様々な被災者生活支援等施策を実施している。

⑤魅力ある教育環境づくり

復興のためには、教育・学びを通して、復興や持続可能な地域づくりに貢献し、世界で活躍できる人材を育成することが重要である。また、福島 12 市町村への

帰還・移住等を促進するためにも、魅力ある教育環境づくりが必要である。

このため、福島12市町村の小中学校について、地元での学校再開の支援を行うとともに、再開した学校において、地域を題材に探究活動に取り組む「ふるさと創造学」等の特色あるカリキュラムの編成・実証等を支援している。

また、双葉郡の中高一貫校として設置された「ふたば未来学園」を魅力ある学校とするため、海外研修や、双葉郡の課題と持続可能な世界の実現に向けた課題とを重ね合わせながら地域課題解決に向けた探究活動を行う「未来創造学」等の優れたカリキュラムの編成・実証等を支援している。

さらに、福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成を加速させるため、普通高校においては同構想を牽引するトップリーダーの育成、専門高校においては同構想の即戦力となる工業・農業・水産・商業の専門人材の育成を行うための教育プログラム開発等への支援を行うとともに、義務教育段階においてはイノベーションを担う人材の裾野を広げるための理数教育の推進等への支援を行っている。

⑥医療・介護・福祉に関する支援

（ⅰ）医療・介護・福祉施設の復旧・復興及び人材確保等

福島県の医療・介護・福祉施設の復旧・復興については、避難指示解除の進捗に応じて、相双地域（相馬市、南相馬市、双葉郡及び相馬郡）の住民が故郷での生活を安心して再開できるよう、同地域の医療・介護・福祉の提供体制の再構築を進めていく必要がある。

医療については、地域医療再生基金を活用し、双葉郡で必要とされる医療確保の支援や近隣地域の医療施設等と連携した医療提供体制の確保・充実に取り組んでいるとともに、修学資金の貸与、看護職員確保のための環境整備や職員資質向上、医師の招へい・派遣といった医師・看護師等の医療従事者の養成・確保のための取組を支援している。ただし、いまだに相双地域では6病院で入院機能の再開ができていない現状にある。医療施設の再開支援や人材確保支援等を通じた医療のインフラ整備は引き続き重要であり、令和5年度予算において24億円、令和6年度予算でも21億円を計上している。

介護・福祉人材の確保については、相双地域における介護人材の確保が難しい状況にあることを踏まえ、福島県で従事する人材を広域的に確保するため、適宜貸付等の対象者の拡大や貸付限度額の引上げ等を行いながら、相双地域等の介護施設等で就労を希望する者に対し、当該施設等で一定期間業務に従事した場合に返還免除となる初任者研修受講費や就職準備金の貸与、住まいの確保支援等を行っている。また、避難指示解除区域等の介護施設等に出向する応援職員を確保するための支援として、出向先事業所との給与差額や現地への赴任に係る

経費を補助している。さらに、令和３年度から引き続き相双地域から福島県内外にある介護福祉士等の養成施設に入学する者に対し、学校卒業後に相双地域の介護施設で一定期間従事した場合に返還免除となる教材費・住居費（通学費）を貸与しているほか、相双地域等の介護施設で６か月以上従事した者に対し、就労支援金の支給に係る経費を補助している。

また、介護・福祉人材の確保策を進めながら、介護施設等の当面の運営を支えるための支援も行っており、今後も、人材確保の取組や、介護施設等への支援を継続し、相双地域等における介護サービス提供体制の確保を図っていく。

（ii）医療保険料等の減免等

原子力発電所事故に伴う避難指示区域等において、保険者が国民健康保険料や国民健康保険の一部負担金等の減免等を行う場合に、国がその全額の財政支援を行っている。

この仕組みについて、第２期復興基本方針において「避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行う」とされたことから、関係地方公共団体の意見を踏まえ、

- ・避難指示解除から１０年程度で特例措置を終了すること
 - ・避難指示解除の時期にきめ細かく配慮し、対象地域を分けて施行時期をずらすこと
 - ・急激な負担増とならないよう、複数年かけて段階的に見直すこと
- といった方針に基づき、令和５年度以降順次見直しを行うこととしている。

⑦一団地の復興再生拠点の整備

福島特措法に基づく一団地の復興再生拠点整備制度によって、平成２９年２月１日に大熊町大川原地区、同年３月２３日に双葉町中野地区、平成３０年３月３０日に双葉町双葉駅西側地区、令和２年６月２日に大熊町下野上地区、令和３年１２月１日に浪江町浪江駅周辺地区で都市計画決定がなされ、整備が進められてきた。

これらの復興再生拠点について、円滑かつ迅速に整備が進むよう、福島再生加速化交付金などの様々な支援策を柔軟に活用し、各町のニーズにワンストップで対応しつつ支援を実施している。

⑧原子力損害賠償の円滑な実施

原子力損害賠償紛争審査会が定めた「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という。）等を踏まえ、令和６年９月２７日時点で、避難された住民や事業者

等に対し総額約 11 兆 2,330 億円（本賠償として個人に対し約 3 兆 5,185 億円、法人・個人事業主などに対し約 7 兆 2,704 億円、自主的避難等に対し約 4,442 億円）の賠償金が支払われている。

原子力損害賠償に関する紛争について和解の仲介を行う原子力損害賠償紛争解決センター（ADR センター）では、中間指針に沿って申立人の個別具体的な事情に応じて和解の仲介を行っており、令和 6 年 6 月末時点の速報値で、和解仲介手続を終えた 29,769 件の約 80%に当たる 23,626 件で和解が成立している。

政府は、原子力事業者の損害賠償のために必要な資金の交付等の業務を行う原子力損害賠償・廃炉等支援機構において、東京電力に対して資金の援助等を行っているとともに、東京電力の賠償の支払状況を継続的に確認し、申請者の実情に即した迅速かつ確実な賠償手続等のため、必要に応じて支援を行っている。また、損害賠償の早期請求を促すため、関係省庁等が連携して、福島県内の自治体等へのリーフレットの配布や、テレビ CM によるお知らせ等の広報の取組を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会においては、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等の目安を示した指針等を順次策定してきた。令和 4 年 3 月に 7 件の集団訴訟について、東京電力の損害賠償額に係る部分の判決が確定したことを踏まえ、同年 12 月には中間指針第五次追補を策定し、過酷避難状況による精神的損害、生活基盤の喪失・変容による精神的損害、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害、自主的避難等に係る損害等に関して、これまで示してきた指針に加えて損害の範囲等の目安を示した。

また、令和 4 年 12 月に東京電力から ALPS 処理水の海洋放出に伴う風評被害に対する賠償基準が公表された。

⑨長期避難者の生活拠点の形成に向けた支援

長期避難を余儀なくされる避難者が、避難生活を安心して過ごせるようにするためには、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移ることが重要である。

そのため、国、福島県、受入市町村及び避難元市町村による協議会を設置し、復興公営住宅の整備をはじめとした具体的な協議を行い、長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針を取りまとめており、これまでに 14 市町村で方針を策定し、公表している。あわせて、受入市町村において、平成 25 年度予算から交付金（平成 25 年度当初予算において「長期避難者生活拠点形成交付金」として創設し、平成 25 年度補正予算から「福島再生加速化交付金」に統合）により、復興公営住宅の整備を中心に、道路改良等の関連基盤整備事業や、避難者の

実情に応じた高齢者サポート施設等の基盤整備や入居者同士又は入居者及び地域住民との交流活動の支援等のソフト事業を一体的に実施している。

復興公営住宅については、平成30年度末までに全体整備計画戸数4,890戸のうち4,767戸の整備を完了していたところ、福島県は整備済の戸数で今後の入居需要を充足できる見込みであるとして、令和5年7月に、それまで整備保留としていた123戸の整備を取りやめることとし、復興公営住宅の整備を終了した。

また、応急仮設住宅に入居する全ての世帯が安定した住まいを確保できるようにするため、国、福島県及び市町村が連携して支援を行ってきた。令和元年度末に応急仮設住宅の供与期限を迎えた富岡町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の帰還困難区域からの避難者を対象とし、国、福島県、市町村が参加する対応協議の場を開催した。その上で、応急仮設住宅に入居している全世帯に対して戸別連絡・訪問による相談支援を実施するとともに、住宅探しや転居手続の同行支援を含めた生活再建の支援を行った。

⑩避難指示区域等の住民の帰還意向

避難住民の早期帰還・定住に向けた環境整備、長期避難者の生活拠点の具体化等のための基礎情報収集を目的に、避難指示がなされた市町村を対象として、平成24年度から国、福島県、各市町村が共同で住民意向調査を実施している。令和5年度は富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村を対象に調査を実施しており、帰還意向について富岡町、大熊町、双葉町、浪江町では、「戻らない」と回答した方の割合が5割程度となっている。

【 → 参考資料⑳ p134】

⑪既存ストックを活用したまちづくりの支援

避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域等の復興・再生のまちづくりを加速化させるため、原子力災害による避難指示等に伴って発生した空き地・空き家などの既存ストックの状況の把握及び有効かつ適切な活用に必要な取組の支援策として、令和元年度に福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）を創設した。また、令和元年度から帰還環境整備推進法人（現：帰還・移住等環境整備推進法人）が実施する特定の事業の用に供するために土地等の譲渡が行われた場合の課税の特例措置が講じられている。今後も空き地・空き家等の既存ストックの活用が進むよう、必要な取組を進めていく。

⑫鳥獣被害対策の推進

福島第一原発の事故以降、避難指示区域等において住民不在の状況が続いた結果、イノシシなどの野生鳥獣の人里への出没が増加し、家屋に侵入するなどの

被害が発生している。これらの鳥獣被害を放置すれば、住民の帰還準備や帰還後の生活、地域経済の再建に大きな支障が生じるおそれがある。

このため、平成 29 年 1 月に「避難 12 市町村鳥獣被害対策会議」を発足させ、同会議において平成 30 年 3 月に「避難 12 市町村におけるイノシシ排除のための広域緊急戦略」、令和 3 年 3 月に「第二期避難 12 市町村におけるイノシシ対策のための広域戦略」を策定した。また、令和 5 年 3 月には、福島 12 市町村の行政担当者による効率的なニホンザル対策の実施に向けた「福島 12 市町村ニホンザル対策ハンドブック」を作成した。これらに沿って、野生鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置などの鳥獣被害対策について、専門家の知見も活用しながら、関係省庁、福島県、市町村等と連携して取組を進めている。

⑬「福島 12 市町村の将来像」の個別具体化・実現に向けた取組

福島 12 市町村の 30～40 年後の姿を見据えた課題と解決の方向について、「福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会」を設置し、平成 27 年 7 月に「福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会提言」として取りまとめた。

その後、復興の進捗や福島特措法の改正等に鑑み、重点的な施策の実施と加速化のため、令和 3 年 3 月に本提言の見直しを行うとともに、福島特措法に基づく「福島復興再生計画」にも将来像の具現化が記載された。

令和 3 年の提言においては、取り組むべき施策として「生活環境や産業・生業の再生」、「新産業の創出と集積」、「特色を持つひとづくり」、「復興に関する知見の体系化と活用」の 4 分野を挙げており、これに沿って将来像の実現に向けて取組を進めている。

⑭移住・定住等の促進

東日本大震災の発災から 13 年以上が経過する中、原子力災害被災地域においては、住民帰還は徐々に進展しているものの、高齢者の割合が多く、若者や子育て世代などの帰還が進んでいない状況が見られる。また、避難指示解除に時間を要した地域では、5 割～6 割の住民が「戻らない」との意向を示している。これらを踏まえれば、居住人口の増加や、まちのにぎわいの再生を図るとともに、地方公共団体の行財政基盤の確保にも資するよう、福島の復興・再生を支える新たな活力を呼び込むための取組を進める必要がある。

このため、復興庁では令和 2 年 6 月の福島特措法の改正により、それまでの「帰還環境整備交付金」を「帰還・移住等環境整備交付金」に拡充し、交流人口・関係人口の拡大や魅力ある働く場づくりを含め、新たな住民の移住・定住の促進に資する事業を対象に追加した。また、新設された移住・定住促進事業を活用し、より効果的な移住促進策や、交流人口・関係人口拡大への支援策、住まいの確保

等を含めた各市町村の独自性や地域の創意工夫を最大限引き出した施策に対する支援を、広域的・一元的に行う組織として、令和3年7月に「ふくしま12市町村移住支援センター」が設置されており、同センターと連携してきめ細かい支援を行っている。

このほか、経済産業省では、移住・定住等につながる人の呼び込みとして、令和3年3月に「事業創出の場」を立ち上げ、交流人口拡大につながる民間主導のプロジェクト作りを支援している。また、令和3年12月に、交流人口拡大につながる行政の取組の具体化に向けた「交流人口拡大に向けたアクションプラン検討会」を立ち上げ、浜通り地域等15市町村や関係省庁等の協力の下、令和4年5月に「福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」を経済産業省と福島県で取りまとめた。同プランに沿って、市町村の枠を超えた広域コンテンツの創出を進めるとともに、「浜通りならでは」の一体的なブランディングや、来訪者向けの消費喚起支援策、官民のデジタルスキル育成等、交流人口の拡大に向けて取り組んでいる。

（6）福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等

①福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた取組

福島イノベーション・コースト構想は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指して、平成26年6月に、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会において取りまとめられたものである。

令和5年11月24日に、第4回福島イノベーション・コースト構想推進分科会（以下「イノベ分科会」という。）を開催し、福島イノベーション・コースト構想の取組の成果と課題を整理した。その際、福島県知事より、福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真（以下「青写真」という。）のバージョンアップなど、同構想の更なる発展に向けた方向性について議論することが提案された。

さらに、令和6年6月24日に開催した、第5回イノベ分科会においては、事務局より、「福島イノベーション・コースト構想の更なる発展に向けた検討の論点」を、経済産業省より、「浜通り地域等の現在地と復興の絵姿」を示して、議論が行われたところ。福島県知事より、青写真を改定し、福島イノベーション・コースト構想をさらに加速させていくことが重要との発言があり、以降、改定に向けた議論が進められている。

同構想の実現に向けて、廃炉研究開発、ロボット研究・実証、情報発信等の拠点整備や、環境・リサイクル分野、水素や再生可能エネルギーなどのエネルギー分野、農林水産業・医療関連・航空宇宙分野に係るプロジェクトの具体化、ビジ

ネスマッチング支援等を通じた産業集積の促進、人材育成・確保等に取り組んでいる。

主な動きとしては、令和2年3月に全面開所した RTF において、令和6年9月末までに、1,449 件の実証実験が行われるとともに、同フィールドを核としつつ、浪江町や南相馬市といった周辺地域に事業拡大する企業も出てきている。なお、令和4年3月29日に復興推進会議で決定された「福島国際研究教育機構基本構想」では、「ロボット分野における研究開発成果の産業化のための実証等をより効果的・効率的に行えるようにする観点から、RTF の F-REI への統合に関し、福島県と協議に取り組む」と定めており、関係者間で協議を重ね、令和6年6月14日には、福島県と F-REI との間で「福島ロボットテストフィールドの福島国際研究教育機構への統合に関する基本合意書」を締結した。

また、令和4年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」では、福島浜通り地域をスタートアップ創出の先進地とすることを目指し、実証フィールドの整備やスタートアップの実用化開発等の重点支援等を行うこととされた。これを受け、RTF において、広域飛行ルートの整備に取り組むとともに、地域復興実用化開発等促進事業（イノベ実用化補助金）においては、令和5年度から、スタートアップの優遇措置（スタートアップへの加点措置）を講じた。

令和6年1月22日には、特許庁、福島県及びイノベ機構の3者が「知的財産の保護及び活用に関する連携協定」を締結した。①普及啓発、②人材育成、③実務支援及び④福島県での復興・イノベーション創出に資する企業（県外からの進出企業も含む）の支援を柱として、知的財産関連の取組を後押しし、福島県内の更なる知的財産の保護・活用を推進している。

②福島新エネ社会構想の実現に向けた取組

平成28年9月に策定した「福島新エネ社会構想」について、再生可能エネルギーと水素を2本柱として、これまでの導入拡大に加え社会実装への展開を目指すこととしている。令和6年9月に第9回福島新エネ社会構想実現会議を開催し、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた意欲的な取組を福島県で先行的に推進すべく、「福島新エネ社会構想加速化プラン2.0」を策定した。

また、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、共用送電線増強に取り組んでいる。令和6年7月に共用送電線総延長約86kmの工事が全て完了した。引き続き、新設される風力発電所等との接続を進めるべく、順次整備を進めている。

水素社会の実現に向けて、令和2年3月、浪江町に世界有数となる10,000kWの水電解装置により再生可能エネルギーから水素を製造する「福島水素エネルギー研究フィールド」が開所した。ここで製造した水素は、いわき市にある水素

ステーション、福島市のあづま総合運動公園や浪江町の道の駅なみえの燃料電池等に加えて、いわき市等を含む県内外の定置式ステーションに供給されている。

定置式水素ステーションは、24 時間 365 日営業を目指した大型商用モビリティ水素ステーションが令和 6 年 5 月に本宮市で開所され、同年 9 月末までに福島県内で合計 6 基が整備されている。さらに燃料電池小型トラックの実証が令和 4 年 7 月から開始され、既にいわき市、郡山市及び本宮市において 19 台導入済みである。また、県内企業において、水素バーナー等を使用した自動車部品の製造等を開始したほか、水素による半導体産業向け石英ガラス製造用バーナーの技術開発を行うなど水素利活用による工場の脱炭素化実証が着実に進展し、水素社会の実現に向けた動きが加速している。

③「福島再生・未来志向プロジェクト」

環境省は平成 30 年 8 月、除染をはじめとした環境再生の取組に加え、復興の新たなステージに向けた取組として、脱炭素・資源循環・自然共生という環境の視点から地域の強みを創造・再発見する「福島再生・未来志向プロジェクト」を発足させるとともに、令和 2 年 8 月には、福島県と「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」を締結し、未来志向の新たな環境施策を連携して推進している。

帰還困難区域の廃棄物処理及び産業創生を推進すべく、官民連携による不燃物リサイクル事業を採択し、令和 2 年 10 月に大熊町において不燃性廃棄物の再資源化施設が竣工した。また、令和 3 年度より、福島における自立・分散型エネルギーシステム等の導入に関して、重点的に支援する「脱炭素×復興まちづくり」推進事業を実施しており、公共施設や民間施設への再エネ設備の導入等を行っている。

被災 12 市町村等において、2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けた取組と復興まちづくりの同時実現を目指すため、地域資源を最大限活用しながら、環境・経済・社会が好循環する特色ある地域循環共生圏を目指した「脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム」を令和 5 年 3 月に設立し、令和 6 年 9 月現在、約 220 の関係者が参加している。このプラットフォームの傘下に観光、物流、農業、ネイチャーポジティブ、建築、脱炭素燃料等のテーマごとのワーキンググループを立ち上げ、事業化に向けた議論を進めている。

平成 31 年 4 月には、自然公園等の自然資源の活用による復興を目的とした「ふくしまグリーン復興構想」を策定し、令和 2 年 11 月には福島県、環境省、市町村、関係団体等が一体となり取組を推進するふくしまグリーン復興推進協議会を設立した。令和 4 年 3 月には、「磐梯朝日国立公園満喫プロジェクト磐梯吾妻・

猪苗代地域ステップアッププログラム 2025」を策定し、国立公園等の魅力向上を図る取組を実施している。

(7) 福島国際研究教育機構 (F-REI)

F-REI は、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、その活動を通じて、我が国の科学技術力の強化を牽引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものであり、令和5年4月に設立された（最近の取組状況については、「第1部 特集 (TOPICS)」の「I 特集② 福島国際研究教育機構 (F-REI) の取組状況」を参照。）。

① 設立の経緯

令和元年7月から復興大臣の下で「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」を開催し、国際教育研究拠点の在り方に関して15回にわたる検討を行い、令和2年6月8日に最終取りまとめを行った。

これを踏まえ、令和2年12月18日の第28回復興推進会議において決定された「国際教育研究拠点の整備について」では、「原子力災害によって甚大な被害に見舞われた福島浜通り地域等の復興・創生を政府のイニシアティブで長期にわたってリードしていくため、国内外の英知を結集して、福島の創造的復興に不可欠な研究及び人材育成を行い、発災国の国際的な責務としてその経験・成果等を世界に発信・共有するとともに、そこから得られる知を基に、日本の産業競争力の強化や、日本・世界に共通する課題解決に資するイノベーションの創出を目指す観点から、『創造的復興の中核拠点』として、研究開発と人材育成の中核となる国際教育研究拠点（中略）を新設する」こととされた。

この決定を受け、第2期復興基本方針において「国際教育研究拠点の整備」が位置付けられ、その実現に向け、「国際教育研究拠点の整備について」に基づき、推進することとされた。

また、令和3年11月26日の第32回復興推進会議において「国際教育研究拠点の法人形態等について」が決定され、「創造的復興の中核拠点」として、研究開発、その成果の産業化及び人材育成の中核となる拠点の新設に向け、その拠点が福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化に貢献し、世界に冠たるものとなるよう、政府を挙げて長期・安定的な運営の確保を図ることとされた。その際、令和3年度内に、更なる検討の進捗を具体化する基本構想を策定するとともに、拠点の運営を担う新法人設立のための法案について次期通常国会への提出を図るなどのスケ

ジュールが示された。

その後、復興庁が中心となって法案策定作業を進め、令和４年２月８日に、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」を閣議決定した。同法律案では、福島において取り組むべき新たな産業の創出等に寄与する研究開発等に関する基本的な計画（「新産業創出等研究開発基本計画」）を内閣総理大臣が定めることとするとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担うものとして、福島国際研究教育機構を設立することとし、その目的、業務の範囲、業務運営についての目標等に関する事項等が定められた。また、令和４年３月２９日の第３３回復興推進会議において「福島国際研究教育機構基本構想」が決定され、福島国際研究教育機構設立の基本的な考え方、同機構の機能等が定められた。「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」は、令和４年５月２７日に公布され、同年６月１７日に施行された。

令和４年７月２２日には、福島特措法第９７条第１項に基づき、福島国際研究教育機構の理事長となるべき者として山崎光悦氏が内閣総理大臣により指名された。また、令和４年８月２６日には「新産業創出等研究開発基本計画」が内閣総理大臣により決定された。

さらに、令和４年９月１６日の第３５回復興推進会議において「福島国際研究教育機構の立地について」が決定され、本施設を浪江町川添地区、仮事務所を浪江町権現堂地区公有施設とするとともに、国及び福島国際研究教育機構は、福島県及び市町村並びに大学その他の研究機関等と連携し、同機構設置の効果が広域的に波及するよう取組を進めることとされた。

この決定に際し、復興大臣が、「福島国際研究教育機構の事業は、本施設の立地近接地域だけでなく、復興に取り組む地域全体（浜通り→福島県全域→被災地全体）にとって『創造的復興の中核拠点』として実感され、その効果はさらに全国へと広域的に波及するものでなければならない」などの基本的考え方を示した。

<参考：F-REI の立地選定の経緯>

【福島国際研究教育機構基本構想（令和4年3月29日復興推進会議決定）】

- 避難指示が出ていた地域への立地を基本とし、市町村の提案を踏まえて**福島県が検討**し、その意見を尊重して**国が9月までの決定を目指す**。
- 仮事務所の立地については、**機構の立地と同様**に、避難指示が出ていた地域への立地を基本とし、市町村の提案を踏まえて福島県が検討し、その意見を尊重して国が決定する。
- 新規に整備する施設に必要な**敷地は、10万㎡程度**と想定される。

【県による選定】避難地域12市町村を対象に、国の基本構想に基づく提案を依頼

- 本施設の提案（9市町から15候補地）
田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町
- 仮事務所の提案（8市町から11候補物件）
田村市、南相馬市、川俣町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町

⇒ 現地調査、ヒアリングを実施後、**8月30日に県が候補地を選定、国に提案**

福島国際研究教育機構の施設及び仮事務所の立地に関する意見（令和4年8月30日 福島県知事回答）【抄】

これらの提案を受け（中略）現地調査、ヒアリングを実施し、検討を重ねた結果、**8月30日、福島イノベーション・コースト構想推進本部会議を開催し、本施設の候補地を浪江町の「川添地区候補地」、仮事務所の候補物件を同町の「権現堂地区公有施設」に決定した。**

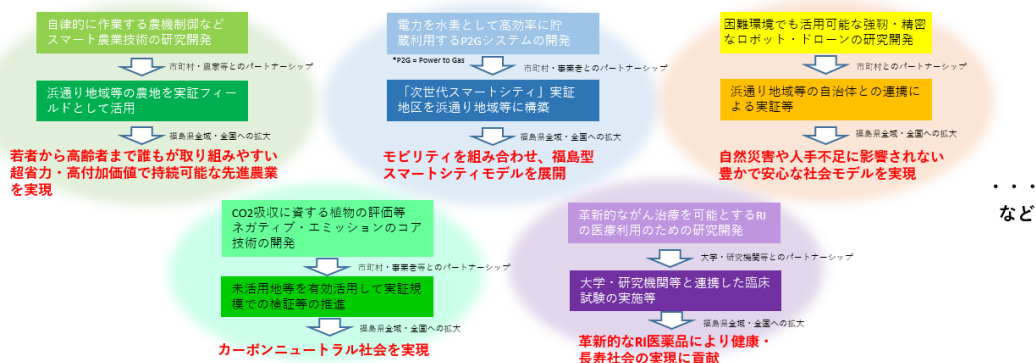


<参考：福島国際研究教育機構を核とした浜通り地域等との広域連携による効果波及について>

（基本的考え方）

- ◆ 福島国際研究教育機構の事業は、本施設の立地近接地域だけでなく、復興に取り組む地域全体（浜通り→福島県全域→被災地全体）にとって「創造的復興の中核拠点」として実感され、その効果はさらに全国へと**広域的に波及**するものでなければならない
- ◆ まずは、機構が取り組む5分野に関連する**既存の研究拠点や教育機関等のシーズ**だけでなく、地域における**機構への期待や具体的なニーズ**を、様々な**対話を通じて丁寧に把握**していく
- ◆ それを踏まえ、機構を核として、地域の市町村や住民、企業・団体等との間で様々な形の**パートナーシップで連携**することが重要
- ◆ **浜通り地域等を中心に**、機構の施設の中だけでなく、**施設の外も含めて広域的なキャンパスとしてとらえ**、「世界でここにしかない多様な研究・実証・社会実装の場」を実現し、**国際的に情報発信**する
- ◆ これにより、地域における産業の集積、人材の育成、暮らしやすいまちづくり等を進め、福島・東北の創造的復興、さらには日本創生を牽引するものとする

（機構を核としたパートナーシップによる事業展開のイメージ例）



令和４年９月１６日には、復興庁が、福島国際研究教育機構の英語名称「Fukushima Institute for Research, Education and Innovation」及び略称「F-REI（エフレイ）」を定めた。

その後、令和４年１１月１８日に、福島特措法第９８条第１項に基づき内閣総理大臣により設立委員２１名が任命され、同月２２日に第１回福島国際研究教育機構設立委員会が開催された。また、令和４年１２月２７日の第３６回復興推進会議において「福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議」を開催することが決定された。令和５年３月２２日には、同関係閣僚会議の第１回会合が、第３７回復興推進会議及び第５９回原子力災害対策本部会議との合同会合として開催され、F-REI の設立準備状況の報告等が行われた。

こうした経緯や所要の準備作業を経て、令和５年４月１日に F-REI が設立され、F-REI 本部において岸田内閣総理大臣をはじめ多くの来賓臨席の下、開所式が開催された。また、同日、福島特措法第１１２条第１項に基づき内閣総理大臣をはじめとする主務大臣が中期目標を定めて F-REI に指示し、同月７日には、福島特措法第１１３条第１項に基づき F-REI が作成した中期計画を主務大臣が認可した。

＜参考：F-REI の設立に至るまでの主な経緯＞

- | | |
|-------------|--|
| ○令和２年６月８日 | 「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」の最終取りまとめ公表 |
| ○令和２年１２月１８日 | 第２８回復興推進会議において「国際教育研究拠点の整備について」を決定 |
| ○令和３年３月９日 | 「『第２期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定 |
| ○令和３年１１月２６日 | 第３２回復興推進会議において「国際教育研究拠点の法人形態等について」を決定 |
| ○令和４年２月８日 | 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律閣議決定 |
| ○令和４年３月２９日 | 第３３回復興推進会議において「福島国際研究教育機構基本構想」を決定 |
| ○令和４年６月１７日 | 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行 |
| ○令和４年７月２２日 | 岸田内閣総理大臣が理事長となるべき者として山崎光悦氏を指名 |
| ○令和４年８月２６日 | 「新産業創出等研究開発基本計画」を決定 |
| ○令和４年９月１６日 | 第３５回復興推進会議において「福島国際研究教育機構の立地について」を決定
復興庁が福島国際研究教育機構の英語名称及び略称を決定 |
| ○令和４年１２月２７日 | 第３６回復興推進会議において「福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議」の開催を決定 |
| ○令和５年３月２２日 | 第１回福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議を開催（第３７回復興推進会議等との合同会合） |
| ○令和５年４月１日 | 福島国際研究教育機構の設立、開所式 |

②F-REI の位置付け及び役割

F-REI は、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものである。

福島の優位性が発揮できる5分野（①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信）を基本とした研究開発や産業化、人材育成に取り組むとともに、福島に既に立地している研究施設等の取組について横串を刺す調整機能を持った司令塔としての役割を有する。

F-REI の取組は、F-REI の本施設の立地近接地域だけでなく、復興に取り組む地域全体にとって「創造的復興の中核拠点」として実感され、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものでなければならない。そのために、F-REI は、国、福島県、市町村、大学その他の研究機関、企業、関係機関等と連携して、F-REI 設置の効果が広域的に波及し、地域の復興・再生にひ益するよう取組を進めるものとしている。同時に、F-REI の効果は地域の垣根を越えて波及し、オールジャパンでのイノベーションの創出、科学技術力・産業競争力の強化、経済成長、さらには国民生活の向上に貢献することが期待されている。

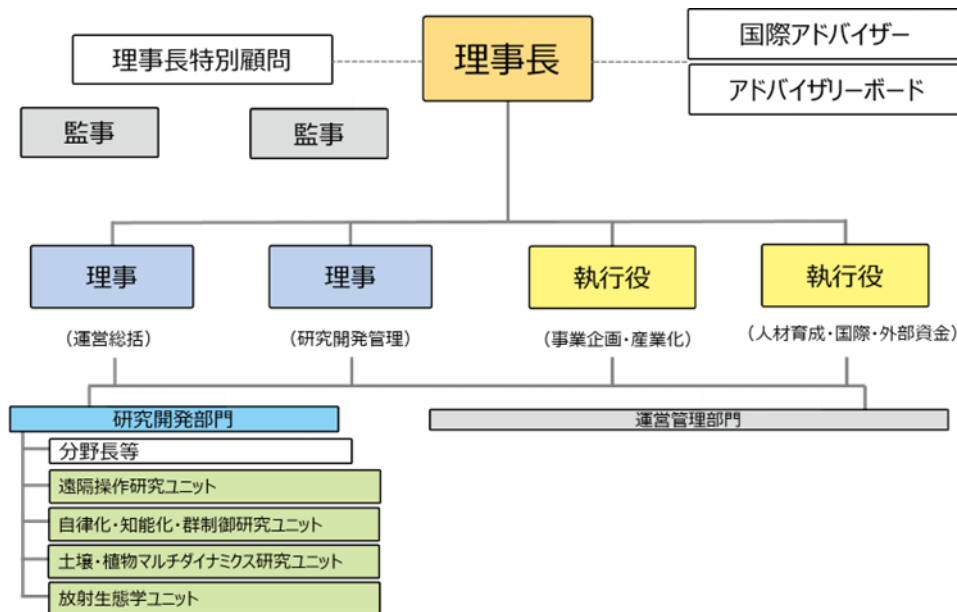
これらの使命を全うすべく、F-REI は、省庁の縦割りを排した総合的かつ安定的な支援体制や理事長の明確なビジョンと強いリーダーシップの下で研究開発等に取り組むものとしている。

③組織体制

F-REI の研究開発等の業務の主務大臣は、福島特措法第 127 条第 1 項第 2 号により、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣とされている。また、F-REI の長期・安定的な運営に必要な施策の調整を進めるため、復興推進会議の下に内閣官房長官を議長とする関係閣僚会議を開催している。

F-REI においては、理事長のリーダーシップ等により研究開発等の一体性を確保することとしており、福島特措法第 100 条に基づく役員として、理事長及び理事長を補佐する理事 2 名並びに監事 2 名が置かれている。また、アドバイザリーボードを設置し、4 名の外部有識者にアドバイザーを委嘱しているほか、国際的なネットワークの形成等に関する助言を得るため、4 名の国際アドバイザーを委嘱するなど、国内外の外部有識者によるアドバイザー体制を構築している。

＜参考：F-REI の組織体制＞



（８）事業者・農林漁業者の再建

①事業・生業（なりわい）の再建

避難指示等の対象となった福島 12 市町村の置かれた厳しい事業環境に鑑み、福島 12 市町村の事業者等の自立に向けて、事業・なりわいの再建を図ることが重要である。

平成 27 年 8 月に国、福島県、民間により創設された「福島相双復興官民合同チーム」は、福島 12 市町村の事業者を個別に訪問し、事業再開等に関する要望や意向を聴取するとともに、その結果を踏まえ、専門家派遣による事業計画策定などの経営コンサルティング、設備投資、人材確保、販路開拓支援等を実施している（令和 6 年 9 月末までに、約 5,900 の事業者を個別訪問。）。また、平成 29 年 9 月からは、福島 12 市町村へのまちづくりの専門家支援、平成 31 年 4 月からは域外から創業等に取り組む者へのコンサルティング支援も実施している。

さらに、令和 3 年 5 月に、福島 12 市町村に加え、周辺 3 市町（いわき市、相馬市及び新地町）の水産仲買・加工業者等を支援対象に追加し、令和 6 年 9 月末までに 102 の事業者を訪問し、67 の事業者に対して人材確保、販路開拓支援等を実施している。

今後とも、被災地域の事業・なりわいの再建に向けて、福島相双復興官民合同チームの取組等を通じて、個々の実情を踏まえたきめ細かな対応を粘り強く続けていく。

②企業立地支援による雇用創出・産業集積等

東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域及び原子力災害被災地域の産業復興を加速させるため、被災地域における雇用創出及び産業集積を図っている。

平成 28 年度に「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」を創設し、福島県の避難指示区域等を対象に、被災者の働く場を確保し、自立・帰還を加速させるため、工場等の新增設を行う企業等を支援しており、令和 6 年 9 月末までに、155 件の交付決定を行った。

【 → 参考資料②③ p131】

③営農再開

福島県において速やかに営農再開ができるよう、地域農業の将来像の策定、農業関連インフラの復旧、除染後農地の保全管理、作付け実証、農業用機械・施設等の導入、放射性物質の吸収抑制対策、ため池等の放射性物質対策等の支援を行っている。

また、平成 29 年 4 月から、福島相双復興官民合同チーム「営農再開グループ」に担当課を設けて、農業者訪問担当員を拡充し、農業者の個別訪問活動の対象を拡大して、要望調査や支援策の説明等を実施している（令和 6 年 9 月末までに、約 2,700 名の農業者を訪問。）。

これらの取組により、田村市、南相馬市、川俣町（旧山木屋村）、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の約 5,600ha において、令和 6 年産米が作付けされた。また、伊達地方の特産品「あんぽ柿」の令和 5 年産の出荷量は、震災前の約 7 割まで、川俣町や飯舘村においてトルコギキョウの作付面積は震災前の約 3 割まで回復し、現在も生産量の回復に向けて取り組んでいるほか、福島市や飯舘村等で復興牧場が設立され、酪農が再開した。さらに、浪江町のトルコギキョウや川俣町のアンスリウムなどの新しい花き産地の形成が進行するとともに、川内村で新たにワイン用ぶどうの栽培が開始されるなど、農業の復興が進んでいる。

市町村を越えて広域的に生産・加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の創出に向けて、令和 3 年 8 月に福島県において農業者団体、福島 12 市町村、関係機関等による福島県高付加価値産地協議会が発足し、令和 4 年 7 月にはかんしょの育苗施設が、令和 5 年 11 月にはパックご飯工場が、令和 6 年 4 月には野菜加工工場が完成するなど、産地の創出に向けた取組が進んでいる。

人的支援の強化の観点からは、令和 2 年 4 月から福島 12 市町村に農林水産省職員を派遣するとともに、サポートチームを富岡町に設置して支援に当たっている。

この結果、福島 12 市町村で被災直後に休止していた農地（約 17,300ha）について、令和 7 年度末までに約 10,000ha の農地の営農再開を目指すとの目標に対し、令和 6 年 3 月時点で約 8,600ha が再開し、着実に進捗している。

④森林・林業の再生

森林については、平成 28 年 3 月に復興庁、農林水産省、環境省の 3 省庁が取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、住居等の近隣の森林や、森林内の人々が日常的に立ち入る場所等における除染を進めてきた。また、除染後の事後モニタリングを実施していく中で、森林からの放射性物質の流出による再汚染が確認された場合には、放射性物質の流出防止対策を実施することとしている。さらに、下層植生の繁茂を促し土壌流出を抑制する効果のある間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を実施する事業や、林業再生に向けた実証事業等の取組を進めている。

このうち、総合的な取組の主要施策である「里山再生モデル事業」については、選定した 14 のモデル地区の全てにおいて、令和 2 年 6 月までに事業を完了した。

その上で、令和 2 年度からは「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を継続しており、令和 6 年 9 月までに 13 地区を選定し、事業を実施している。

さらに、原木しいたけ等の特用林産物の産地再生を進めるため、きのこ栽培用の生産資材の導入等の支援に加え、特に、しいたけ等原木生産のための広葉樹林については、令和 3 年度に「里山・広葉樹林再生プロジェクト」を立ち上げ、市町村が作成したしいたけ原木林の再生プランに基づき、伐採による計画的な再生を行うなど、特用林産物の生産の再開・継続のための取組を進めている。

加えて、福島県における木材の需要拡大と安定供給の確保に向けて、木材への放射性物質の影響に関する調査に引き続き取り組むとともに、安全性の確認された木材・木材製品の流通を確保するため、木材製品等の効率的な放射線量の測定・検査手法の検討、検査体制の構築を支援している。さらに、製材工場等で発生している樹皮（バーク）の処理や有効利用に係る実証への支援を行っている。

令和 4 年時点で、福島県における林業産出額は震災発生前の 107%（平成 23 年：70%）の水準である。また、特用林産物については、令和 6 年 9 月時点で福島県を含めて 22 品目 14 県 196 市町村において出荷が制限されており、令和 5 年の福島県のしいたけの生産量は震災発生前の 90%（平成 23 年：50%）の水準である。

放射性物質対策と一体となった間伐等の森林整備やきのこをはじめ特用林産物の産地再生、科学的根拠に基づくリスクコミュニケーションを含め、森林における作業の実施や伐採木・樹皮の扱い等に関する関係者との調整など、帰還困難

区域を含め森林・林業再生を進めるための必要な対応を進める。

⑤漁業の再生

漁業の再生に向けて、福島県においては、がれきの撤去・処理への支援、放射性物質濃度の測定調査、漁業者や養殖業者の経営の合理化や再建の支援を実施してきた。福島第一原発の事故以降、沿岸漁業及び底びき網漁業の「試験操業・販売」の取組は令和2年度末で終了し、令和3年度から本格的な操業への移行を図っている。

震災前と比べ、令和5年の水揚量は58%の水準となっている。沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の水揚量は、震災前と比べ令和5年は25%まで回復している。水産加工業についても売上げが震災前の8割以上に回復している事業者の割合は43%（令和6年2月時点）となっており、引き続き水揚量の増加や水産加工業の販路の回復が重要な課題となっている。

ALPS 処理水の処分に伴う水産業への支援対策として、各年度の東日本大震災復興特別会計予算において、水産物の販売促進・販路回復や、水産業の生産性向上・担い手確保のための支援等を実施している。

（9）風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

①風評払拭等に関する戦略・風評対策タスクフォース

風評払拭・リスクコミュニケーションの推進については、平成29年12月12日に策定した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの観点から、関係省庁が一体となって、効果的な情報発信に取り組んでいる。

特に、ALPS 処理水の処分への対応については、復興大臣をトップとする風評対策タスクフォースにおいて、令和3年8月に、「ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ」を取りまとめるとともに、ALPS 処理水の海洋放出翌日（令和5年8月25日）には復興大臣から関係省庁にALPS 処理水の安全性とともに地元産品や地域の魅力等を効果的に発信すること等を指示し、関係省庁が一丸となって取組を進めている。

今後も現場主義を徹底し、被災地の現状とニーズを把握しながら、復興庁の司令塔機能を発揮し、関係省庁の有効な施策を総動員し、政府一体となって風評対策を強力に推進していく。

②被災児童生徒へのいじめ防止

文部科学省では、平成29年3月に、「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組むことを

明記し、学校現場に対して対応の強化を求めるとともに、同年４月には、被災児童生徒へのいじめの防止について、文部科学大臣によるメッセージを発表した。また、その翌月に改正した福島特措法においては、被災児童生徒へのいじめ防止対策を追加している。

さらに、偏見や差別に基づくいじめを防止するため、福島県教育委員会作成の東日本大震災の経験を踏まえた道徳教材の積極的な活用を促進するとともに、放射線副読本等の活用を含め、放射線に関する教育を充実するよう、全国の学校に促している。

③福島県の農林水産品の風評払拭の総合的支援

福島県産品の購入をためらう人の割合は年々低減している。福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで風評の払拭を総合的に支援しており、具体的には、放射性物質の検査、産地競争力の強化、国内外の販売促進、生産者の第三者認証 GAP 等の取得、被災地の水産加工業者等が行う販路の回復・新規開拓等の取組に必要な加工機器の整備、オンラインストア等を活用した新たな販路開拓、商談機会の拡大、大手量販店や専門鮮魚店等での販売促進等を支援している。

④福島県産農産物等の流通の実態調査等

農林水産省では、福島特措法に基づき福島県産農産物等の生産・流通・販売段階の実態を調査している。福島県産品と全国平均との価格差は概ね回復傾向にあり、直近の令和５年度調査では、牛肉等は依然として震災前の水準まで回復していないものの、ピーマン等は概ね全国平均レベルとなったことが確認されている。また納入業者が納入先の福島県産品の取扱姿勢を実態よりも低く評価する認識の食い違いについては、加工業者—小売業者間、仲卸業者—外食業者間でやや改善したこと等が明らかになっている。

⑤教育旅行を含めた観光復興

観光については、福島県における教育旅行の人泊数・校数とも震災前の水準を下回っている（福島県による令和５年度福島県教育旅行入込調査報告書）等の状況を踏まえ、関連予算を活用し、観光復興の取組を強化している（詳細については、１（４）観光の復興を参照。）。

⑥輸入規制の撤廃

原発事故に伴い、日本産農林水産物・食品に輸入規制措置を講じた 55 か国・地域に対して、政府一丸となって撤廃に向けた働きかけを行ってきた結果、これ

までに、49 の国・地域が規制を撤廃し、規制を維持するのは中国、香港、マカオ、韓国、ロシア、台湾の6の国・地域となっている。直近では、令和6年9月に台湾が規制の更なる緩和を発表した。

ALPS 処理水の海洋放出に伴い、令和5年8月、中国が日本産水産物の全面的な一時輸入停止を行ったほか、香港及びマカオが10都県産水産物等の輸入を停止し、10月にはロシアが日本からの水産物の供給に対する中国の制限措置に加わった。中国との間では、令和6年9月20日、ALPS 処理水の海洋放出と日本水産物の輸入規制について、「日中間の共有された認識」を発表し、中国側は、IAEAの枠組みの下での追加的なモニタリングの実施後、日本産水産物の輸入規制措置の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。

今も規制が残る国・地域に対しては、科学的根拠に基づかない規制の完全撤廃に向け、二国間会談等様々な機会を捉え、引き続き働きかけを行っていく。

⑦課税の特例

令和2年6月の福島特措法の改正により、福島県内において、風評被害に対処するための事業活動を行う事業者に対する、設備投資や雇用に係る課税の特例が設けられ、令和3年4月から施行されている。具体的には、特定風評被害³による経営への影響に対処するための特定事業活動⁴に係る特例が創設され、いまだ風評被害が根強く残る農林水産関連業や観光関連産業を対象業種として特定事業活動の用に供する機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除、特定被災雇用者等⁵を雇用した場合の税額控除等の措置が講じられている。

⑧放射線に係る住民等の健康管理

国は、福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、平成23年度第2次補正予算により福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に782億円の交付金を拠出し、全面的に福島県を支援している。

同基金により福島県が実施している「県民健康調査」における外部被ばく線量を把握するための基本調査では、令和6年3月末時点で約57万人から回答があり、約56万人の推計が終了している。このうち、推計期間が4か月未満の方及び放射線業務従事経験者を除く約47万人の99.8%の方が5mSv未満となってお

³ 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等不振並びに観光客の数の低迷。

⁴ 個人事業者又は法人であって復興庁令で定める事業分野に属するものが、特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動。

⁵ 平成23年3月11日において、福島県内の事業所に勤務していた方、福島県内に居住していた方のいずれか。

り、この結果について、福島県「県民健康調査」検討委員会は、「放射線による健康影響があるとは考えにくい」と評価している。

また、福島県は、内部被ばく線量を把握するためのホールボディ・カウンタ検査を希望する福島県民に実施している。令和6年9月末時点で、受診者の99.9%以上の方が1mSv未満となっており、その他の方も含めた結果について、福島県は「全員、健康に影響が及ぶ数値ではありませんでした」と評価している。

放射線に係る住民の健康管理については、引き続き、福島県が実施する県民健康調査について、財政的・技術的な支援を行うとともに、県民健康調査に携わる人材の育成を支援していく。

【 → 参考資料②⑨③⑩ p135～p136】

3 復興の姿と震災の記憶・教訓の発信

(1) 復興に係る広報

復興の進捗状況については、随時分かりやすく国内外に伝えていくことが重要である。そのため、ウェブサイトや SNS 等の各種メディアを活用し、復興庁の活動や被災地の復興状況に関する広報を行っている。

また、令和 6 年 1 月～3 月に福島県食材の安全性及び魅力を国内外に広く発信し、福島県の復興を促進するため、「福島を味わう 食文化の結び PROJECT in 福島」を実施した。さらに、令和 6 年 8 月には、主に小学生を対象とした「こども霞が関見学デー」を復興庁にて開催し、東日本大震災やそこからの復興等について説明した。

(2) 「大阪・関西万博」を契機とした復興に向けた情報発信

「2025 年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について」（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）、第 2 期復興基本方針及び福島復興再生基本方針（令和 5 年 7 月 28 日閣議決定）においては、世界各国の注目が日本に集まる万博を最大限に活用し、東日本大震災から強く立ち上がる姿を国内外に向けて発信することが位置付けられている。また、令和 6 年 9 月の第 8 回国際博覧会推進本部で決定された

「2025 年大阪・関西万博アクションプラン Ver. 6」においては、

- ・未来社会・フューチャーライフに向けた被災地の復興や人・地域の魅力の情報発信
- ・被災地から生まれる未来社会に向けた創造的復興（Creative Restoration）の発信

を盛り込んだところである。

これらに基づき、万博の機運醸成に関する取組を進めており、令和 5 年 10 月 30 日から 31 日には、福島浜通り地域等への誘客促進、国内外への情報発信を目的とし、海外プレスや駐日大使、大使館職員等を対象としたツアーを実施した。また、万博への復興関連企画の出展について、より多くの方々に関心を持っていただくため「大阪・関西万博 復興ポータルサイト」を開設した。

引き続き、大阪・関西万博において、復興への支援に対する感謝の思いや、被災地の姿を世界に発信できるよう、被災地の地方公共団体や関係機関等と連携しつつ、展示・イベントの内容案等について検討を進めていく。

（３）震災の記憶と教訓の後世への継承

①国営追悼・祈念施設

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承を行うとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、国と地方が連携して、地方公共団体が整備する復興祈念公園の中に、国が中核的施設となる国営追悼・祈念施設を整備することとしている。

岩手県陸前高田市、宮城県石巻市に設置する国営追悼・祈念施設については、「東日本大震災からの復興の象徴となる国営追悼・祈念施設（仮称）の設置について」（平成 26 年 10 月 31 日の閣議決定）を踏まえ、平成 27 年度に事業に着手し、令和 2 年度末に整備が完了した。両県の復興祈念公園内では、震災・津波の記憶や教訓等の国内外への伝承・発信を目的に、防災教育の更なる充実にも資する展示施設等が整備されている。

福島県浪江町に設置する国営追悼・祈念施設については、平成 29 年 9 月 1 日の閣議決定を踏まえ、平成 30 年度に事業着手した。令和 3 年 1 月に一部利用が開始され、令和 7 年度内での完成を目指し整備を進めている。

②復興全般にわたる取組の集約・総括

東日本大震災から 10 年が経過する中、その教訓を継承し、今後の大規模災害への対応に活用できるよう、令和 3 年 3 月に公表した「東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集」について、地方公共団体及び関係省庁との意見交換等を通じて活用及び普及展開を進めている。また、令和 5 年 6 月には、海外にも広く知見を展開するため、この教訓・ノウハウ集の英訳版を作成・公表し、ウクライナや、令和 5 年 2 月に大地震に遭ったトルコ・シリア両国の駐日公館に提供したほか、各国の在外公館等に周知した。さらに、令和 6 年能登半島地震への知見の提供として、東日本大震災からの復興に取り組んだ宮城県女川町長による講演会を石川県において実施した。

また、発災から 10 年間（第 1 期復興・創生期間が終了した令和 2 年度まで）の政府の復興政策について、関係省庁とも連携して振り返りを行い、有識者会議における検討（令和 4 年 10 月より全 4 回）も経て、令和 5 年 8 月に「東日本大震災 復興政策 10 年間の振り返り」を公表した。これを、令和 6 年能登半島地震への知見の提供として、石川県知事、珠洲市長、能登町長に手交するとともに、石川県内の被災自治体に配布した。

<参考：「東日本大震災 復興政策 10 年間の振り返り」の概要>

東日本大震災 復興政策10年間の振り返り

復興庁
Reconstruction Agency
復興・創生 その先へ

東日本大震災の教訓を継承するため、復興庁として、第1期復興・創生期間終了に至るまでの復興に係る政府の組織や取組の変遷、復興の進捗状況等について資料を収集・整理し、外部専門家等の意見も聞き、これまでの10年間の復興政策を振り返り、その評価や課題をとりまとめ、公表（令和5年8月）。

〔目的〕

- ① 復興庁のみならず、各府省の取組を含め、**復旧・復興施策を網羅的に整理**
※ 政府の組織や法制度等の経緯・変遷を整理
※ 国の施策を中心に、趣旨、変遷、実績等を整理
- ② 東日本大震災が複合型の災害であったこと等に鑑み、復旧・復興で実施された過去に例をみない施策の評価や課題のとりまとめ
- ③ 南海トラフ地震など今後の大規模災害からの復興にあたって、東日本大震災の復興政策を参照して、**教訓として活用**できるよう、とりまとめ、記録として後世に残す

〔とりまとめの構成〕

- 総論（復興庁設置前/後に分けて整理）
震災の概要、組織体制、法制度、予算財源等
- 新たな取組
復興交付金、加速化措置、被災者支援総合交付金等
- 各論（被災者支援 / 住まいとまちの復興 / 産業・生業の再生 / 協働と継承）
地震・津波被災地域を中心に、原子力災害地域についても共通事項はあわせて整理
- 原子力災害固有の対応
除染、帰還・移住等促進、風評払拭等について整理
- その他関連資料

有識者会議

上記目的に鑑み、有識者の意見を伺うために令和4年度に有識者会議を設置し計4回開催。
（10月24日、12月5日、2月27日、3月23日）

構成員

◎秋池玲子 ボストンコンサル 日本共同代表	大西隆 一般財団法人国土計画協会 会長
○増田寛也 日本郵政株式会社 社長	田村圭子 新潟大学危機管理センター 所長
今村文彦 東北大学災害科学研究所 所長	森沢烈 一般社団法人RCF 代表理事
(◎：座長、○：座長代理)	

さらに、「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」との連携や、「東日本大震災・原子力災害伝承館」への展示・研究への支援等、国及び地方公共団体等による震災・復興記録の収集・整理・保存・研究等を通じて、復興全般にわたる取組の集約が進められている。

また、被災の実情や教訓を伝承するための施設・遺構等の情報について、「3.11 伝承ロード」⁶の取組の一環として分類整理・ネットワーク化が図られているほか、令和5年3月には伝承施設の情報やモデルコース等を掲載した東日本大震災伝承施設ガイドを発行・公表し、教育機関や観光団体へ配付するなどの情報発信を行っている。加えて、令和5年7月に、JR 東日本が中心となって設立された「東北復興ツーリズム推進ネットワーク」に復興庁も参画しており、民間団体とも連携した伝承施設の情報発信等を行っている。

【 → 参考資料③① p137】

⁶ 東日本大震災の被災地に数多く存在する震災伝承施設をネットワーク化し、防災に関する「学び」や「備え」を国内外に発信することで、震災を風化させず、後世に伝え続けていく取組。

③防災教育の更なる充実

東日本大震災では、児童生徒等及び教職員の死者、行方不明者が700名を超えるなど甚大な被害が発生した一方で、防災教育の成果を生かして、児童生徒等が率先して避難した事例が見られ、防災教育の重要性が改めて認識された。

文部科学省では、その教訓も踏まえ、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月作成）や、教職員向けの指導用資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月作成）等を作成・配布するとともに、震災当時小・中学生及び高校生であった方々が、被災した経験を語る動画教材（令和4年4月作成）を学校安全ポータルサイトにて配信している。

また、学習指導要領（平成29年3月告示）や「第3次学校安全の推進に関する計画」（令和4年3月25日閣議決定）においても防災を含む安全教育に係る記述を充実させており、これらを踏まえ、引き続き震災の教訓を生かした学校防災に関する取組を推進している。

4 復興を支える仕組みと予算・決算

(1) 復興を支える仕組み

①復興特区の活用状況

復興特区制度は、東日本大震災復興特別区域法に基づき、地域の発意・創意工夫により、地域限定の思い切った措置（規制等の特例や税制・財政・金融上の特例）をワンストップで総合的に適用するものであり、地方公共団体が策定する計画に位置付けられた特例措置により、復興事業の円滑かつ迅速な推進に貢献してきた。

その対象区域（復興推進計画又は復興整備計画を作成できる区域）は、第2期復興・創生期間（令和3年度～令和7年度）においては、復興の取組を重点的に推進する必要がある区域として岩手県・宮城県の沿岸部及び福島県全域の3県86市町村に重点化を図っており、復興特区税制の対象区域についても、被災3県の沿岸部42市町村に重点化を図っている。

復興推進計画の認定状況（令和6年9月末まで）について、特例措置別では、規制等の特例に係る計画は42件、税制上の特例に係る計画は37件、金融上の特例に係る計画は239件である（1つの復興推進計画に複数の特例（規制等／税制／金融）が盛り込まれている場合はそれぞれ計上しており、変更認定した復興推進計画は件数に含んでいない。）。

税制上の特例措置については、令和6年3月末までの指定件数は6,864件である（課税の特例ごとに指定を受ける必要があることから、1者で複数の特例について指定を受けている事業者等もある。）。

金融上の特例措置については、令和6年9月末までに、延べ239の事業者を対象に利子補給を実施しており、総投資額1兆1,425億円を誘発し、9,628人分の雇用を新規創出している。

このほか、被災地の土地利用再編のための特例措置等を講ずる復興整備計画については、令和6年9月末までに、岩手県内の12市町村、宮城県内の14市町、福島県内の13市町村において作成され、1,049地区で活用されている。

なお、令和2年復興庁設置法等改正法の附則では、施行後5年以内に東日本大震災復興特別区域法等の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

【 → 参考資料③③ p138～p139】

②復興交付金の活用状況

復興交付金は、令和2年復興庁設置法等改正法により令和2年度をもって廃止されたところであるが、その内容としては、一本の事業計画により市街地の再

生等に必要な事業の実施を可能とし、基金の設置により執行の弾力化を図るなど、機動的な復興事業の実施を可能としたものであった。

令和2年度までに、交付可能額通知を29回行っており、その事業費は約4兆1,695億円（うち国費は約3兆3,284億円）となっている。

また、復興交付金事業計画を策定した102地方公共団体において、令和5年3月現在で全ての事業を完了して実績評価についても、令和6年3月で全て終えている。

【 → 参考資料③④⑤ p140～p142】

③福島再生加速化交付金等の活用状況

（ⅰ）福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の活用状況

放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、町内復興拠点の整備、農業・商工業再開の環境整備、移住・定住の促進等の事業に対する支援を実施している。平成25年度補正予算における制度創設から令和6年9月27日までに交付可能額通知を48回行っており、事業費は約6,872億円（うち国費は約5,319億円）となっている。

（ⅱ）福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）の活用状況

復興公営住宅の整備を中心に、関連する基盤整備やコミュニティ維持などのソフト施策を一体的に実施している。平成25年度予算における制度創設から令和6年4月1日までに交付可能額通知を34回行っており、事業費は約2,581億円（うち国費は約2,239億円）となっている。

（ⅲ）子ども元気復活交付金（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）の活用状況

子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境を整えるため、こどもの運動機会の確保のための施設の整備、公的な賃貸住宅の整備、さらには施設と一体となって整備の効果を増大させるプレイリーダーの養成等のソフト施策を支援している。平成25年度予算における制度創設から令和6年9月27日までに交付可能額通知を31回行っており、事業費は約479億円（うち国費は約228億円）で、運動施設61か所、遊具の更新644か所の整備等を進めている。

（ⅳ）地域情報発信交付金（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））の活用状況

ALPS処理水の処分に伴う風評対策として、福島県内の自治体が自らの創意工夫によって行う地域の魅力や食品の安全性等の情報発信の取組を支援している。

令和3年度予算における制度創設から令和6年9月27日までに交付可能額通知を13回行っており、事業費は約51億円（うち国費は約25億円）となっている。

（v）福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）の活用状況
原子力災害による避難指示等に伴って発生した空き地・空き家等の既存ストックの状況の把握及び有効かつ適切な活用に必要な取組の支援を行っている。令和元年度予算における制度創設から令和6年4月1日までに、交付可能額通知を10回行っており、事業費は約5.1億円（うち国費は約4.0億円）となっている。

（vi）福島再生加速化交付金（浜通り地域等産業発展環境整備事業）の活用状況
福島イノベーション・コースト構想の推進の加速化及び地元の復興・再生に寄与することを目的とし、浜通り地域等における取組等の情報発信、交流人口拡大、地域で新産業創出を目指す者への支援体制の構築等について支援を行っている。令和3年度予算における制度創設から令和6年4月1日までに、交付可能額通知を4回行っており、事業費は約21.4億円（うち国費は約10.7億円）となっている。

（vii）福島生活環境整備・帰還再生加速事業の活用状況
公共施設等の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を推進している。平成24年度予算における制度創設から令和5年度までの事業費は約759億円（全額国費）となっている。

④職員応援等の状況

被災地における復旧・復興事業が本格化する中であって、当該事業を進めていくためには、被災地方公共団体に対する職員派遣等による人員やノウハウの提供が必要である。

令和5年4月時点で、被災地方公共団体からの要請を踏まえて、全国の地方公共団体から191人の職員が派遣されており、発災後からの延べ派遣数は令和4年度末で9万8,111人となっている。これに加え、公務員OB、民間実務経験者等を復興庁職員として採用し、令和6年9月30日時点で、44人を被災市町村に駐在させている。あわせて、被災地方公共団体の事務負担を軽減するために、発注方法の工夫や事務のアウトソーシング等、事業実施に必要な職員やその労力を減らす取組を推進している。被災地方公共団体は、復興の推進のた

め、依然として多くのマンパワーを必要としている状況に変わりはなく、引き続き支援していく。

また、平成 28 年に発生した熊本地震や平成 30 年に発生した大阪府北部の地震、平成 30 年 7 月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風の際には、これらの災害で被災した地方公共団体に対して、東日本大震災で被災した地方公共団体の職員が派遣され、災害応急支援に当たっており、被災地方公共団体相互間の応援が行われている。

（２）予算・決算

①復旧・復興事業の規模と財源

第 2 期復興・創生期間における必要な復旧・復興事業を確実に実施するため、平成 23 年度から令和 7 年度までの 15 年間における復旧・復興事業の規模と財源については、「令和 3 年度以降の復興の取組について」（令和 2 年 7 月 17 日復興推進会議決定）に基づき、第 2 期復興基本方針において以下のとおりとした。

- ・事業規模については、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間における復旧・復興事業費は、これまでの復興予算の執行状況を踏まえると、31.3 兆円程度と見込まれ、第 2 期復興・創生期間における復旧・復興事業費は 1.6 兆円程度と見込んでおり、平成 23 年度から令和 7 年度までの 15 年間では、合計で 32.9 兆円程度と見込まれる。
- ・復興財源については、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間における復旧・復興事業に充てることとした 32 兆円程度の財源について、復興特別所得税収や税外収入の実績を踏まえると、32.9 兆円程度となり、事業規模と見合うものと見込まれる。
- ・原子力災害被災地域については、中長期的な対応が必要であり、復興のステージが進むにつれ、新たな課題や多様なニーズが生じていることから、適切な時期に見直しを行い、必要な復興事業の実施に支障を来すことがないように、財源を確保する。

②予算（令和 5 年度・6 年度）

（い）令和 5 年度東日本大震災復興特別会計予算

令和 5 年度東日本大震災復興特別会計予算は 7,301 億円であり、その概要は以下のとおりである。

- ・被災者支援 249 億円
避難生活の長期化等に伴う被災者の心身の健康の維持、住宅や生活の再建に

向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を実施。

- ・ 住宅再建・復興まちづくり 476 億円

住まいとまちの復興に向けて、災害公営住宅に関する支援を継続するほか、住民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を進める必要があることから、災害復旧事業等について支援を継続。

- ・ 産業・生業（なりわい）の再生 339 億円

福島県における農林水産業の再生、福島 12 市町村における事業再開支援、避難指示解除区域における工場等の新增設支援等の取組を引き続き実施するとともに、ALPS 処理水の処分に伴う対策として、福島県をはじめとした被災県に対しての水産に係る加工・流通・消費対策や漁業者に対する人材育成の支援等の生産体制の強化を実施。

- ・ 原子力災害からの復興・再生 4,170 億円

原子力災害からの福島の復興・再生を加速化させるため、避難指示解除区域での生活再開に必要な帰還環境の整備や移住等の促進、帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に向けた取組等を実施するとともに、中間貯蔵施設の整備及び管理運営等・放射性汚染廃棄物の処理・除去土壌等搬出完了後の仮置場の原状回復等を着実に推進。また、ALPS 処理水の処分に伴う対策を含めた農林水産・観光等における風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を引き続き実施。

- ・ 創造的復興 236 億円

単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、上記の取組に加えて、F-REI の構築、福島イノベーション・コースト構想の推進、移住等の促進、高付加価値産地の形成等に係る取組を実施。

- ・ 東日本大震災の教訓継承事業 1 億円

東日本大震災の教訓を継承するため、10 年間の政府の復興政策の経緯・課題等を取りまとめ、公表するとともに、被災者をはじめとする国民の有する復興に係る知見を収集し、整理。また、被災地における伝承活動を持続可能なものとするために東日本大震災の固有の課題等を調査し、整理。

なお、上記のほか、震災復興特別交付税（622 億円）や復興加速化・福島再生予備費（1,000 億円）等を計上した。

(ii) 令和6年度東日本大震災復興特別会計予算

令和6年度東日本大震災復興特別会計予算は6,331億円であり、その概要は以下のとおりである。

- ・ 被災者支援 218億円

被災者の心のケア、コミュニティの形成、生きがいきづくり等の「心の復興」、見守り・相談支援など、多様化・個別化してきている被災者の状況に応じたきめ細かな支援を実施。

- ・ 住宅再建・復興まちづくり 530億円

住まいとまちの復興に向けて、災害公営住宅に関する支援を継続するほか、災害復旧事業等について支援を継続。

- ・ 産業・生業（なりわい）の再生 331億円

福島県における農林水産業の再生、福島12市町村における事業再開支援、避難指示解除区域における工場等の新增設支援等の取組を引き続き実施するとともに、ALPS処理水の処分に伴う対策として、福島県をはじめとした被災県に対しての水産に係る加工・流通・消費対策や漁業者に対する人材育成の支援等の生産体制の強化を実施。

- ・ 原子力災害からの復興・再生 3,338億円

原子力災害からの福島の復興・再生を加速化させるため、避難指示が解除された地域における生活環境の整備や、帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備、特定帰還居住区域への帰還に向けた取組等を実施するとともに、中間貯蔵施設の管理運営等・放射性物質汚染廃棄物の処理・除去土壌等搬出完了後の仮置場の原状回復等を着実に推進。また、ALPS処理水の処分に伴う対策を含めた農林水産・観光等における風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を引き続き実施。

- ・ 創造的復興 239億円

単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、上記の取組に加えて、福島国際研究教育機構の取組や福島イノベーション・コースト構想の推進、移住等の促進、高付加価値産地の形成等に係る取組を実施。

- ・ 東日本大震災の教訓継承事業 1億円

東日本大震災の教訓を国内外に広く展開するため、10年間の政府の復興政策

の経緯・課題等の取りまとめについて、検索性・視認性等に優れた形式での公表及び英訳を行うとともに、被災者をはじめとする国民の有する復興に係る知見を収集し、ウェブコンテンツ等で公表。

なお、上記のほか、震災復興特別交付税（570 億円）や復興加速化・福島再生予備費（800 億円）等を計上した。

③決算（令和 5 年度）

令和 5 年度東日本大震災復興特別会計の決算は、歳入については、歳入予算額 7,984 億円に対し収納済歳入額は 8,614 億円であって、予算額との差は 630 億円の増加となっている。

歳出については、歳出予算現額 8,616 億円に対し支出済歳出額は 7,041 億円、翌年度繰越額 560 億円、不用額 1,014 億円である。

この結果、収納済歳入額と支出済歳出額の差額として 1,573 億円の剰余を生じた。この剰余金は、特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 8 条第 1 項の規定により翌年度の歳入に繰り入れることとしている。

参考資料

①避難者の減少 (p44 関連)

	発災 3 日目 * 1 (平成 23 年 3 月 14 日)	令和 6 年 8 月 1 日			
		合計 * 2	応急仮設住宅等及びそれ以外の賃貸住宅等	親族・知人宅等	病院等
避難者の数	約 47 万人	28,808 人	10,684 人	18,018 人	106 人

* 1 緊急災害対策本部資料 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び栃木県の避難状況の合計

* 2 復興庁調べ 全国の応急仮設住宅等、民間賃貸、公営住宅等、親族・知人宅等及び病院等にいる者の合計。避難者とは、東日本大震災をきっかけに住居の移転を行い、その後、前の住居に戻る意思を有する者であり、原子力発電所事故による自主避難者も含む。

②避難先地域別の避難者の数 (p44 関連)

所在地域	避難者数	備 考
北 海 道	743 人	
東 北	10,262 人	《内訳》 岩手県 304 人 宮城県 703 人 福島県 5,824 人 その他 3,431 人
関 東	12,668 人	
東海・北陸	1,166 人	
近 畿	1,386 人	
中 国	1,276 人	
四 国	114 人	
九州・沖縄	1,193 人	
合 計	28,808 人	

* 1 復興庁調べ (令和 6 年 8 月 1 日時点)

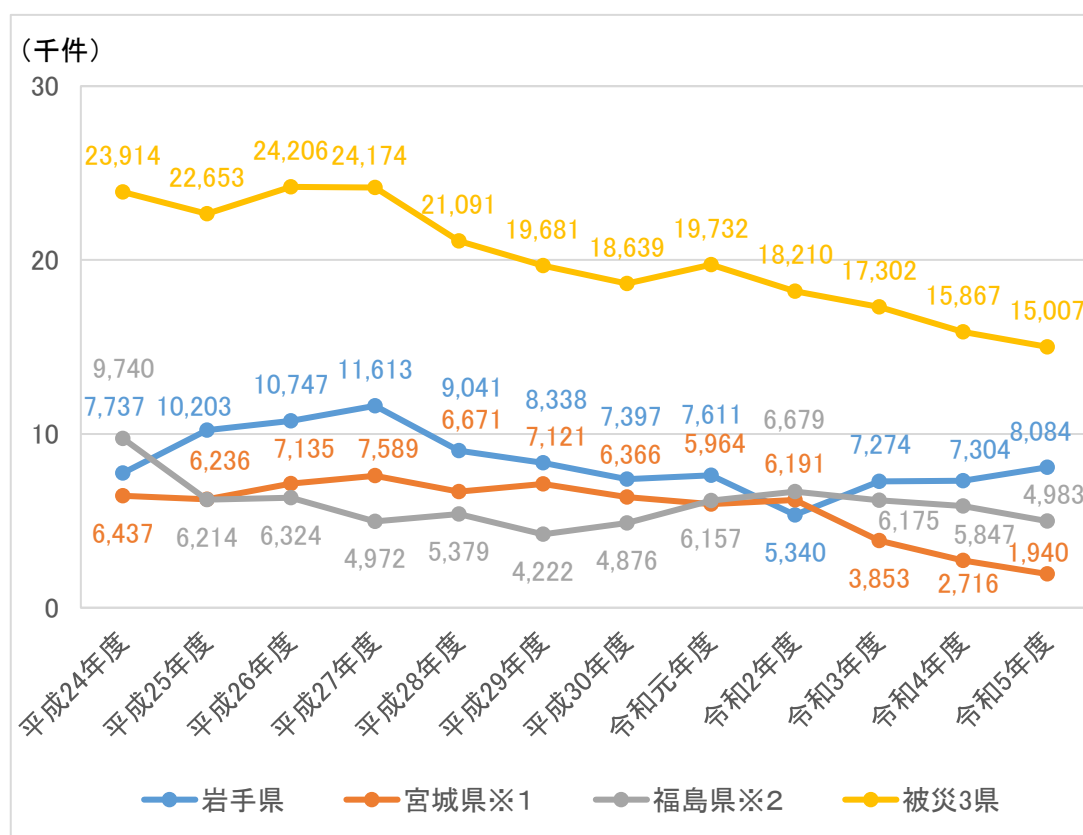
* 2 自県外への避難者数は、福島県から 19,969 人、宮城県から 864 人、岩手県から 534 人となっている。

③応急仮設住宅等の入居状況 (p44 関連)

	入居戸数	備考
総数	552 戸	入居者数 866 人
建設型仮設住宅	3 戸	1 県 入居者数 4 人
民間賃貸住宅	472 戸	全国計 入居者数 729 人
公営住宅等	77 戸	全国計 入居者数 133 人

* 内閣府調べ（令和 6 年 9 月 1 日時点） 災害救助法に基づき供与される応急仮設住宅等への種別入居状況

④心のケアセンター相談件数 (p47 関連)



(県からの提供データを基に復興庁作成)

- * 1 このほか、心のケア支援事業の一部を仙台市に委託して相談支援を実施
(相談件数 令和5年度：1,963件)
- * 2 このほか、日本精神科看護協会等に委託して県外避難者に対する相談支援を実施

⑤これまでの加速化措置の主な内容 (p48 関連)

加速化措置	主な内容
住宅再建・復興まちづくりの 加速化措置第一弾 (平成 25 年 3 月)	・被災者が 1 日も早く住まいのめどを立てられるように、住宅・宅地の整備に関する工程や戸数の年度別目標を明示する「住まいの復興工程表」を作成
住宅再建・復興まちづくりの 加速化措置第二弾 (平成 25 年 4 月)	・所有者不明等の用地取得が困難となるケースに速やかに対応するため、防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化、土地収用手続の効率化等の手続の簡素化を実施
住宅再建・復興まちづくりの 加速化措置第三弾 (平成 25 年 10 月)	・加速化措置第二弾に引き続き、用地取得の困難なケースへの対応を飛躍的に加速させるため、手続を画期的に短縮する「用地取得加速化プログラム」を策定
住宅再建・復興まちづくりの 加速化措置第四弾 (平成 26 年 1 月)	・市街地の復興が進むとともに、市街地中心部の商業集積・商店街の再生が重要な課題となることから、「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」を策定
住宅再建・復興まちづくりの 加速化措置第五弾 (平成 26 年 5 月)	・民間住宅の自立再建を支援するため、復興事業による宅地整備等に対応した「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」を作成 ・これまでの用地取得の迅速化を更に強化した「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」を取りまとめ
住宅再建・復興まちづくりの 隘路打開のための総合対策 (平成 27 年 1 月)	・これまでの加速化措置の実施状況を踏まえつつ、把握された隘路(あいろ)等を打開するため、これまでの加速化措置を充実・補完

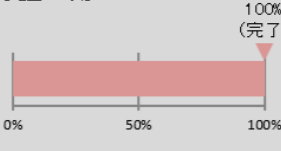
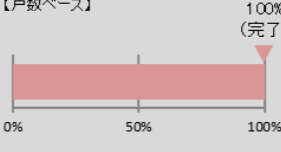
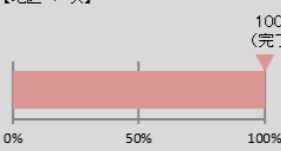
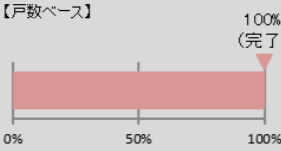
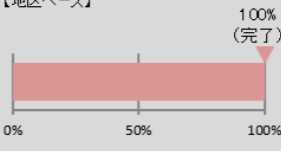
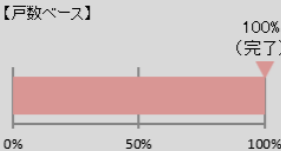
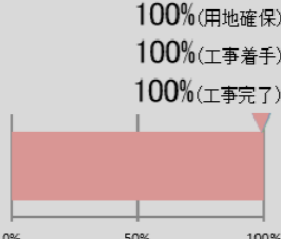
⑥被災３県の災害公営住宅及び民間住宅等用宅地の整備に係る進捗状況（p48
関連）

（単位：戸）

		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	計画
岩 手 県	民間住宅等用宅地	4,164	6,064	7,138	7,418	7,472	-	-	-	-	7,472
	災害公営住宅	4,594	5,284	5,672	5,734	5,833	-	-	-	-	5,833
宮 城 県	民間住宅等用宅地	7,273	8,308	8,822	8,900	8,900	-	-	-	-	8,900
	災害公営住宅	13,784	15,415	15,823	15,823	15,823	-	-	-	-	15,823
福 島 県	民間住宅等用宅地	1,294	1,817	1,838	1,854	1,854	-	-	-	-	1,854
	災害公営住宅 （津波・地震向け）	2,758	2,807	-	-	-	-	-	-	-	2,807
	災害公営住宅 （原発避難者向け）	3,400	4,707	4,767	4,767	4,767	-	-	-	-	4,767
	災害公営住宅 （帰還者向け）	69	283	293	397	423	423	431	445	453	453
３ 県 合 計	民間住宅等用宅地	12,731	16,189	17,798	18,172	18,226	-	-	-	-	18,226
	災害公営住宅	24,605	28,496	29,362	29,528	29,653	29,653	29,661	29,675	29,683	29,683

- * １ 民間住宅等用宅地：地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び
漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地
- * ２ 計画：県及び市町村が定めた整備計画戸数
- * ３ 復興庁調べ（令和６年３月末時点）

⑦公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況 (p48～p51 関連)

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■復興まちづくり (防災集団移転促進事業) 〔造成工事の着工数 造成工事の完了数 の割合〕 ※災害公営住宅のみにより宅 地供給される地区を含む	【地区ベース】  100% (完了) 0% 50% 100% 【戸数ベース】  100% (完了) 0% 50% 100%	着工 324地区 完了 324地区 計画 324地区 着工 8,336戸 完了 8,336戸 計画 8,336戸
■復興まちづくり (土地区画整理事業) 〔造成工事の着工数 宅地の引渡開始地区数 造成工事の完了数 の割合〕 ※防災集団移転促進事業や災 害公営住宅のみにより宅地 供給される地区を含む	【地区ベース】  100% (完了) 0% 50% 100% 【戸数ベース】  100% (完了) 0% 50% 100%	着工 50地区 ※1:宅地の 宅地引渡開始 50地区 ※1 完了 50地区 計画 50地区 着工 9,395戸 ※2:一部完 完了 9,395戸 ※2 計画 9,395戸
■復興まちづくり (漁業集落防災機能強化事業) 〔事業費措置の地区数 造成工事の着工数 造成工事の完了数 の割合〕	【地区ベース】  100% (完了) 0% 50% 100% 【戸数ベース】  100% (完了) 0% 50% 100%	着工 36地区 完了 36地区 計画 36地区 着工 495戸 完了 495戸 計画 495戸
■災害公営住宅 〔災害公営住宅の 用地確保が完了した戸数 建築工事に着手した戸数 建築工事が完了した戸数 の割合〕 ※供給計画は「住まいの復興工程表」 (R6.9末時点)による。 ※進捗率には、整備をとりやめた123戸及 び帰還者向け災害公営住宅の戸数を含 んでいない。	 100%(用地確保) 100%(工事着手) 100%(工事完了) 0% 50% 100%	用地確保済み戸数 30,230 (29,654) 建築工事着手戸数 30,107 (29,654) 建築工事完了戸数 30,107 (29,654) 計画戸数 30,230 (29,654) ※()内の数値は整備をとりやめた123戸及 び帰還者向け災害公営住宅を除いた戸数

* 国土交通省からの情報提供を基に復興庁作成 (令和6年9月末時点)

⑦公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況〔続き〕 (p48～p51 関連)

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■復興まちづくり (津波復興拠点整備事業) (造成完了した地区数の割合)	100%(完了) 0% 50% 100%	完了地区数 24 計画地区数 24※ ※津波復興拠点整備事業として復興交付金の配分可能額通知を受けた地区のうち一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画決定した地区数
■復興まちづくり (造成宅地の滑動崩落防止) (対策工事が完了した地区数の割合)	100%(完了) 0% 50% 100%	完了地区数 182 計画地区数 182※ ※復興交付金の配分可能額通知を受けた地区のうち、対策工事が必要な地区数
■復興まちづくり (医療施設) (医療施設等災害復旧費補助金を活用して復旧整備をした医療施設の割合)	100% 0% 50% 100%	復旧した医療施設数 298 被災した医療施設数 298
(医療機能の回復) (被災三県において被災した病院のうち、受入制限又は受入不可から回復した病院の割合)	98% 0% 50% 100%	受入回復した病院数 179 入院の受入制限又は受入不可を行った病院※数 182 ※避難指示区域内(平成24年時点)、廃止済みの病院を除く。
■復興まちづくり (学校施設等) (復旧が完了した公立学校施設の割合)	99% 0% 50% 100%	完了学校数 2,319 (応急仮設校舎や間借り等により、全ての学校で教育活動は再開済み) 災害復旧事業申請学校数 2,325※ ※申請予定も含む

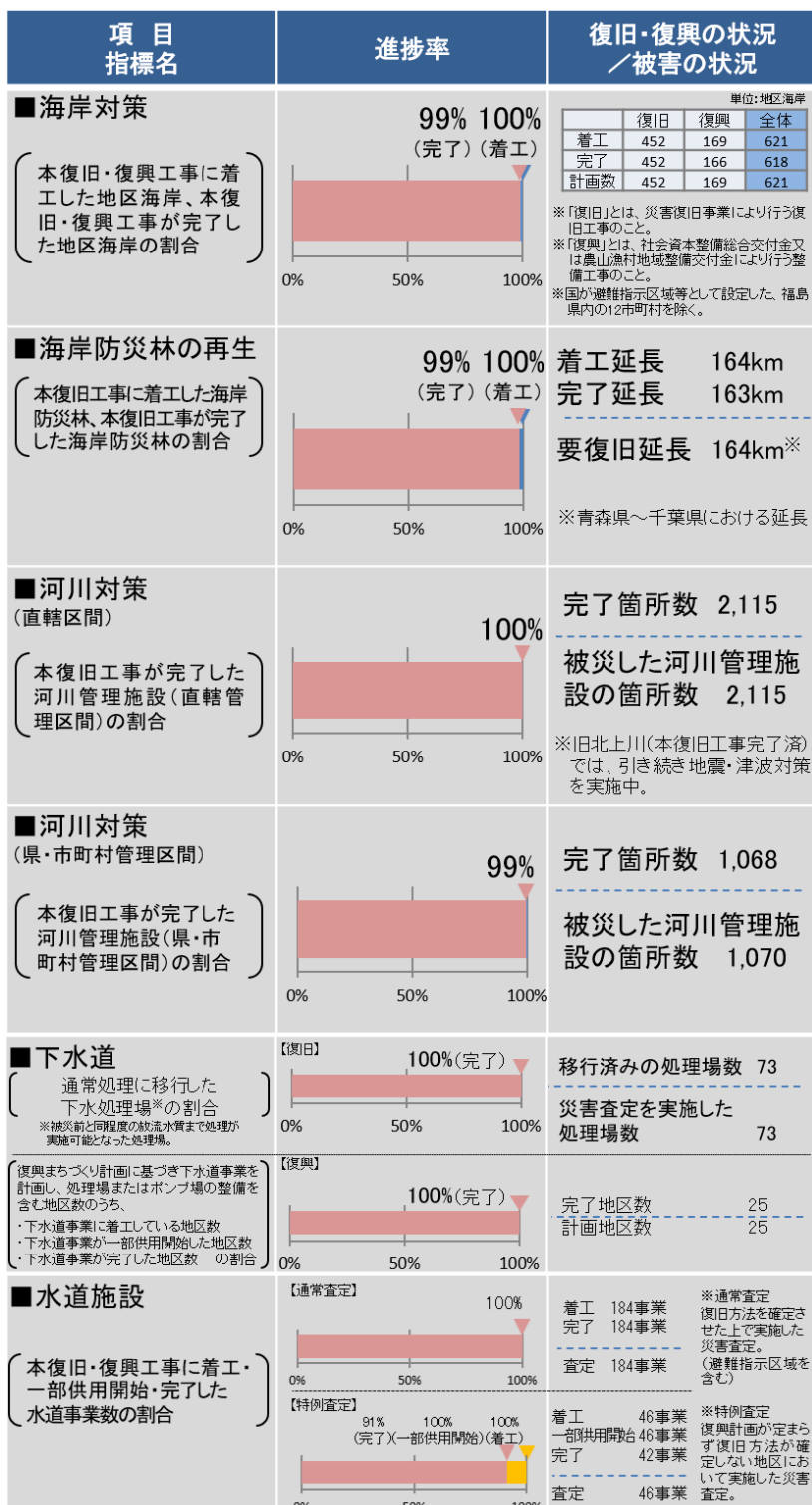
- * 1 防災集団移転促進事業については、「住まいの復興工程表」に基づく面整備を行う
321 地区及び茨城県の 3 地区の合計を計上
- * 2 福島県の避難指示区域は、原則除いている。
- * 3 復興庁調べ(令和 6 年 9 月末時点)

⑦公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況〔続き〕 (p48～p51 関連)

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■交通網(道路) (直轄区間) (本復旧が完了した 道路開通延長の割合)		完了済み開通延長 1,161km 主要な直轄国道※の 総開通延長 1,161km ※ 避難指示解除準備区域等を含む ※ 岩手、宮城、福島県内の国道4号、 6号、45号に限る。
■交通網(道路) (県・市町村管理区間) (本復旧が完了した 道路路線数の割合)		完了済み路線数 6,262路線 被災した道路の路線数 6,262路線
■交通網(道路) (復興道路・復興支援道路) (復興道路 復興支援道路の着工率 復興道路 復興支援道路の整備率)		供用済延長 570km 計画済延長 570km※ ※：事業中区間と供用済区間の合計
■交通網(鉄道) (運行を再開した 鉄道路線延長の割合)		運行再開した路線延長 2,350.9km※1 ※2 被災した路線延長 2,350.9km※1 ※3 ※1: 岩手、宮城、福島県内の旅客鉄道分を計上 ※2: JR大船渡線・気仙沼線のBRT による本格復旧分を含む ※3: 避難指示解除準備区域等を含む (JR常磐線 浪江～富岡駅間(20.8km)を含む)
■交通網(港湾) (本復旧工事が完了した 復旧工程計画に定められた 港湾施設の割合)		完了箇所数 131 被災した港湾施設の 箇所数 131

- * 1 空港機能については100%復旧
- * 2 福島県の避難指示区域は、原則除いている。
- * 3 復興庁調べ(令和6年9月末時点)

⑦公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況〔続き〕 (p48～p51 関連)



* 1 福島県の避難指示区域は、原則除いている。

* 2 復興庁調べ(令和6年9月末時点)

⑧被災３県における土地区画整理事業の造成地及び移転元地の活用率（p49 関連）

▼土地区画整理事業(65 地区)の造成地の活用状況

（国土交通省調べ、R5 年 12 月末時点）

	土地区画整理事業による宅地供給 ^{注1)}			
	全体 [※]	造成完了済	土地活用済 ^{注2)}	造成完了済に対する土地活用済の割合
岩手県	308 ha	308 ha	179 ha	58%
宮城県	622 ha	622 ha	507 ha	82%
福島県	79 ha	79 ha	59 ha	76%
全体	1,009 ha	1,009 ha	745 ha	74%

注1) 宅地面積に、農地、鉄道用地、社寺、墓地、鉄塔用地等は含まない。

注2) 「土地活用済」とは、建築済のほか、農業的利用や駐車場利用等、何かしら土地活用を行っている状態をいう。

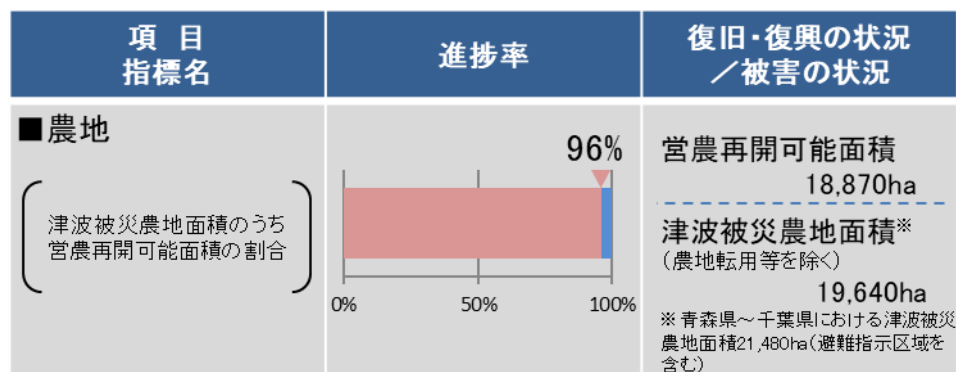
※ 地区面積ではない。

▼移転元地（公有地）の活用予定（構想段階を含む）状況

（復興庁調べ、R5 年 12 月末時点）

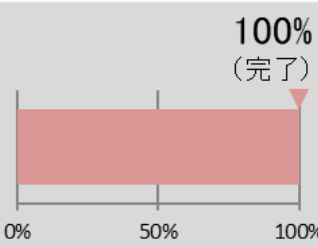
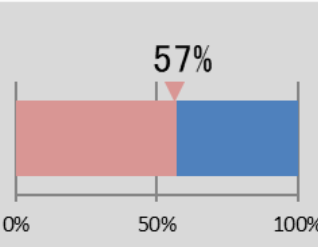
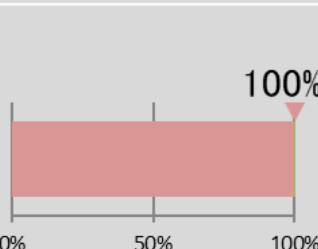
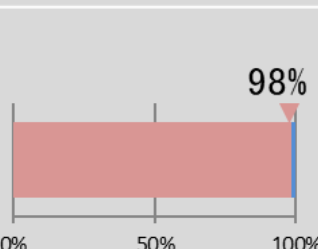
	買取済面積 (ha)	活用開始 決定済 (ha)	割合 (%)
	A	B	B/A
岩手県	321.9	200.2	62.2%
宮城県	1,144.6	903.1	78.9%
福島県	665.1	497.3	74.8%
合 計	2,131.7	1,600.6	75.1%

⑨津波被災農地の復旧・復興状況（p51 関連）



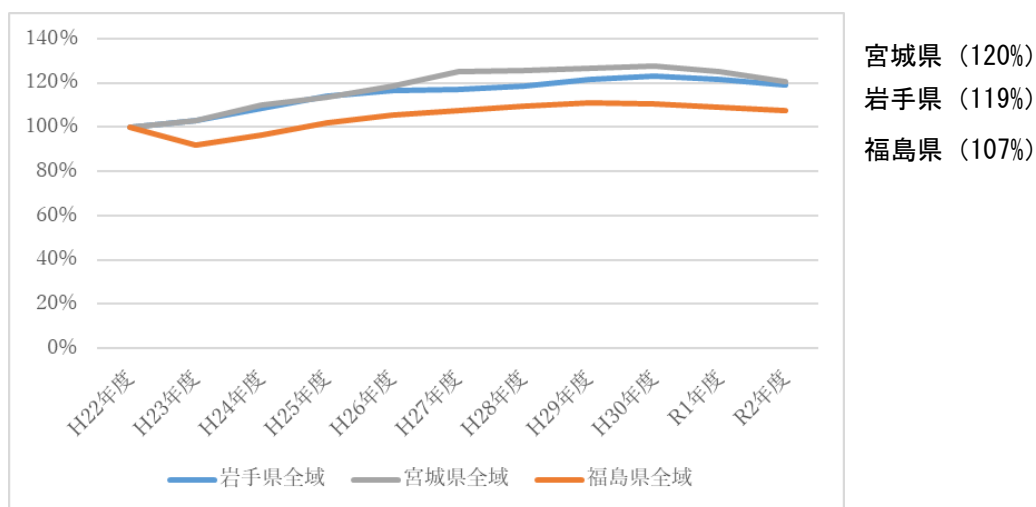
* 農林水産省からの情報提供を基に復興庁作成（令和6年9月末時点）

⑩水産業の復旧・復興状況 (p51 関連)

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
■漁港 (陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港)	 100% (完了)	全機能が回復済みの漁港数 319 被災した漁港数 319
■水揚量 (直近1年間の合計水揚量の被災前1年間の合計水揚量に対する割合)	 57%	直近1年間の水揚量 264千トン 被災前1年間の水揚量 463千トン
■養殖施設 (養殖施設の復旧の割合)	 100%	復旧した施設数 68,893※ ※岩手県及び宮城県における施設数 養殖業再開希望者の施設数 68,893※ ※岩手県及び宮城県における施設数
■水産加工施設 (被災3県※で業務再開を希望する水産加工施設のうち、業務再開した施設の割合 (R5年12月末時点)) ※被災3県(岩手県、宮城県、福島県)	 98%	業務再開した施設数 755 業務再開を希望する水産加工施設数 767

* 養殖施設は水産庁「東日本大震災からの水産業復興に向けた現状と課題(令和6年3月)」、水産加工施設は農林水産省「東日本大震災からの農林水産業の復興支援のための取組(令和5年12月)」のデータを基に復興庁作成

⑪ 3 県の総生産の変化 （p52 関連）



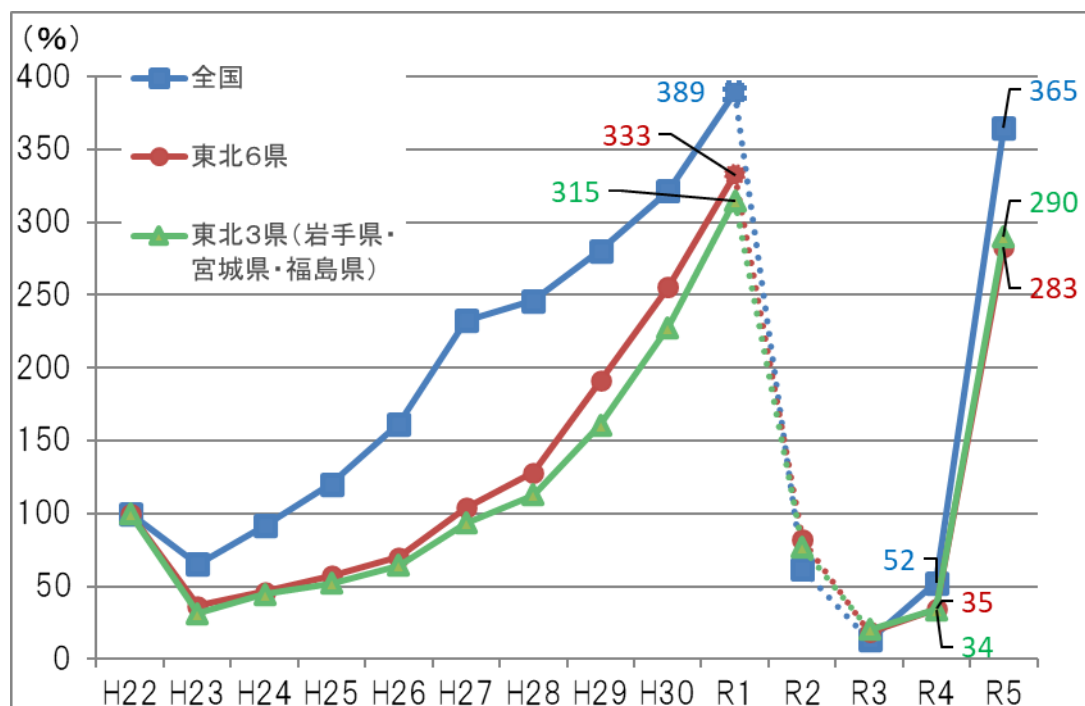
- * 1 各県「市町村民経済計算」を基に復興庁作成
- * 2 平成 22 年＝100 とした数値である。

⑫ 公共工事前払金保証の件数・請負金額 （p53 関連）

工事場所	件数			請負金額（単位：百万円）		
	H22 年度	R 5 年度	増減	H22 年度	R 5 年度	増減
岩 手	5, 278	3, 366	63. 8%	169, 230	166, 879	98. 6%
宮 城	6, 438	5, 406	84. 0%	203, 974	294, 865	144. 6%
福 島	6, 113	6, 045	98. 9%	184, 703	423, 219	229. 1%
3 県計	17, 829	14, 817	83. 1%	557, 907	884, 963	158. 6%

- * 北海道建設業保証(株)、東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)「公共工事前払金保証統計」を基に復興庁作成

⑬外国人延べ宿泊者数の伸び率の推移（平成 22 年比）（p53 関連）



* 平成 22 年=100 とする。

	平成 22 年	令和元年		令和 5 年	
	外国人宿泊者数 (人泊)	外国人宿泊者数 (人泊)	増減 (H22 年比)	外国人宿泊者数 (人泊)	増減 (H22 年比)
全国	26,023,000	101,306,450	+289.3%	95,027,710	+265.2%
東北 6 県	505,400	1,680,210	+232.5%	1,428,060	+182.6%
東北 3 県	330,100	1,038,510	+214.6%	956,640	+189.8%
青森	59,100	337,620	+471.3%	255,240	+331.9%
岩手	83,440	325,450	+290.0%	262,880	+215.1%
宮城	159,490	534,250	+235.0%	514,580	+222.6%
秋田	63,570	119,320	+87.7%	78,510	+23.5%
山形	52,630	184,760	+251.1%	137,670	+161.6%
福島	87,170	178,810	+105.1%	179,180	+105.6%

* 1 観光庁「宿泊旅行統計調査」を基に復興庁作成

* 2 従業員 10 人以上の宿泊施設を対象

⑭旅客自動車運送事業による輸送 (p53 関連)

乗合バス事業による輸送 (単位：千人)

	平成 22 年度	令和 5 年度	増減
岩手	22, 291	16, 232	-27. 2%
宮城	67, 614	56, 753	-16. 1%
福島	21, 405	15, 679	-26. 8%
3 県計	111, 310	88, 664	-20. 3%
全国	4, 158, 180	3, 788, 564	-8. 9%

貸切バス事業による輸送 (単位：千人)

	平成 22 年度	令和 5 年度	増減
岩手	2, 866	2, 476	-13. 6%
宮城	8, 291	6, 363	-23. 3%
福島	5, 761	3, 083	-46. 5%
3 県計	16, 918	11, 922	-29. 5%
全国	300, 049	226, 734	-24. 4%

* 国土交通省「自動車輸送統計調査」を基に復興庁作成

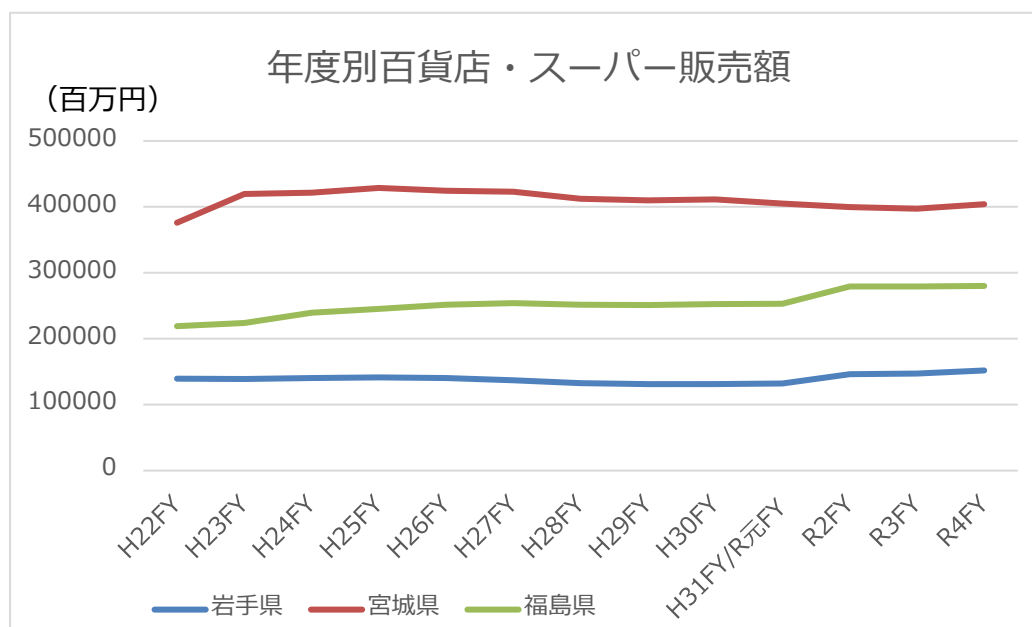
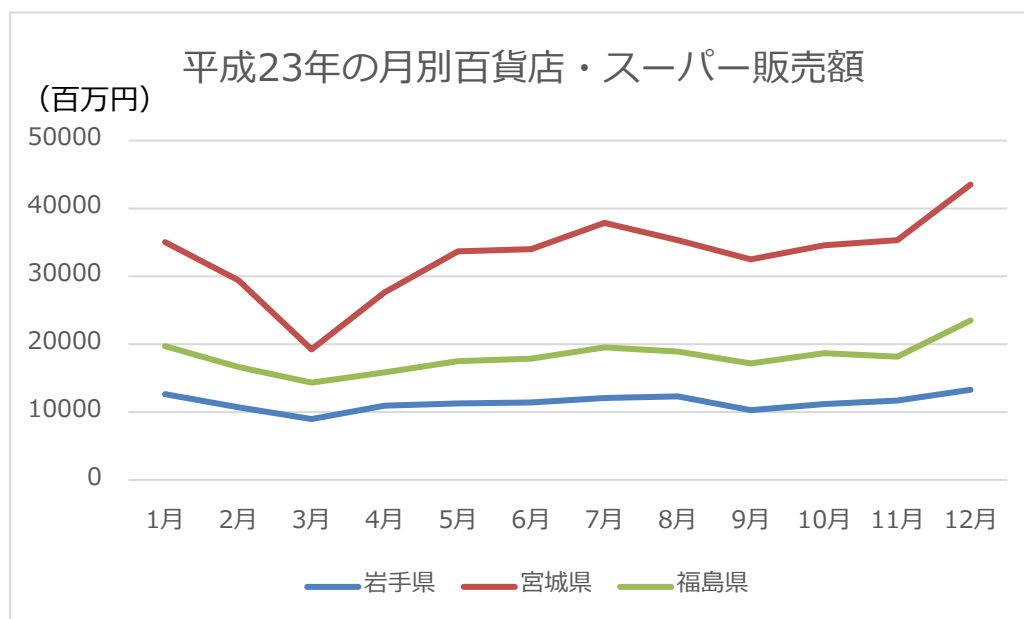
⑮旅客船事業による輸送 (p53 関連)

(単位：千人キロ)

	平成 21 年度	令和 5 年度	増減
岩手	2, 145	532	-75. 2%
宮城	25, 515	15, 989	-37. 3%
福島	2, 374	1, 087	-54. 2%
3 県計	30, 034	17, 608	-41. 4%

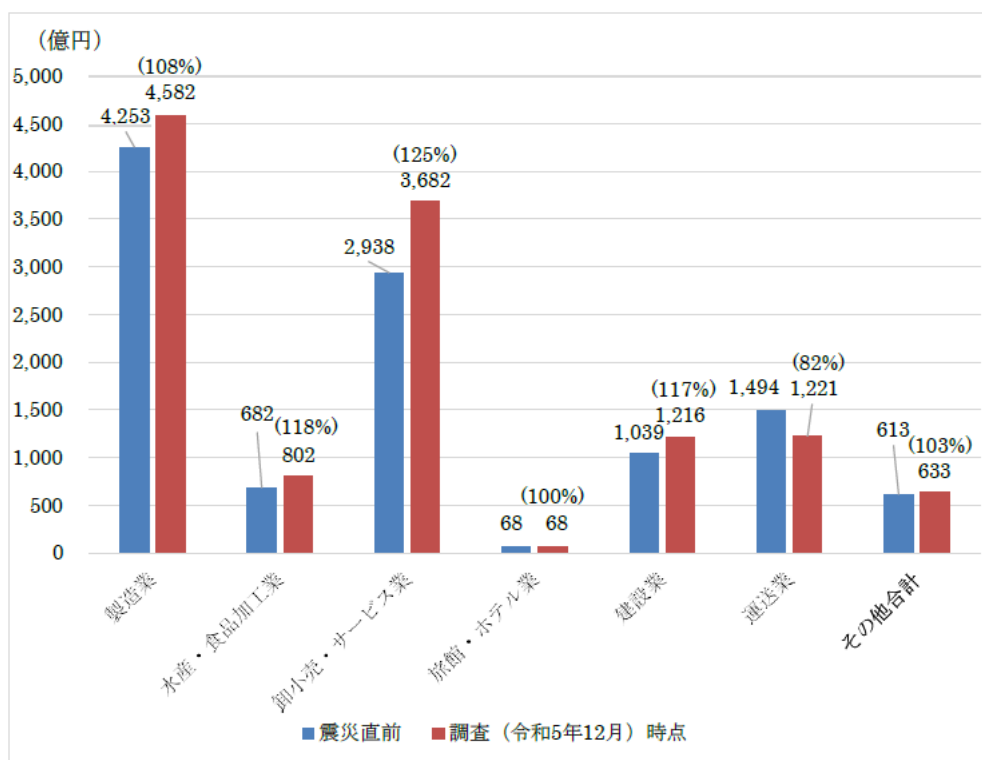
* 国土交通省調べ (令和 6 年 10 月時点の速報値)

⑯百貨店・スーパー販売額の推移 (p53 関連)



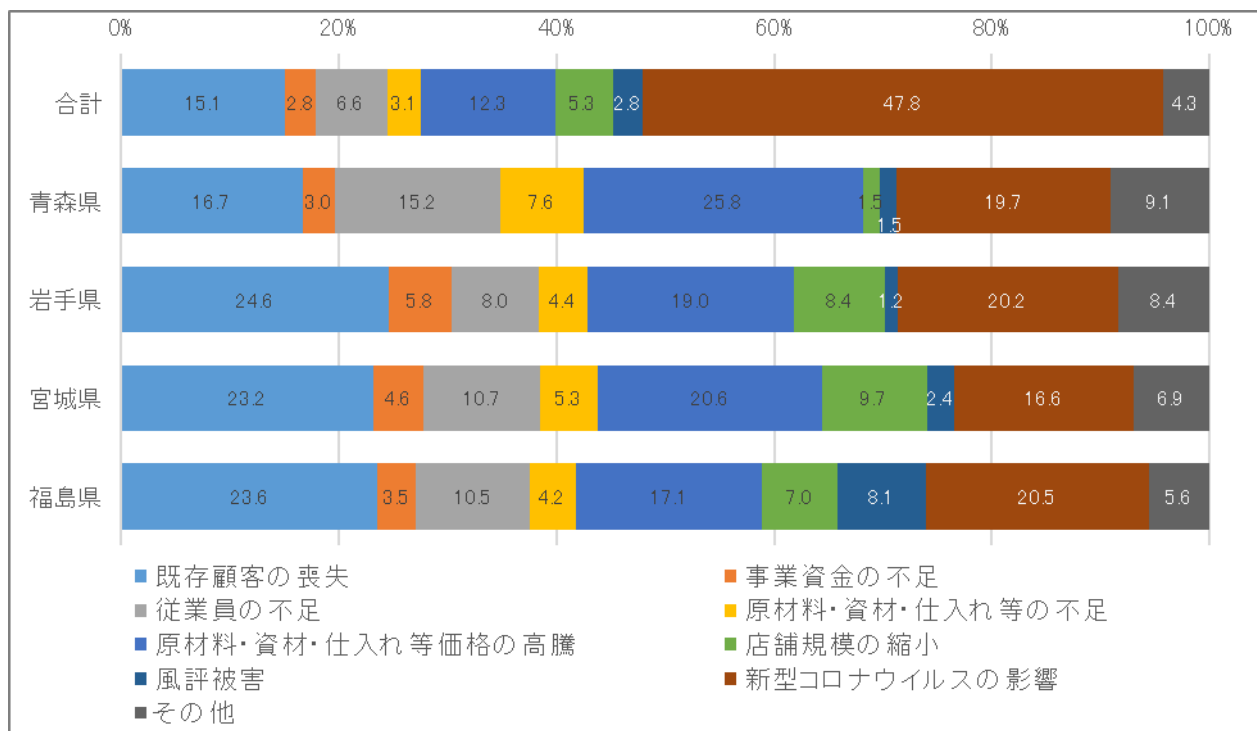
* 1 経済産業省「平成 22 年商業販売統計年報」、「平成 23 年商業販売統計年報」、「平成 24 年商業販売統計年報」、「平成 25 年商業販売統計年報」、「平成 26 年商業動態統計年報」、「平成 27 年商業動態統計年報」、「平成 28 年商業動態統計年報」、「平成 29 年商業動態統計年報」、「2018 年商業動態統計年報」、「2019 年商業動態統計年報」、「2020 年商業動態統計年報」、「2021 年商業動態統計参考表」、「2022 年商業動態統計参考表」、「2023 年商業動態参考表」を基に復興庁作成

⑰事業者の震災直前の売上水準からの変化状況 (p53 関連)



- * 1 東北経済産業局「東日本大震災グループ補助金フォローアップ調査」（令和6年7月公表）を基に復興庁作成
(東北4県：青森県、岩手県、宮城県、福島県)
- * 2 東日本大震災グループ補助金の交付先のうち3,886者からの回答に基づく

⑩売上げが減少した理由 (p53 関連)



- * 1 東北経済産業局「東日本大震災グループ補助金フォローアップ調査」（令和6年7月公表）を基に復興庁作成
- * 2 東日本大震災グループ補助金の交付先のうち3,886者からの回答に基づく。

⑬ 3 県の沿岸市町村における民営事業所数の推移 (p53 関連)

(単位：事業所、%)

		H21	H24	H26	H28	R1	R3	H24/H21	H26/H21	H28/H21	R1/H21	R3/H21
	全国	6,199,222	5,768,489	5,779,072	5,578,975	6,398,912	5,844,088	93.1	93.2	90.0	103.2	94.3
	合計	122,646	101,982	108,445	107,754	118,541	110,836	83.2	88.4	87.9	96.7	90.4
岩手県	宮古市	3,104	2,623	2,697	2,649	2,729	2,435	84.5	86.9	85.3	87.9	78.4
	大船渡市	2,654	2,042	2,254	2,516	2,405	2,189	76.9	84.9	94.8	90.6	82.5
	久慈市	2,104	1,915	1,920	1,857	1,881	1,744	91.0	91.3	88.3	89.4	82.9
	陸前高田市	1,231	634	755	787	789	766	51.5	61.3	63.9	64.1	62.2
	釜石市	2,343	1,706	1,853	1,814	1,890	1,744	72.8	79.1	77.4	80.7	74.4
	大槌町	770	206	343	418	463	443	26.8	44.5	54.3	60.1	57.5
	山田町	869	342	598	614	598	590	39.4	68.8	70.7	68.8	67.9
	岩泉町	595	532	522	517	526	489	89.4	87.7	86.9	88.4	82.2
	田野畑村	156	130	135	131	137	126	83.3	86.5	84.0	87.8	80.8
	普代村	165	152	139	139	139	125	92.1	84.2	84.2	84.2	75.8
	野田村	193	158	165	164	175	177	81.9	85.5	85.0	90.7	91.7
	洋野町	705	649	646	620	650	572	92.1	91.6	87.9	92.2	81.1
宮城県	仙台市	51,203	49,028	52,523	51,584	57,196	53,604	95.8	102.6	100.7	111.7	104.7
	石巻市	9,016	5,763	6,243	6,301	6,783	6,443	63.9	69.2	69.9	75.2	71.5
	塩竈市	3,271	2,728	2,779	2,657	2,849	2,549	83.4	85.0	81.2	87.1	77.9
	気仙沼市	4,458	2,627	2,987	2,936	3,371	3,289	58.9	67.0	65.9	75.6	73.8
	名取市	2,874	2,484	2,755	2,780	3,124	2,902	86.4	95.9	96.7	108.7	101.0
	多賀城市	2,509	2,034	2,172	2,112	2,295	2,165	81.1	86.6	84.2	91.5	86.3
	岩沼市	1,978	1,752	1,822	1,826	1,966	1,845	88.6	92.1	92.3	99.4	93.3
	東松島市	1,662	1,082	1,210	1,192	1,372	1,264	65.1	72.8	71.7	82.6	76.1
	亘理町	1,128	927	1,000	1,016	1,134	1,040	82.2	88.7	90.1	100.5	92.2
	山元町	553	393	400	387	434	428	71.1	72.3	70.0	78.5	77.4
	松島町	668	589	587	578	620	547	88.2	87.9	86.5	92.8	81.9
	七ヶ浜町	578	462	454	445	545	481	79.9	78.5	77.0	94.3	83.2
	利府町	1,017	963	1,030	999	1,118	1,252	94.7	101.3	98.2	109.9	123.1
	女川町	615	191	233	356	363	360	31.1	37.9	57.9	59.0	58.5
	南三陸町	870	268	323	551	590	579	30.8	37.1	63.3	67.8	66.6
福島県	いわき市	15,986	14,917	14,931	14,706	16,537	15,012	93.3	93.4	92.0	103.4	93.9
	相馬市	1,915	1,804	1,769	1,772	1,831	1,718	94.2	92.4	92.5	95.6	89.7
	南相馬市	3,594	2,467	2,657	2,689	2,993	2,745	68.6	73.9	74.8	83.3	76.4

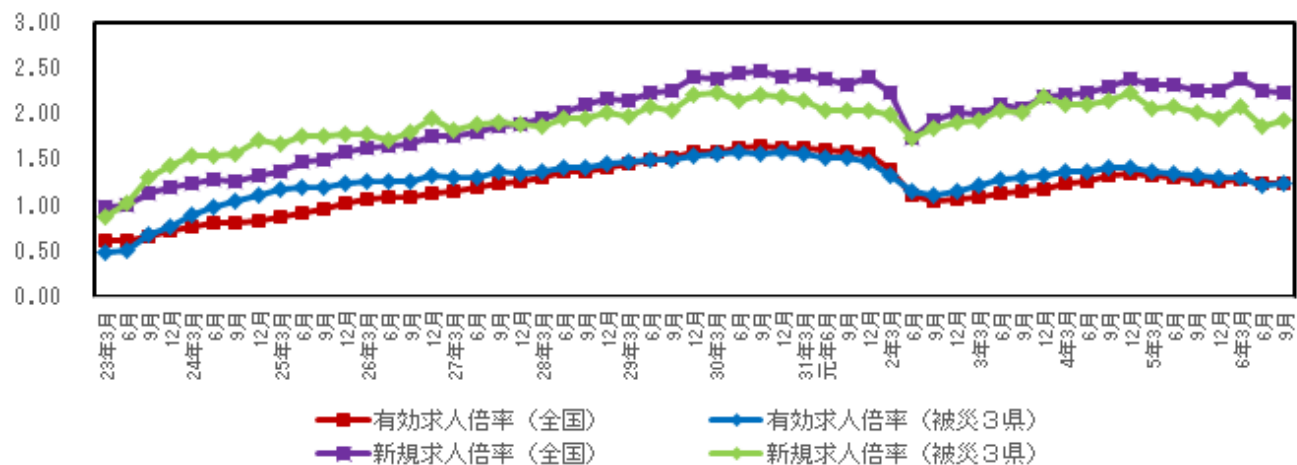
⑬ 3 県の沿岸市町村における民営事業所数の推移〔続き〕(p53 関連)

(単位：事業所、%)

		H21	H24	H26	H28	R1	R3	H24/H21	H26/H21	H28/H21	R1/H21	R3/H21
福島県	広野町	277	132	223	219	292	293	47.7	80.5	79.1	105.4	105.8
	檜葉町	348	...	25	62	193	271	...	7.2	17.8	55.5	77.9
	富岡町	886	...	5	33	113	186	...	0.6	3.7	12.8	21.0
	大熊町	561	...	...	2	16	29	...	...	0.4	2.9	5.2
	双葉町	329	...	0	0	7	5	...	0.0	0.0	2.1	1.5
	浪江町	1,114	...	14	39	92	115	...	1.3	3.5	8.3	10.3
	新地町	347	282	276	286	325	314	81.3	79.5	82.4	93.7	90.5

- * 1 総務省「平成 21 年経済センサス - 基礎調査」、「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」、「令和元年経済センサス - 基礎調査」、総務省・経済産業省「平成 24 年経済センサス - 活動調査」、「平成 28 年経済センサス - 活動調査」、「令和 3 年経済センサス - 活動調査」を基に復興庁作成
- * 2 「平成 24 年経済センサス - 活動調査」は、調査日において警戒区域又は計画的避難区域が調査対象外とされている。また、「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」は、調査日において帰還困難区域又は居住制限区域が調査対象外とされている。「平成 28 年経済センサス - 活動調査」及び「令和 3 年経済センサス - 活動調査」は、調査日において帰還困難区域が調査対象外とされている（表中では「...」と表記）。
- * 3 平成 21 年の宮古市の数値には、平成 22 年に宮古市と合併した川井村を含む。また、平成 21 年の気仙沼市の数値には、平成 21 年に気仙沼市と合併した本吉町を含む。
- * 4 「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」では、檜葉町、富岡町、双葉町及び浪江町の避難指示解除準備区域にある事業所については、これらの町から提供を受けた名簿情報に基づき調査を実施した。
- * 5 「令和元年経済センサス - 基礎調査」は、下記の点で過去の経済センサスとは調査方法が異なる。
 - ・調査時点が 1 時点ではなく、令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの期間に、順次、全国を調査した。
 - ・法人番号を活用し、国税庁法人番号公表サイトに登録があり、前回までの調査で捉えられていなかった事業所を調査名簿に追加した上で調査を実施している。「令和 3 年経済センサス - 活動調査」についても、平成 28 年経済センサス - 活動調査では活用されていなかった国税庁法人番号公表サイトから、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行っている。

②雇用の状況（新規求人倍率・有効求人倍率、平成23年～令和6年）
 (p54 関連)



- * 1 数値は、職業安定業務統計の受理地別労働関係指標（季節調整値・パートタイム含む一般）
- * 2 厚生労働省調べ（令和6年9月時点）

②雇用保険被保険者数の推移 (p54 関連)

(単位：人、「前年同月比」「震災前同月との比」は%)

		令和 6 年 9 月	前年同月比	震災前同月 (平成22年 9 月)との比	令和 5 年 9 月	平成22年 9 月
3 県計		1,645,274	▲ 1.1	+ 9.0	1,663,593	1,509,395
岩手県		355,724	▲ 1.5	+ 3.4	361,169	343,866
	久慈	12,084	▲ 2.0	+ 4.5	12,328	11,569
	宮古	17,046	▲ 3.0	▲ 7.0	17,581	18,337
	釜石	17,061	▲ 1.5	▲ 4.8	17,319	17,921
	大船渡	14,644	▲ 2.2	▲ 9.7	14,972	16,219
宮城県		728,523	▲ 0.5	+13.1	732,439	644,320
	気仙沼	16,402	▲ 2.3	▲ 10.9	16,780	18,414
	石巻	43,808	▲ 2.8	+ 4.8	45,065	41,812
	塩釜	33,722	▲ 1.0	+ 3.1	34,065	32,721
福島県		561,027	▲ 1.6	+ 7.6	569,985	521,209
	相双	36,842	▲ 0.6	▲ 17.1	37,077	44,422
	いわき	94,758	▲ 1.1	+ 15.6	95,858	81,992

* 1 数値は、3 県の労働局及び各公共職業安定所の業務統計値

* 2 厚生労働省調べ（令和 6 年 9 月時点）

* 3 公共職業安定所（ハローワーク）の管轄地域

久 慈：久慈市、九戸郡（洋野町、野田村）の一部、下閉伊郡のうち普代村

宮 古：宮古市、下閉伊郡の一部（田野畑村、岩泉町、山田町）

釜 石：釜石市、遠野市、上閉伊郡

大船渡：大船渡市、陸前高田市、気仙郡（住田町）

気仙沼：気仙沼市、本吉郡（南三陸町）

石 巻：石巻市、東松島市、牡鹿郡（女川町）

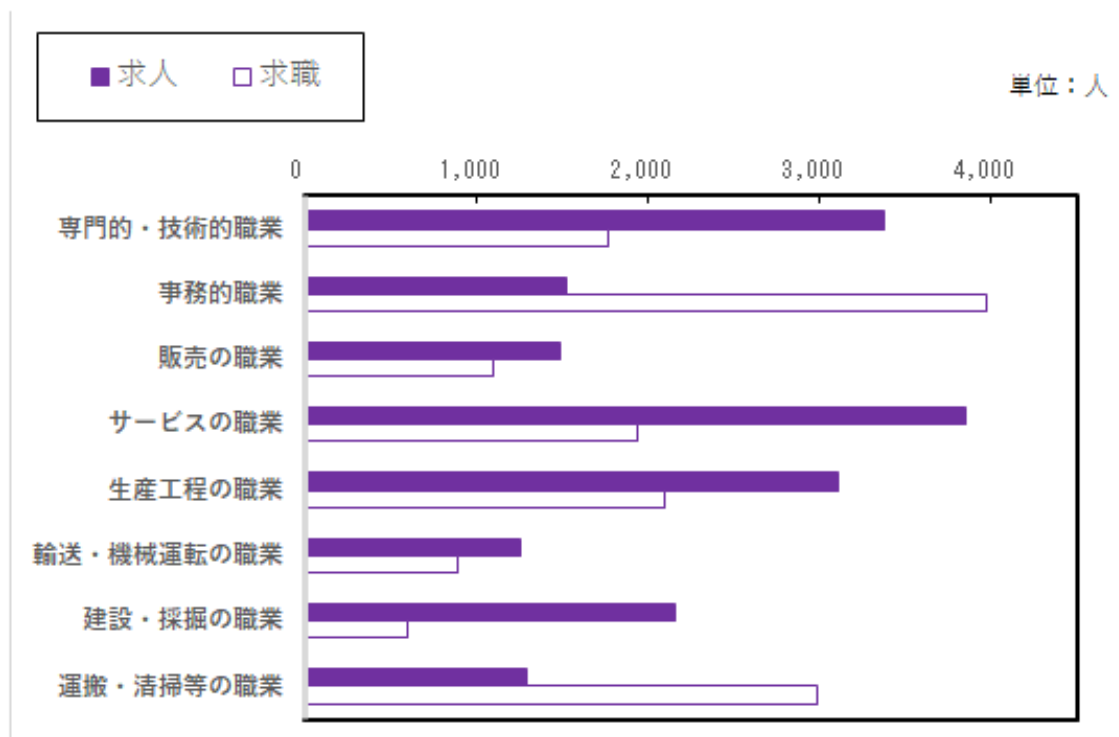
塩 釜：塩釜市、多賀城市、宮城郡（松島町、七ヶ浜町、利府町）、黒川郡のうち大郷町

相 双：相馬市、南相馬市、双葉郡（広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）、相馬郡（新地町、飯舘村）

いわき（旧 平）：いわき市のうち、ハローワーク小名浜及びハローワーク勿来の管轄区域を除いた地域

②雇用の状況（ミスマッチの例）（p54 関連）

○公共職業安定所における求人・求職の状況



* 1 数値は、久慈、宮古、釜石、大船渡、気仙沼、石巻、塩釜、相双及びいわき公共職業安定所の総計

* 2 厚生労働省調べ（令和6年9月時点）

②③各企業立地補助金の執行状況 (p54 関連及び p92 関連)

補助金名	対象地域	交付決定件数 (交付決定額)
ふくしま産業復興企業立地補助金 (申請期限：R2年度末、事業完了期限：R6年度末)	福島県全域（避難指示区域等を除く。）	589 件 (約2,090 億円) ※令和6年7月末時点
原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金 (R5年度末で基金終了)	宮城県、栃木県、茨城県	75 件 (約125 億円)
津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 (申請期限：R5年度末、事業完了期限：R7年度末)	津波浸水地域（青森県、岩手県、宮城県、茨城県）及び福島県全域（避難指示区域等を除く。）	544 件 (約2,177 億円)
自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金	福島12市町村の避難指示区域等	155 件 (約1,092 億円) ※令和6年9月時点

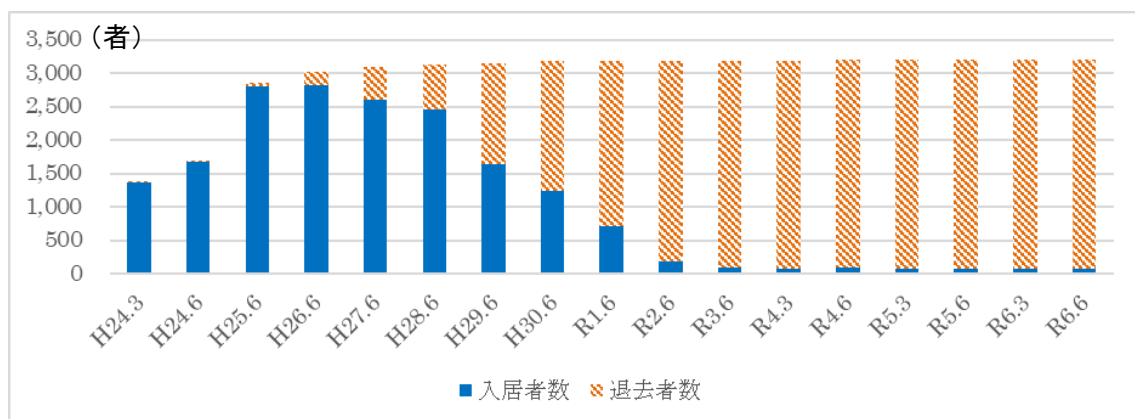
* 復興庁調べ（令和6年9月末時点）

②④仮設施設の竣工数 (p56 関連) (単位：仮設施設案件数)

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	長野県	合計
竣工数	27	362	149	108	1	1	648

* 独立行政法人中小企業基盤整備機構調べ（令和6年6月末時点）

②⑤仮設施設の入居事業者数・退去事業者数 (p56 関連)



* 独立行政法人中小企業基盤整備機構調べ（令和6年6月末時点）

②⑥「まちなか再生計画」認定状況 (p56 関連)

	計画名（認定日）	主な計画の内容
1	女川町まちなか再生計画 （平成 26 年 12 月 19 日認定）	2 地区に分散していた市街地を町の中心となる女川浜地区に集約し、公共施設、商業施設、業務施設等が集積する市街地の形成を図る。 ※「シーパルピア女川」平成 27 年 12 月開業 ※「ハマテラス」平成 28 年 12 月開業
2	山田町まちなか再生計画 （平成 27 年 3 月 24 日認定）	南北に拡散していた市街地を JR 陸中山田駅付近に集約し、公共施設、商業施設、業務施設等が集積する市街地の形成を図る。 ※「オール」平成 28 年 11 月開業
3	石巻市まちなか再生計画 （平成 27 年 7 月 10 日認定）	中心市街地の主要エリアに公共施設、商業施設、観光交流施設等が集積したコンパクトな市街地の形成を図る。 ※「石巻テラス」平成 28 年 12 月開業
4	南三陸町まちなか再生計画 （平成 27 年 10 月 2 日認定）	従来のにぎわいの拠点であった 2 か所の中心地区に、商業施設や交流施設等を配置し、それぞれコンパクトな市街地の形成を図る。 ※「南三陸さんさん商店街」平成 29 年 3 月開業 ※「南三陸ハマーレ歌津」平成 29 年 4 月開業
5	陸前高田市まちなか再生計画 （平成 28 年 1 月 15 日認定）	従来の中心市街地を山側に移動・集約し、公共施設、商業施設等が集積するコンパクトな市街地の形成を図る。 ※「アバッセたかた」平成 29 年 4 月開業 ※「陸前高田 発酵パーク CAMOCY」令和 2 年 12 月開業
6	大船渡市まちなか再生計画 （平成 28 年 2 月 9 日認定）	従来の中心市街地を JR 大船渡線の東側に集約し、公共施設、商業施設等が集積する市街地の形成を図る。 ※「キャッセン大船渡」平成 29 年 4 月開業
7	いわき市久之浜・大久地区 まちなか再生計画 （平成 28 年 2 月 9 日認定）	従来の市街地に、公共施設、商業施設を中心として住宅地を配置し、コンパクトな市街地の形成を図る。 ※「浜風きらら」平成 29 年 4 月開業

②⑥「まちなか再生計画」認定状況〔続き〕（p56 関連）

8	名取市閑上地区まちなか 再生計画 (平成 30 年 1 月 30 日認定)	水辺にあるまちの特徴を生かし、地域住民のニーズに応えつつ、観光需要を取り込む商業施設を中心に配置することで、コンパクトな市街地の形成を図る。 ※「かわまちてらす閑上」平成 31 年 4 月開業
9	釜石市鵜住居地区まちなか 再生計画 (平成 30 年 6 月 29 日認定)	市内で最も震災被害の大きかった地区に商業施設等を整備し、利便性の高いコンパクトな市街地の形成を図る。 ※「うのポート」令和元年 9 月開業
10	気仙沼市内湾地区まちなか 再生計画 (平成 30 年 10 月 12 日認定)	かつての中心市街地であった内湾地区に商業施設等を整備し、生活利便性の向上及び観光の拠点となる市街地の形成を図る。 ※「スローストリート（結）」令和 2 年 7 月開業

②⑦東日本大震災による福島県全体の避難者数 (p70 関連)

福島県全体の避難者数 約 2.6 万人

福島県内への避難者数 約 0.6 万人

福島県外への避難者数 約 2.0 万人

東京都	約 2.2 千人	新潟県	約 1.8 千人
茨城県	約 2.3 千人	千葉県	約 1.3 千人
埼玉県	約 2.2 千人	神奈川県	約 1.2 千人
栃木県	約 1.2 千人	山形県	約 1.1 千人
宮城県	約 1.2 千人	北海道	約 0.5 千人 等

* 福島県内への避難者数については、福島県の発表数値をもとに復興庁にて作成（令和 6 年 8 月 1 日時点）

* 福島県外への避難者数については、復興庁にて作成（令和 6 年 8 月 1 日時点）

②⑧令和 5 年度住民意向調査「帰還意向」について (p80 関連)

(n=回答世帯総数)

	帰還意向（世帯構成比％）			
	戻っている	戻りたい	まだ判断 つかない	戻らない
富岡町 (n=2, 438)	10.9	9.4	13.2	48.3
大熊町 (n=2, 011)	4.3	12.7	25.1	56.7
双葉町 (n=1, 244)	1.4	14.9	24.8	55.2
浪江町 (n=2, 867)	11.2	12.7	23.3	51.5
葛尾村 (n=208)	33.7	5.8	20.2	36.1

* 復興庁、福島県、各市町村が共同で実施した「令和 5 年度原子力被災自治体における住民意向調査」による。

②9福島県「県民健康調査」における基本調査（p97 関連）

表. 外部被ばく実効線量推計状況

実効線量 (mSv)	放射線業務従事経験者を除く			
	人数（人）	割合（％）		
～1 未満	290,978	62.2	93.8	99.8
～2 未満	147,713	31.6		
～3 未満	25,816	5.5	5.8	
～4 未満	1,504	0.3		
～5 未満	505	0.1	0.2	0.2
～6 未満	390	0.1		
～7 未満	231	0.0	0.1	
～8 未満	116	0.0		
～9 未満	78	0.0	0.0	
～10 未満	41	0.0		
～11 未満	37	0.0	0.0	0.0
～12 未満	30	0.0		
～13 未満	13	0.0	0.0	
～14 未満	12	0.0		
～15 未満	6	0.0	0.0	
15 以上～	14	0.0		0.0
計	467,484	100.0	100.0	100.0
最高値	25mSv			

* 1 福島県公表資料から抜粋（令和6年3月末時点）

* 2 原子力発電所事故発生後の行動記録に基づき、空間線量が最も高かった時期（事故発生直後から平成23年7月11日までの4か月間）の個人の外部被ばく実効線量の積算を推計

* 3 推計期間が4か月未満の方を除く。

③⑩福島県におけるホールボディ・カウンタ検査 (p97 関連)

表. 内部被ばくによる預託実効線量測定結果

	平成 23 年 6 月 27 日 ～平成 24 年 1 月 31 日	平成 24 年 2 月 1 日 ～令和 6 年 9 月 30 日	合計
1 mSv 未満	15,384 名	332,056 名	347,440 名
1 mSv	13 名	1 名	14 名
2 mSv	10 名	0 名	10 名
3 mSv	2 名	0 名	2 名
合計	15,409 名	332,057 名	347,466 名

- * 1 福島県公表資料から抜粋（令和 6 年 9 月末時点）
- * 2 平成 24 年 1 月までは、急性摂取シナリオ（平成 23 年 3 月 12 日に吸入摂取したと仮定）によって線量を推定・評価していたが、平成 24 年 2 月からは、将来にわたった長期間の内部被ばくの影響を評価する観点から、日常的な摂取シナリオ（平成 23 年 3 月 12 日から検査日前日まで、毎日均等な量を継続して日常的に、食品により摂取したと仮定）によって線量を評価している。
- * 3 預託実効線量：食品の摂取や呼吸等により体内に取り込まれた放射性物質から長期間にわたって受ける内部被ばく線量について、成人で 50 年間、こどもで 70 歳までの累積線量を推計したもの

③1 3 県の主な追悼施設・震災遺構等 (p100 関連)

○ 被災三県の主な震災伝承施設

岩手県

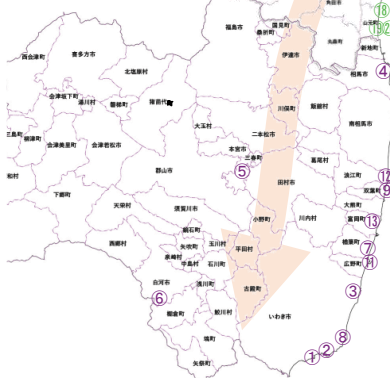
① 津波遺構たろう観光ホテル
② たろう潮里ステーション
③ 宮古市市民交流センター防災プラザ
④ 田老防潮堤
⑤ 震災メモリアルパーク中の浜
⑥ 大船渡市立博物館
⑦ 久慈地下水族科学館もぐらんぴあ
⑧ 3.11東日本大震災遠野市後方支援資料館
⑨ 釜石折りのパーク
⑩ いのちをつなぐ未来館
⑪ 大槌町文化交流センターおしやつち
⑫ 震災遺構明戸海岸防潮堤
⑬ 島越ふれあい公園
⑭ 羅賀ふれあい公園
⑮ 東日本大震災津波伝承館 (愛称:いわてTSUNAMIメモリアル)
⑯ 高田松原津波復興記念公園
⑰ 野田村復興展示室
⑱ 山田町まちなか交流センター
⑲ 大船渡市魚市場
⑳ 陸前高田市立博物館
㉑ タピック45(旧道の駅高田松原)
㉒ 気仙中学校
㉓ 岩手県立図書館「I-ルーム」
㉔ 仕事と学び複合施設「イコウェルすみだ」展示棟
㉕ 大船渡市防災学習館



津波遺構たろう観光ホテル



高田松原津波復興記念公園



宮城県

① 東日本大震災学習・資料室
② せんだい3.11メモリアル交流館
③ 震災遺構 仙台市立荒浜小学校
④ 石巻ニューゼ
⑤ 伝承交流施設 MEET門脇
⑥ 東日本大震災メモリアル 南浜つなぐ館
⑦ 唐桑半島ビジターセンター
⑧ リアス・アーク美術館「東日本大震災の記録と津波の災害史」常設展示
⑨ 気仙沼市 東日本大震災遺構・伝承館
⑩ 津波復興祈念資料館開上の記憶
⑪ 岩沼市 千年希望の丘交流センター
⑫ 東松島市 東日本大震災復興祈念公園
⑬ 高野会館
⑭ 名取市震災メモリアル公園
⑮ 塩竈市津波防災センター
⑯ 石田沢防災センター
⑰ NHK仙台放送局
⑱ 山元町防災拠点・山下地域交流センター (1階 防災情報コーナー)
⑲ 山元町震災遺構 中浜小学校
㉑ 中浜小学校震災モニュメント「3月11日の時計」
㉒ 名取市震災復興伝承館
㉓ 気仙沼市復興祈念公園
㉔ 石巻南浜津波復興祈念公園
㉕ 石巻市震災遺構大川小学校
㉖ 海の見える命の森
㉗ 東日本大震災慰霊碑(日和幼稚園被災園児慰霊碑)
㉘ 石巻市震災遺構門脇小学校
㉙ がんばろう! 石巻看板
㉚ 南三陸町東日本大震災伝承館 南三陸311メモリアル
㉛ 命のらせん階段(旧阿部家住宅)
㉜ 蒲生なかの郷愁館



山元町震災遺構 中浜小学校



気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館

福島県

① アクアマリンふくしま
② いわき市ライブいわきミュージアム「3.11いわきの東日本大震災展」
③ いわき市地域防災交流センター久の浜・大久ふれあい館
④ 相馬市伝承鎮魂祈念館
⑤ 福島県環境創造センター交流棟「コミュニティ福島」
⑥ 小峰城
⑦ みんなの交流館ならはCANvas
⑧ いわき震災伝承みらい館
⑨ 東日本大震災・原子力災害伝承館
⑩ National Training Center ジャイレッジ
⑪ 震災遺構浪江町舘戸小学校
⑫ とみおかアーカイブ・ミュージアム



アクアマリンふくしま



東日本大震災・原子力災害伝承館

「震災伝承施設一覧」<https://www.thr.mlit.go.jp/shinsaidensho/facility/index.html>
(震災伝承ネットワーク協議会事務局(国土交通省東北地方整備局企画部企画課))を基に作成

* 国土交通省からの情報提供等を基に復興庁作成(令和6年9月末時点)

③復興推進計画の認定状況（令和５年１０月１日～令和６年９月３０日）

（p102 関連）

宮城県	R5. 10. 23	気仙沼市	金融上の特例 （利子補給金の支給）	陸上水産養殖施設の新設が促進される。
	R6. 3. 7	利府町	金融上の特例 （利子補給金の支給）	自動車販売店舗等の新設が促進される。
	R6. 7. 26	亘理町	金融上の特例 （利子補給金の支給）	本社工場等の新設が促進される。

福島県	R5. 10. 23	相馬市	金融上の特例 （利子補給金の支給）	宿泊施設（ビジネスホテル）の新設が促進される。
	R5. 10. 23	田村市	金融上の特例 （利子補給金の支給）	石英ガラス部品製造工場等の新設が促進される。
	R5. 10. 23	いわき市	金融上の特例 （利子補給金の支給）	水産物冷凍加工工場の新設が促進される。
	R6. 3. 7	富岡町	金融上の特例 （利子補給金の支給）	野菜加工工場の新設が促進される。

* 復興庁作成（令和６年９月末時点）

③復興整備計画の公表状況*³ (p102 関連)

地域	対象市町村	事業施行地区* ¹	復興整備事業の内容	許認可等の特例
岩手県	○計 12 市町村 (宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、山田町、大槌町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町)	計 272 地区	・市街地開発事業 (宮古市等の計 21 地区) ・集団移転促進事業 (宮古市等の計 45 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (宮古市等の計 95 地区) ・小規模団地住宅施設整備事業 (大槌町の計 7 地区) ・土地改良事業 (釜石市等の計 3 地区) ・その他施設(例：災害公営住宅等)の整備に関する事業 (宮古市等の計 101 地区)	・農地法の転用許可みなし*² (宮古市等の計 105 件) ・都市計画法の事業認可みなし (大船渡市等の計 6 件)
宮城県	○計 14 市町 (仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町)	計 480 地区	・市街地開発事業 (石巻市等の計 32 地区) ・集団移転促進事業 (仙台市等の計 191 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (石巻市等の計 67 地区) ・土地改良事業 (南三陸町等の計 2 地区) ・津波防護施設の整備に関する事業 (山元町の計 1 地区) ・その他施設(例：災害公営住宅等)の整備に関する事業 (仙台市等の計 187 地区)	・農地法の転用許可みなし*² (仙台市等の計 459 件) ・都市計画法の開発許可みなし (石巻市等の計 185 件) ・都市計画法の建築許可みなし (仙台市の計 4 件) ・自然公園法の建築許可等みなし (石巻市等の計 38 件)
福島県	○計 13 市町村 (いわき市、相馬市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯館村)	計 297 地区	・市街地開発事業 (いわき市等の計 7 地区) ・集団移転促進事業 (いわき市等の計 42 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (いわき市等の計 85 地区) ・小規模団地住宅施設整備事業 (いわき市の計 3 地区) ・土地改良事業 (相馬市等の計 14 地区) ・造成宅地滑動崩落対策事業 (檜葉町の計 1 地区) ・その他施設(例：災害公営住宅等)の整備に関する事業 (いわき市等の計 145 地区)	・農地法の転用許可みなし*² (いわき市等の計 265 件) ・都市計画法の開発許可みなし (いわき市等の計 25 件) ・森林法の許可みなし (飯館村等の計 2 件) ・都市計画法の事業認可みなし (浪江町の 1 件)

* 1 個別の事業による地区数

* 2 東日本大震災復興特別区域法第 49 条第 1 項による同意数を含む。

* 3 自治体ホームページ公表資料を基に復興庁作成(令和 6 年 9 月末時点)

③復興交付金（県別の交付可能額）（p103 関連）

第 1 回：平成 24 年 3 月 2 日	第 2 回：平成 24 年 5 月 25 日	第 3 回：平成 24 年 8 月 24 日
第 4 回：平成 24 年 11 月 30 日	第 5 回：平成 25 年 3 月 8 日	第 6 回：平成 25 年 6 月 25 日
第 7 回：平成 25 年 11 月 29 日	第 8 回：平成 26 年 3 月 7 日	第 9 回：平成 26 年 6 月 24 日
第 10 回：平成 26 年 11 月 25 日	第 11 回：平成 27 年 2 月 27 日	第 12 回：平成 27 年 6 月 25 日
第 13 回：平成 27 年 12 月 1 日	第 14 回：平成 28 年 2 月 29 日	第 15 回：平成 28 年 6 月 24 日
第 16 回：平成 28 年 12 月 1 日	第 17 回：平成 29 年 2 月 28 日	第 18 回：平成 29 年 6 月 23 日
第 19 回：平成 29 年 12 月 1 日	第 20 回：平成 30 年 2 月 28 日	第 21 回：平成 30 年 6 月 27 日
第 22 回：平成 30 年 11 月 30 日	第 23 回：平成 31 年 2 月 28 日	第 24 回：令和 元年 6 月 27 日
第 25 回：令和 元年 11 月 29 日	第 26 回：令和 2 年 2 月 28 日	第 27 回：令和 2 年 6 月 26 日
第 28 回：令和 3 年 2 月 26 日	第 29 回：令和 3 年 3 月 19 日	

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	新潟県	長野県	合 計
事業費	1.0	70.8	11,109.8	24,702.0	4,420.2	681.2	8.7	51.5	621.9	1.5	26.1	41,694.7
（うち第 1 回）	—	18.3	957.2	1,437.8	603.4	28.2	8.1	—	1.8	—	—	3,054.9
（うち第 2 回）	—	0.9	980.6	1,703.6	370.9	44.6	—	—	53.9	0.9	9.9	3,165.4
（うち第 3 回）	0.2	0.8	594.3	1,020.7	182.1	5.7	—	0.5	1.6	0.1	—	1,805.9
（うち第 4 回）	—	17.4	2,401.7	5,059.1	986.5	294.8	—	—	41.4	—	1.9	8,802.8
（うち第 5 回）	—	1.3	509.0	1,657.6	349.4	10.8	—	2.5	3.2	—	4.6	2,538.4
（うち第 6 回）	0.8	3.0	218.3	284.3	122.9	1.6	—	—	1.2	0.08	—	632.0
（うち第 7 回）	—	2.5	325.4	1,561.4	359.5	87.2	—	—	2.2	—	—	2,338.2
（うち第 8 回）	—	3.8	622.7	1,742.2	204.5	21.0	—	—	17.1	—	4.5	2,615.8
（うち第 9 回）	—	3.0	143.3	504.4	39.1	4.2	0.6	—	7.2	0.05	—	702.0
（うち第 10 回）	—	14.6	868.7	2,657.9	626.7	62.9	—	2.1	8.9	—	—	4,241.7
（うち第 11 回）	—	2.7	534.5	988.7	178.6	29.4	0.05	—	299.8	—	2.8	2,036.7
（うち第 12 回）	—	0.2	183.3	262.3	29.4	73.7	—	38.4	147.1	0.05	0.8	735.2
（うち第 13 回）	—	—	394.5	1,169.7	102.2	0.3	—	—	—	—	—	1,666.6
（うち第 14 回）	—	1.2	399.1	955.6	119.8	3.4	—	—	7.5	—	0.5	1,487.0
（うち第 15 回）	—	—	31.5	167.8	10.9	0.09	—	—	—	0.05	—	210.3
（うち第 16 回）	—	—	485.4	482.6	11.5	11.2	—	—	—	—	—	990.7
（うち第 17 回）	—	—	293.4	520.4	39.3	—	—	3.0	16.9	—	—	872.9
（うち第 18 回）	—	—	5.2	65.4	3.4	—	—	—	—	0.05	—	74.1
（うち第 19 回）	—	—	497.6	425.9	18.8	—	—	—	—	—	—	942.3
（うち第 20 回）	—	—	52.3	316.7	37.0	—	—	—	12.1	—	—	418.1
（うち第 21 回）	—	—	3.9	47.1	0.8	—	—	—	—	0.05	—	51.9
（うち第 22 回）	—	—	185.4	570.3	4.3	—	—	—	—	—	—	760.0

(うち第 23 回)	—	0.4	30.4	212.3	3.1	—	—	—	—	—	0.7	246.9
(うち第 24 回)	—	—	21.5	29.6	0.3	—	—	5.1	—	0.05	—	56.6
(うち第 25 回)	—	—	169.4	673.2	12.0	1.3	—	—	—	—	—	855.9
(うち第 26 回)	—	0.6	187.0	174.5	3.9	0.9	—	—	—	—	0.4	367.3
(うち第 27 回)	—	—	14.3	5.9	—	—	—	—	—	0.05	—	20.3
(うち第 28 回)	—	—	—	0.5	0.0005	0.005	—	—	—	—	—	0.5
(うち第 29 回)	—	—	—	4.8	—	—	—	—	—	—	—	4.8
	北海道	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	新潟県	長野県	合 計
国費	0.7	57.2	8,914.4	19,800.0	3,508.6	522.5	6.6	38.7	412.4	1.2	21.2	33,283.5
(うち第 1 回)	—	15.7	797.6	1,162.3	505.1	21.9	6.1	—	1.4	—	—	2,510.2
(うち第 2 回)	—	0.7	798.5	1,418.2	306.1	37.2	—	—	42.0	0.8	8.4	2,611.9
(うち第 3 回)	0.2	0.6	485.8	804.3	137.7	4.3	—	0.4	1.2	0.1	—	1,434.6
(うち第 4 回)	—	13.8	1,953.4	4,134.8	788.4	223.9	—	—	32.1	—	1.6	7,148.0
(うち第 5 回)	—	1.0	405.4	1,307.3	267.0	8.0	—	1.9	2.4	—	3.5	1,996.6
(うち第 6 回)	0.6	2.3	183.8	238.7	99.4	1.3	—	—	0.9	0.06	—	527.2
(うち第 7 回)	—	2.0	250.2	1,237.3	274.2	66.7	—	—	1.7	—	—	1,832.0
(うち第 8 回)	—	3.0	488.1	1,453.0	165.4	17.2	—	—	12.1	—	3.6	2,142.3
(うち第 9 回)	—	2.4	113.9	386.2	30.0	3.2	0.5	—	5.4	0.04	—	541.5
(うち第 10 回)	—	11.4	692.9	2,115.0	489.8	47.9	—	1.5	6.8	—	—	3,365.4
(うち第 11 回)	—	2.2	417.8	771.1	137.6	22.3	0.04	—	184.6	—	2.3	1,538.0
(うち第 12 回)	—	0.1	145.6	197.4	22.0	55.3	—	28.8	94.4	0.04	0.6	544.2
(うち第 13 回)	—	—	314.1	950.5	79.8	0.2	—	—	—	—	—	1,344.7
(うち第 14 回)	—	1.0	319.2	761.1	97.5	2.7	—	—	5.7	—	0.4	1,187.5
(うち第 15 回)	—	—	24.5	138.9	8.0	0.07	—	—	—	0.05	—	171.6
(うち第 16 回)	—	—	379.7	382.1	9.0	8.6	—	—	—	—	—	779.4
(うち第 17 回)	—	—	234.6	409.5	29.2	—	—	2.2	12.7	—	—	688.2
(うち第 18 回)	—	—	4.2	48.5	2.6	—	—	—	—	0.04	—	55.3
(うち第 19 回)	—	—	381.0	326.4	14.2	—	—	—	—	—	—	721.6
(うち第 20 回)	—	—	42.0	240.6	27.3	—	—	—	9.1	—	—	318.9
(うち第 21 回)	—	—	3.1	36.6	0.6	—	—	—	—	0.04	—	40.4
(うち第 22 回)	—	—	141.4	428.8	2.9	—	—	—	—	—	—	573.1
(うち第 23 回)	—	0.3	25.6	171.0	2.4	—	—	—	—	—	0.6	200.0
(うち第 24 回)	—	—	17.8	20.9	0.2	—	—	3.9	—	0.04	—	42.9
(うち第 25 回)	—	—	130.8	511.0	9.0	1.0	—	—	—	—	—	651.9

(うち第 26 回)	—	0.5	151.0	141.2	3.0	0.7	—	—	—	—	0.3	296.8
(うち第 27 回)	—	—	12.2	3.6	—	—	—	—	—	0.04	—	15.9
(うち第 28 回)	—	—	—	0.4	0.0005	0.004	—	—	—	—	—	0.4
(うち第 29 回)	—	—	—	3.6	—	—	—	—	—	—	—	3.6

* 1 県別、単位は億円

* 2 復興庁作成（令和 3 年 9 月末時点）

* 3 端数処理のため合計値が異なる場合がある。

③⑤復興交付金を活用した主な事業（事業間流用後の事業費）（p103 関連）

- ・ 防災集団移転促進事業（28 市町村、約 5,519 億円）
- ・ 災害公営住宅整備事業等（63 市町村、約 7,049 億円）
- ・ 道路事業（50 市町村、約 5,692 億円）
- ・ 水産・漁港関連施設整備事業（36 市町村、約 2,778 億円）
- ・ 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）
（22 市町村、約 4,628 億円）
- ・ 農地整備、農業用施設等整備事業（40 市町村、約 2,111 億円）